

令和7年 第125回定例会

あわらし市議会会議録

令和7年2月25日 開会

令和7年3月21日 閉会

あわらし市議会

令和7年 第125回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号 (2月25日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第1号から議案第7号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	10
議案第8号から議案第15号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	13
議案第16号から議案第24号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	20
議案第25号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	22
議案第26号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	22
議案第27号から議案第29号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	23
議案第30号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	25
請願第1号から請願第4号及び陳情第1号の一括上程・委員会付託	26
散会の宣言	26
署名議員	27

第 2 号 (3月6日)

議事日程	28
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条により出席した者	29
事務局職員出席者	29
開議の宣告	30
会議録署名議員の指名	30
一般質問	30
木下勇二君	30
一般質問	39
八木秀雄君	39
一般質問	50
堀田あけみ君	50
一般質問	57
青柳篤始君	57
一般質問	63
島田俊哉君	63
一般質問	71
北浦博憲君	71
延会の宣言	78
署名議員	78

第 3 号 (3月7日)

議事日程	79
出席議員	80
欠席議員	80
地方自治法第121条により出席した者	80
事務局職員出席者	80
開議の宣告	81
会議録署名議員の指名	81
一般質問	81
山 川 知一郎 君	81
一般質問	87
室 谷 陽一郎 君	87
一般質問	102
三 上 寛 了 君	102
一般質問	110
卯 目 ひろみ 君	110
一般質問	114
平 野 時 夫 君	114
一般質問	123
北 島 登 君	123
散会の宣言	131
署名議員	132

第 4 号 (3月21日)

議事日程	133
出席議員	135
欠席議員	135
地方自治法第121条により出席した者	135
事務局職員出席者	135
開議の宣告	136
会議録署名議員の指名	136
議案第2号から議案第15号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	136
議案第16号から陳情第2号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	147
報告第1号の上程・提案理由説明	159
発議第1号及び発議第2号の一括の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	160
議員派遣の件	161
閉議の宣告	162
市長閉会挨拶	162
議長閉会挨拶	162
閉会の宣告	163
署名議員	163

第125回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

令和7年2月25日(火)

午前9時30分開議

1.開会の宣告

1.市長招集挨拶

1.開議の宣告

1.諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 令和6年度あわら市一般会計補正予算(第10号)

日程第 4 議案第 2号 令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 5 議案第 3号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 議案第 4号 令和6年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第 5号 令和6年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第 8 議案第 6号 令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第5号)

日程第 9 議案第 7号 令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第 8号 令和7年度あわら市一般会計予算

日程第11 議案第 9号 令和7年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第12 議案第10号 令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第11号 令和7年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算

日程第14 議案第12号 令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第15 議案第13号 令和7年度あわら市水道事業会計予算

日程第16 議案第14号 令和7年度あわら市公共下水道事業会計予算

日程第17 議案第15号 令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算

日程第18 議案第16号 あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第17号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第18号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 あわら市一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 3 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書
- 日程第 3 4 請願第 2 号 訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の請願
- 日程第 3 5 請願第 3 号 従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願
- 日程第 3 6 請願第 4 号 ノーベル平和賞を授賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第 3 7 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

(散 会)

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎議長開会宣告

○議長（毛利純雄君） ただいまから、第125回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時31分）

◎市長招集挨拶

○議長（毛利純雄君） 開会に当たり、市長から招集のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本日ここに、第125回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、本定例会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は、念願であった北陸新幹線芦原温泉駅の開業や、あわら市制施行20周年記念・将棋の竜王戦開催により、市内外から多くの注目を集め、本市の魅力を全国に広く発信でき、知名度向上や観光誘客、地域経済の活性化を図ることができた1年となりました。

また、中学生の学校給食費の無償化や奨学金返還支援制度の創設など、子育て世代や若者の経済的負担を軽減するとともに、子ども議会や「市長ふれあいトーク」など、次世代の声を伺う機会を設けてまいりました。

一方で、去年発生した能登半島地震では、市内でも大きな被害が生じ、被災者支援や災害復旧に取り組むとともに、防災対策の強化を図ったところです。

令和7年度は、これまでの取組をさらに深化させるとともに、次の3つを重要な視点と捉え、力強く活気にあふれたまちづくりに取り組んでまいります。

まず、一つ目は、「子ども・若者施策」です。

市の活力を今後も維持していくためには、一人でも多くの子どもが、あわら市で生まれ、育ち、働くことができる環境を整えていくことが極めて重要であると考えております。

現在、「あわら市こども・若者計画」の策定を進めているほか、全天候型の子どもの遊び場整備など、子どもや若者が希望を持って住み続けられるまちづくりに取り組んでまいります。

二つ目は、「新幹線開業効果の継続」です。

本市の活力をさらに高めていくためには、新幹線開業効果を持続可能な発展へとつなげることが重要と考えております。

芦原温泉駅周辺では、まち歩きを促進する竹田川周遊エリア整備などによる周辺の一体的なにぎわいづくりを進めるほか、本市のトップブランドであるあわら温泉を核とする観光まちづくりビジョンの実現に向けた様々なプロジェクトによるにぎ

わいづくりを推進してまいります。

三つ目は、「防災」です。

本年は、行政組織の危機管理体制を強化するほか、避難所となる両中学校体育館の空調整備、各種マニュアル・計画の見直しを行うなど、安全・安心なまちづくりを加速させてまいります。

一方で、本年は、市の最上位計画である総合振興計画をはじめ、都市計画マスタープランなど重要な計画の締めくくりをしっかりと行うとともに、次なるステージに向けて、市民参画を重視しながら、将来を見据えた計画の改訂を行ってまいります。

また、一昨年からスタートした人口減少対策、情報発信戦略、ゼロカーボンシティ推進の3つの庁内横断チームについては、脱炭素化に向けた市民の意識醸成やインフルエンサーによる情報発信など、積極的に取り組んでまいります。そのほか、健全な財政運営として、ふるさと納税のさらなる強化を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本年も、市民の皆様の声に耳を傾け、その声に応えながら「暮らしやすく幸せを実感できるまち」を実現していくという考えの下、職員と思いを一つに、市政を前に進め、明るい未来を切り開いていきたいと思っておりますので、さらなるご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、市政に関する取組状況等について、報告させていただきます。

初めに、「あわら市生涯学習推進大会」について申し上げます。

去る2月15日に、中央公民館大ホールにおいて、令和6年度あわら市生涯学習推進大会を開催いたしました。

大会では、ふるさとづくりに献身的に取り組まれ、地域の発展にご尽力いただいた方々に対し、表彰を行いました。

その後、NHKエンタープライズエグゼクティブ・プロデューサー堅達京子氏をお招きし、「地球沸騰化を食い止めよう！あわらを豊かにする脱炭素のまちづくり」と題した講演会を実施いたしました。また、脱炭素とまちづくりについて、堅達氏と副市長との対談も行われ、約120人の来場者が熱心に耳を傾けました。

次に、「あわら市紹興市友好都市締結40周年記念事業」について申し上げます。

去る2月21日から22日に、潘亚英紹興市人民対外友好協会専職副会長を団長とする3名の紹興市訪問団の皆様をお招きし、あわら市紹興市友好都市締結40周年記念事業を開催いたしました。

21日に開催した記念式典には、昨年、あわら市日本中国友好協会と連携協定を締結した仙台市日中友好協会の皆様をはじめ、多くのご来賓や関係者の皆様が出席したほか、22日には、大阪大学適塾記念センターによる「三人の藤野先生企画展特別講演会」が行われました。

40年間の交流を振り返りながら、藤野巖九郎と魯迅の師弟愛を起源とする両市の絆を再確認するとともに、今後、綿々と続く友好関係を誓い合いました。

引き続き、教育や文化はもとより、観光や産業など、各分野において幅広く友好

交流を推進してまいりたいと考えております。

さて、今定例会に提出いたします議案は、令和6年度補正予算や令和7年度当初予算のほか、条例の制定に関するものなど30議案となっております。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（毛利純雄君） 続きまして、諸般の報告を申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 事務局長。

○事務局長（東 俊行君） 諸般の報告をいたします。

本定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会に市長より提出されました付議事件は、議案30件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下15名であります。

以上でございます。

○議長（毛利純雄君） 次に、一部事務組合議会等の報告につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

○議長（毛利純雄君） 次に、特別委員会の閉会中における所管事務調査について、その調査結果の報告を求めます。

○議長（毛利純雄君） 初めに、環境対策調査特別委員会について、委員長、14番、山川知一郎君、報告をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 環境対策調査特別委員会の行政視察の報告を申し上げます。

今年2月4日と5日、徳島県上勝町及び徳島県徳島市に研修に行かせていただきました。

上勝町ではゼロ・ウェイスト、木質バイオマスについて、また徳島市ではSDGs未来都市についてということで視察を行いました。

上勝町についてでございますが、人口1,331人、所帯数708所帯、農業と林業中心の小さな町でございますが、40年ほど前からいりどり事業、いわゆる葉っぱビジネスに取り組み、80歳過ぎのおばあちゃんでも年間2,000万円以上売上

げをしているという町として有名でございます。

この上勝町が平成15年、全国で初めてゼロ・ウェイスト宣言をして廃棄物ゼロに取り組んでいます。

令和2年に町内に1か所だけあるごみステーションをゼロ・ウェイストセンターとしてリニューアルし、住民が40種類以上に分別するスペースはもちろん、業者が回収に来るまでのストックヤードやリサイクルショップなども併設しております。

上勝町にはごみ収集車というものがありません。住民一人一人が廃棄物をこのセンターに持ってきて、分別をして、回収ボックスに入れていき、資源として利用できるものは業者に引き取ってもらう。回収ボックスには廃棄するための費用と資源として引き取ってもらう収益とが記載されており、住民のリサイクル意識を高めています。

生ごみは各家庭でコンポストなどで堆肥化して利用されており、プラスチックや紙などを含め、全体のリサイクル率は80%以上ということでございます。

上勝町は山間部の町でございますが、リサイクル意識の高さを反映して、廃棄物の不法投棄はほとんどないということでございました。

木質バイオマス事業については、森林整備の際に発生する木材をチップにして、町営温泉施設の燃料として利用しようということでやられておりますが、温泉施設の老朽化や燃料費の高騰などにより、経営は厳しいということでありました。

次に、徳島市のSDGs未来都市についてでございますが、徳島市は令和4年にSDGs未来都市に選定され、「SDGsでまちの未来を創ろう！持続可能なわくわくするまち・とくしまの実現」を掲げ、各種団体や大学教授等で構成されたSDGs未来都市実現協議会を設立し、取組を行っております。

取組の一つはダイバーシティ社会の実現であり、子どもたちの声を反映するため、子どもたちの取組に対する助成や表彰、民間企業と連携してイベントや出前授業などを実施しております。

また、女性の声を反映させるため、女性若手起業家育成支援、フェムテックの実証実験や、女性活躍応援ポータルサイトを立ち上げております。

もう一つの事業はパートナーシップ連携強化事業でありまして、現在33の民間企業との包括連携協定が進んでおり、周遊船の動力を再生可能エネルギーにしたり、平日は公用車、休日は観光客が利用できるカーシェアの実証実験を行っております。

そのほか、ペットボトルの回収や食品ロスの削減などにも企業として連携して取り組んでおります。

民間との連携が進んでいるのは企業からの提案が多いとのことだったが、行政だけでは難しいことも企業や外部団体の協力により実現していくことも多々あり、外部からの提案を真摯に受け止めることが、持続可能な社会づくりのポイントになるというふうに感じました。

以上でございます。

○議長（毛利純雄君） 次に、総合交通まちづくり調査特別委員会について、委員長、3

番、島田俊哉君、報告願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) それでは、総合交通まちづくり調査特別委員会におきまして、先月1月30日と31日、埼玉県の中の二つの市において実施いたしました行政視察についてその概要を報告いたします。

まず、視察の初日は埼玉県の羽生市に伺いました。羽生市では、ふるさと納税3.0について視察を行いました。

羽生市は、ゆるキャラを活用したまちづくりや伝統工芸の藍染めなど、地域らしさを活用した取組に挑戦してきましたが、観光資源に限られる現状に限界を感じ、令和6年度から本格的に力を注いでいるのがふるさと納税3.0でした。

羽生市がふるさと納税3.0に取り組むためにまず行ったことは、先進自治体との積極的な連携でございまして、ふるさと納税の先進自治体として知られる大阪府泉佐野市から実務的なノウハウを学び、また、高知県の須崎市の元職員が立ち上げた会社とは伴走型の業務委託契約を結んでおり、自治体特有の課題も共有した上での支援が受けられる点が強みということでした。こうした連携によりまして、羽生市は迅速かつ効果的にふるさと納税3.0を推進していました。

注目すべきは羽生市独自の柔軟な制度設計でありまして、参加事業者の補助金の上限や下限の制限を設けておらず、小規模事業者でも少額な補助金を目標に、参加できる環境を整えていました。

これにより、少額でも新しいことに挑戦したいと考える地元の事業者が気軽に参加できるようになり、ふるさと納税3.0を通じた地域活性化が期待されてきました。

また、返礼品の数を増やし、質を高めるため、応募事業者への積極的なアプローチや中間事業者との連携を強化し、事業者は返礼品を継続的に生産、提供できるようになり、市としても新たな財源を確保することが可能となっており、単なる短期的な資金調達に終わらない持続的成長を生み出すことを目指しておりました。

次に、翌2日目は埼玉県川口市の三次交通について、自動運転バス及び自動運転パーソナルモビリティの実証実験の取組を視察しました。

川口市は人口約60.7万人を超える大都市でございます。かつて鋳物産業で大きく栄えた歴史を持つ都市ですが、近年、高齢化や都心への消費の流出、また、地域内東西方向の交通網の脆弱化といった問題に直面しており、内閣府の近未来技術等社会実装事業に選定されたことを契機に、自動運転バスや自動運転パーソナルモビリティを用いた実証実験を行い、新たな交通サービスの可能性を探っていました。

川口市が実施した自動運転バスの実証実験は、主にレベルⅣの自動運転を念頭に置き、公道での走行安全性や事業採算性、また、利用者の費用負担への抵抗などを検証にすることが目的でございまして、2019年に始まった最初の実証実験は、自動運転バスで二つの拠点間の移動を検証するもので、国の交付金と市費の折半で、約4,100万円の費用が投じられておりました。

実験では、自動運転に対する利用者の安全面等の不安が依然として大きいことが浮き彫りになる一方、あると便利だというふうな肯定的な声も一定数出ていました。

一方、パーソナルモビリティは高齢者や返納者がラストワンマイルを移動する手段として活用できるかを探ることが目的で、2020年には約8,200万円の費用が投じられ、この事業も国と市が折半して資金を拠出し、市民には「自転車以上バイク未満」というキャッチフレーズを周知しながら、乗り心地や安全性を体感してもらう場を設けたことで、パーソナルモビリティの認知と理解を広げていました。

しかし、これらの実験は一定の成果を上げつつも、専用道路が必要となるレベルⅣの自動運転バスについては、当初想定の倍以上の整備費用と長い工期が課題となり、2023年には予算措置を終了せざるを得ず、実装へのハードルが高い現実が浮き彫りとなっていました。

また、パーソナルモビリティに関しても、公道で安全に走行するための法整備や運行管理の体制づくりが追いついていないことから、完全自動運転の早期実現は難しいと判断し、これも同時期に終了せざるを得なかったとのことでした。

川口市の取組は人口に関係なく、今日自治体が抱える高齢社会の対応や交通不便地域の課題を解決すべく、自動運転技術をどう生かすかという先進的な取組として、全国の自治体に大きな示唆を与える一方、これらの課題は自動運転技術だけで一足飛びに解決できるわけではないということも示しているなというふうに感じました。

また、実証実験では、多くの市民が便利になる、外出のハードルが下がると感じつつも、まだ怖いと、今の技術に不安があるんだというふうな意見を抱えていることから、新しい技術を導入するには、住民の理解も両輪で進める必要があるんだなというふうに感じました。

あわら市においても、近い将来において、自動運転バスや高齢者のモビリティの活用によるラストワンマイル、また、ファーストワンマイルのリデザインが必要になると考え、貴重な視察となりました。

以上、当委員会が行った行政視察の報告といたします。

○議長（毛利純雄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、山田重喜君、12番、八木秀雄君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（毛利純雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月21日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

◎議案第1号から議案第7号の一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長(毛利純雄君) 日程第3、議案第1号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第10号)、日程第4、議案第2号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第5、議案第3号、令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第6、議案第4号、令和6年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第3号)、日程第7、議案第5号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算(第4号)、日程第8、議案第6号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第5号)、日程第9、議案第7号、令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)、以上議案7件を一括議題といたします。

○議長(毛利純雄君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) ただいま上程されました議案第1号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第10号)から議案第7号、令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)までの7議案について提案理由を申し上げます。

議案第1号、令和6年度あわら市一般会計補正予算(第10号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ18億7,616万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ183億7,749万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、歳入歳出各項目において事業費の確定や精算などに伴う増減をするほか、国の第1号補正予算に伴う事業に要する経費や、ふるさと納税の増に伴う返礼品代などの増額を計上しております。

それでは、補正の内容について、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、企画費でふるさと納税の返礼品や業務委託料などで合計1億2,317万円を計上する一方、定額減税調整給付費で定額減税調整給付金1,770万円などを減額いたしております。

民生費では、こども園費で私立認定こども園施設型給付金4,800万円などを計上する一方、住民税非課税世帯等臨時特別給付費で低所得者世帯支援給付金1,841万円などを減額いたしております。

衛生費では、塵芥処理費で指定ごみ袋作成委託料880万円などを減額いたしております。

農林水産業費では、農地費で国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備事業負担

金2,290万7,000円などを計上する一方、多面的機能支払交付金事業補助金2,373万円などを減額いたしております。

商工費では、商工振興費で食品加工施設等整備支援事業補助金1,899万8,000円、中小企業支援緊急資金保証料補給金1,632万6,000円などを減額いたしております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で国の補正予算などに伴い、道路改良事業3,565万6,000円、除雪対策費で除雪作業委託料7,500万円を計上する一方、都市計画総務費で土地改良施設機能補償工事2,862万6,000円などを減額いたしております。

消防費では、災害対策費で国の補正予算に伴い、給水車や避難所用備品の整備費8,000万円などを計上いたしております。

教育費では、学校管理費で国の補正予算に伴い、小学校特別室設備改修工事3,500万円を計上する一方、海外派遣費で国際交流派遣事業委託料316万7,000円などを減額いたしております。

公債費では、地方債償還に係る元金と利子合計516万1,000円を減額いたしております。

諸支出金では、財政調整基金費で、決算剰余金分を含め4億2,080万7,000円、ふるさとあわらサポート基金費で、ふるさと納税寄附金分を含め12億5,088万3,000円などを計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

地方交付税5億5,922万4,000円、国庫支出金1億2,582万円、寄附金12億5,212万8,000円、繰越金6億1,208万円、市債7,720万円などを計上する一方、県支出金4,310万8,000円、繰入金6億6,573万1,000円などを減額いたしております。

次に、繰越明許費であります。民生費で低所得者世帯支援給付金事業8,614万9,000円、農林水産業費で湛水防除事業負担金4,569万2,000円、土木費で社会資本整備総合交付金事業舗装改良事業3,500万円、消防費で防災資機材整備事業8,000万円、教育費で小学校施設整備事業3,500万円など17事業について、それぞれ翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正であります。給水車両整備事業1,200万円など2件の追加、湛水防除事業負担金など11件の変更を行っております。

議案第2号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ2,614万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,755万円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費で一般被保険者療養費200万円、諸支出金で保険給付費等交付金償還金1,466万7,000円などを計上する一方、保険給付費で一般被保険者療養給付費4,000万円などを減額いたしております。

歳入といたしましては、繰越金で6,155万4,000円、諸収入で療養給付費

等返還金1,091万9,000円などを計上する一方、繰入金で一般会計繰入金780万6,000円、国民健康保険基金繰入金5,000万円などを減額いたしております。

議案第3号、令和6年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ487万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,782万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で487万5,000円を減額しており、歳入といたしましては、一般会計繰入金で同額を減額いたしております。

議案第4号、令和6年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ527万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,676万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、公債費で地方債償還に係る元金と利子合わせて527万1,000円を減額いたしております。

歳入といたしましては、国庫支出金で136万2,000円、一般会計繰入金で60万9,000円、市債で330万円を減額いたしております。

また、地方債の補正につきましては、国道8号金津道路事業について330万円減額し、6,660万円とする変更を行うものであります。

議案第5号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、収益的支出として、営業費用で減価償却費722万8,000円などを減額し、補正後の予定額を7億67万1,000円とするものであります。

また、資本的収入では、企業債2,680万円を減額するほか、資本的支出では、建設改良費で、事務費2,848万8,000円を減額しております。

議案第6号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、収益的支出として、営業費用で管渠費140万5,000円、減価償却費134万1,000円などを減額し、補正後の予定額を11億3,784万円とするものであります。

また、資本的収入では、流域下水道事業債1,210万円を計上いたしております。

資本的支出では、国の補正予算に伴い九頭竜川流域下水道建設負担金1,212万2,000円を計上し、補正後の予定額を8億9,959万3,000円とするものであります。

議案第7号、令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、収益的収入として、消火栓維持管理負担金34万3,000円、資本的収入として、同じく消火栓維持管理負担金63万1,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要であります。

これら7議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第1号から議案第7号までの7議案につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

◎議案第8号から議案第15号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第10、議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算、日程第11、議案第9号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第12、議案第10号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、議案第11号、令和7年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第14、議案第12号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第15、議案第13号、令和7年度あわら市水道事業会計予算、日程第16、議案第14号、令和7年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第17、議案第15号、令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案8件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算から議案第15号、令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算までの8会計の予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

全国的に人件費の上昇や物価の高騰が進む中、JR芦原温泉駅周辺整備事業をはじめとする大型事業に係る市債の償還開始により、今後数年間は公債費の増加が見込まれており、経常経費は確実に増加をしております。

こうした厳しい状況ではありますが、昨年春に開業した北陸新幹線芦原温泉駅の効果は着実に現れてきており、今後もその効果を持続させていく必要があります。

市としましても、今後も住み続けたいくなる、移住先・定住先に選ばれるようなまちづくりのため、給食費負担軽減事業や子どもの遊び場整備事業をはじめとした子ども・若者世代への各施策に継続的に取り組むほか、移住・定住特設サイトの開設や企業等魅力紹介ガイドブックの改訂など、情報発信の強化を着実に進めてまいります。

また、新幹線開業効果を持続可能な発展へとつなげるため、あわら市観光まちづくりビジョンを基に、観光まちづくりを着実に実施していくとともに、竹田川周遊エリアの整備や北潟湖畔活性化プロジェクトを通じて、住む人も来る人も満足でき

るまちづくりを推進してまいります。

さらに、能登半島地震を教訓とし、行政機関と地域の双方の防災力強化を図るほか、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅ホームのスロープ設置など、防災・福祉両面で安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

このほか、世界規模の取組であるゼロカーボンや人手不足を補うためのDXの推進、農業・商工業の振興など、取り組むべき多くの課題があります。

令和7年度当初予算では、こうしたあわら市の課題解決に必要な事業を中心に予算編成を行っております。

本市の財政状況は引き続き厳しい状況ではありますが、今後も、市議会の皆様としっかりとした議論を交わしながら市勢発展に全力で努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、各会計予算の内容につきましては、副市長から説明しますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 副市長、前川嘉宏君。

○副市長(前川嘉宏君) それでは、私から議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算及び議案第9号から第15号までの各特別会計等予算について、その概要を申し上げます。

まず、議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ174億3,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして19億7,000万円、12.7%の増となっております。

この額は、当初予算の規模としては過去最高額となっております。

この原因としては、人件費の上昇や物価の高騰のほか、ふるさと納税が好調なことや、市民の安全・安心な生活を守るための予算を強化したことなどによるものです。

それではまず、歳入の主なものについて申し上げます。

第1款 市税は、総額44億522万6,000円で、前年度と比較して2億80万円、4.8%の増となっております。

これは、令和6年に実施した定額減税が終了したことにより個人市民税が本来の税額に戻ったことなどによるものです。

第2款の地方譲与税から第10款の地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案し、合計で10億1,790万円を計上しており、前年度比で9.8%の減となっております。

これは、定額減税が終了したことにより、定額減税減収補填特別交付金が廃止となったことなどによるものです。

第11款 地方交付税は、36億円を計上しており、前年度比6.5%の増となっております。

増額の要因としては、普通交付税において、人件費や物価の高騰分などが措置さ

れることによるものです。

第13款 分担金及び負担金は、こども園料、給食費負担金、放課後児童健全育成事業負担金などで、前年度比15.0%の減となる1億2,832万2,000円を計上いたしております。

減額の要因としては、中学生の給食費負担金の全額無償化などによるものです。

第14款 使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市営駐車場使用料、一般廃棄物処理手数料、窓口証明手数料などで、前年度比3.5%の増となる1億7,757万4,000円を計上いたしており、増額の要因としては、道路占用料や市営駐車場使用料の増が主な要因であります。

第15款 国庫支出金は、23億2,724万1,000円を計上しており、前年度比36.2%の増となっております。

増額の要因としては、児童手当の制度変更を含む各種扶助費の増に伴う国庫負担金のほか、社会資本整備総合交付金事業の拡充や竹田川周辺エリア整備事業の本格化などに伴う国庫補助金の増などによるものです。

第16款 県支出金は、15億2,647万8,000円を計上しており、前年度比4.8%の増となっております。

これは、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅ホームのスロープ設置や木造住宅耐震改修促進事業に伴う県補助金のほか、参議院議員選挙や国勢調査に伴う委託金の増などによるものです。

第19款 繰入金は、25億9,319万5,000円を計上しており、前年度比27.3%の増となっております。

これは、前年度に比べ、財政調整基金繰入金を1億4,000万円増の13億7,000万円、ふるさとあわらサポート基金繰入金を4億1,077万4,000円増の10億5,500万円を計上したことなどによるものです。

第21款 諸収入は、5億6,311万円で、前年度比22.4%の減となっております。北陸新幹線整備関連事業補償金やシステム標準化に係る支援補助金の減額が主な要因であります。

第22款 市債は、前年度比127.6%増の10億6,300万円を計上いたしております。

主な内容は、総務債2億7,650万円、農林水産業債1億650万円、土木債2億3,730万円、教育債4億900万円などであります。

次に、歳出につきましては、まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、80億6,680万6,000円で、前年度比8.2%の増、構成比は46.3%となっております。

また、義務的経費以外のその他の経費は、93億6,319万4,000円で、前年度比17.0%の増、構成比は53.7%であります。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費では、人事院勧告や会計年度任用職員数の増などの影響により2億6,389万9,000円の増。

扶助費では、児童手当支給事業や私立認定こども園施設型給付金などの増額により2億7,595万3,000円の増。

物件費では、物価高騰の影響などにより2億2,599万2,000円の増。

補助費等では、ふるさと納税に係る記念品などの増額や、ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の新設などにより3億9,065万1,000円の増。

普通建設事業費では、非常用発電機更新工事や、中学校体育館空調設備工事などの増により、7億1,706万2,000円の増となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款 議会費は1億4,900万3,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

第2款 総務費は32億1,957万9,000円で、前年度と比較して9億717万5,000円、39.2%の増となっております。

総務費の主な内容といたしましては、第1項 総務管理費で、非常用発電機更新工事2億300万円のほか、ふるさと納税に係る記念品として4億3,750万円、ふるさと納税返礼品開発等支援補助金1億円、第7項 諸費で、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅ホームへのスロープ設置に係る経費として、地域鉄道バリアフリー推進事業補助金4,250万円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款 民生費は54億9,515万9,000円で、前年度と比較して4億782万9,000円、8.0%の増となり、各種扶助費の増が主な要因となります。

民生費の主な内容といたしましては、第1項 社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億8,736万9,000円、障害者自立支援関係給付費7億8,883万5,000円、介護保険費等に係る坂井地区広域連合負担金4億7,695万9,000円、療養給付費等に係る後期高齢者医療広域連合負担金3億9,504万1,000円、第2項 児童福祉費で、子どもの遊び場設計業務委託料1,800万円のほか、子ども医療費助成費1億500万円、児童手当支給費4億8,900万円、私立認定こども園施設型給付金10億7,000万円、第3項 生活保護費で、生活保護扶助費2億1,900万円などを計上いたしております。

第4款 衛生費は9億578万6,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

衛生費の主な内容といたしましては、第1項 保健衛生費で、予防接種委託料6,200万円、環境衛生費及び葬祭費に係る坂井地区広域連合負担金6,240万7,000円、水道事業会計への負担金及び補助金8,887万7,000円、第2項 清掃費で、一般廃棄物収集委託料9,123万円1,000円、資源ゴミ収集委託料4,628万円6,000円、清掃センター費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金3億2,309万4,000円などを計上いたしております。

第5款 労働費は3,190万9,000円で、前年度とほぼ同額となっております。

第6款 農林水産業費は8億4,672万8,000円で、前年度と比較して2,6

14万4,000円、3.0%の減となっております。

農林水産業費の主な内容といたしましては、第1項 農業費で、未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金7,620万4,000円、経営体育成基盤整備事業負担金5,880万円、湛水防除事業負担金3,932万1,000円、多面的機能支払交付金事業補助金2億3,524万3,000円などを計上いたしております。

第7款 商工費は6億9,828万8,000円で、前年度と比較して2,221万4,000円、3.3%の増となっております。

商工費の主な内容といたしましては、市内企業拠点拡充事業補助金4,000万円、中小企業振興資金預託金1億円などのほか、観光まちづくり推進体制構築支援事業委託料5,000万円などを計上いたしております。

第8款 土木費は16億3,928万3,000円で、前年度と比較して1億4,244万6,000円、9.5%の増となっております。

土木費の主な内容といたしましては、第2項 道路橋りょう費で、道路改良工事1億8,583万7,000円、第4項 都市計画費で、竹田川周遊エリア整備事業1億3,800万円のほか、公共下水道事業会計への負担金、補助金及び出資金4億7,026万3,000円、第5項 住宅費で、空き家取得支援補助金1,590万円などを計上いたしております。

第9款 消防費は6億4,049万5,000円で、前年度と比較して4,191万円、7.0%の増となっており、嶺北消防組合負担金や、県防災情報ネットワーク再整備工事負担金などの増が要因であります。

第10款 教育費は20億6,096万5,000円で、前年度と比較して4億469万9,000円、24.4%の増となっております。

教育費の主な内容といたしましては、第2項 小学校費で、スクールバス運行業務及び運転業務委託料6,092万2,000円、第3項 中学校費で、体育館空調設備工事3億円、スクールバス運行業務及び運転業務委託料6,023万6,000円、第4項 社会教育費で、金津創作の森の管理・運営に係る委託及び補助として1億1,770万4,000円、中央公民館大ホール天井改修工事6,200万円、第5項 保健体育費で、学校給食原材料費1億2,200万円などを計上いたしております。

第11款 災害復旧費は130万円で、前年度と同額を計上いたしております。

第12款 公債費は17億921万4,000円で、前年度と比較して6,881万2,000円、4.2%の増となっております。

内容といたしましては、市債の償還元金16億4,800万1,000円、償還利子6,121万3,000円を計上いたしております。

第13款 諸支出金は2,229万1,000円で、前年度と比較して325万8,000円、17.1%の増となっております。

主な内容といたしましては、森林環境譲与税基金の積立金2,200万円などを計上いたしております。

第14款 予備費1,000万円は、前年度と同額を計上いたしております。
次に、特別会計等について申し上げます。

まず、議案第9号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ29億1,770万円で、前年度と比較して2,320万円、0.8%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、国民健康保険税4億4,226万円、県支出金22億5,708万2,000円、一般会計繰入金1億8,736万9,000円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳としては、低所得者等の保険税軽減分で7,629万6,000円、保険者支援分で4,177万1,000円のほか、職員給与費などで6,930万2,000円となっております。

また、歳出におきましては、保険給付費22億1,436万3,000円、国民健康保険事業費納付金6億848万5,000円などを計上いたしております。

議案第10号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,980万円で、前年度と比較して1,710万円、3.6%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料3億9,410万円、一般会計繰入金9,408万7,000円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳は、低所得者等の保険料軽減分として8,767万1,000円、事務費分641万6,000円となっております。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金4億8,178万1,000円などを計上いたしております。

議案第11号、令和7年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ500万円で、前年度と同額となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金130万円、基金繰入金359万3,000円などを計上いたしております。

また、歳出では、一般管理費99万6,000円、共済給付金150万円などを計上いたしております。

議案第12号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,700万円で、前年度と比較して1億6,300万円、40.3%の増となっております。

主な内容であります。歳入においては、国庫支出金3億4,305万円、市債2億1,080万円などを計上いたしております。

また、歳出では、公有財産購入費1億1,862万2,000円、物件移転補償料

1億6,486万6,000円、公債費2億6,683万5,000円などを計上いたしております。

議案第13号、令和7年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.5%の増となる7億8,727万9,000円を計上いたしております。

また、支出につきましては、1.3%の増となる7億3,524万6,000円を計上いたしております。県水受水費4億931万6,000円、固定資産減価償却費1億5,140万8,000円などが主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して176.0%の増となる5億8,718万9,000円を計上いたしております。

支出におきましては、125.9%の増となる7億498万円を計上いたしております。

稲荷山配水場の整備工事の本格化に伴い、収入・支出ともに大幅な増となっております。

配水管布設及び配水場工事4億700万円のほか、企業債元金償還金8,133万8,000円などが主な内容であります。

なお、収益的収入の営業外収益で、高料金対策に係る一般会計補助金8,630万円を計上いたしております。

議案第14号、令和7年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.0%の減となる11億8,180万6,000円を計上いたしております。

支出におきましては、2.4%の増となる11億6,853万3,000円を計上いたしております。九頭竜川流域下水道維持管理負担金2億7,000万円、固定資産減価償却費6億5,842万3,000円などが主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して26.4%の増となる6億1,577万8,000円を計上いたしております。

支出につきましては、17.3%の増となる10億3,392万2,000円を計上いたしております。

管渠建設費として社会資本整備総合交付金事業分1億5,200万円のほか、九頭竜川流域下水道事業建設負担金8,945万3,000円、企業債元金償還金7億1,808万3,000円などが主な内容であります。

なお、高資本対策に係る一般会計補助として収益的収入では営業外収益で5,360万円、資本的収入では、出資金として720万円をそれぞれ計上いたしております。

議案第15号、令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.2%の増となる

1億9,933万1,000円を計上いたしております。

支出におきましては、4.8%の増となる1億8,502万6,000円を計上いたしております。県水受水費6,609万円、固定資産減価償却費4,398万3,000円などが主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度同額の146万5,000円を計上いたしております。

支出におきましては、40.3%の増となる6,103万3,000円を計上いたしております。料金システム更新2,020万7,000円、会計システム更新416万9,000円などが主な内容であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る令和7年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっております議案第8号から議案第15号までの8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をいたします。なお、再開は10時55分といたします。

（午前10時43分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

◎議案第16号から議案第24号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第18、議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第17号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第19号、あわら市一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第22、議案第20号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第21号、

あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第22号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第23号、あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、日程第26、議案第24号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案9件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第24号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての9議案の提案理由を申し上げます。

議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定につきましては、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害に強いまちづくりに取り組むため、総務部総務課防災安全対策室を総務部危機管理課へ格上げするなどの所要の改正を行うものであります。

議案第17号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務を免除する職員の範囲等について改正を行うものであります。

議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和6年の人事院勧告に準じ、一般職の職員等の給与の改正を行うものであります。

議案第19号、あわら市一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応した旅費制度への見直しを行うものであります。

議案第20号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する条文を改めるものであります。

議案第21号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の運営等に関する要件を改めるものであります。

議案第22号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法施行令の一部改正に伴い、公共下水道からの放流水に関する排水基準を改めるものであります。

議案第23号、あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、あわら市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に係る必要な事項を定めるものであります。

議案第24号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、中央公民館改修工事に伴い、部屋の名称を変更する等の改正を行うものであります。

以上9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第16号から議案第24号までの9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

◎議案第25号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第27、議案第25号、市道路線の認定についてを議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第25号、市道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東善寺地係における開発行為に伴い整備された当該路線につきまして、市道認定の要件を満たしていることから、東善寺5号線として認定するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第25号は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、産業建設教育常任委員会に付託をします。

◎議案第26号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第28、議案第26号、あわら市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第26号、あわら市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、現教育委員会委員の玉川洋一氏が、本年5月11日で任期満了となるため、その後任として、齊藤朋愛氏を委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともに教育委員会委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第26号、あわら市教育委員会委員の任命について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第26号を採決します。

○議長（毛利純雄君） 本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（毛利純雄君） 起立全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第27号から議案第29号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第29、議案第27号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第30、議案第28号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第31、議案第29号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) ただいま上程されました議案第27号から議案第29号、あわ
ら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

これら3議案につきましては、本年5月10日で任期満了となる固定資産評価審
査委員会委員の選任について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第27号につきましては、現委員の西村英一氏が任期満了となるため、同氏
を引き続き委員として選任するものであります。

議案第28号につきましては、現委員の田崎正實氏が任期満了となるため、同氏
を引き続き委員として選任するものであります。

議案第29号につきましては、現委員の柳川奈奈氏が任期満了となるため、同氏
を引き続き委員として選任するものであります。

以上3氏は、人格、識見ともに固定資産評価審査委員会委員として適任であると
思われますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(毛利純雄君) 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長(毛利純雄君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 質疑なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) ただいま議題となっています議案第27号から議案第29号ま
での3議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を
省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 異議なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより討論、採決に入ります。

○議長(毛利純雄君) 議案第27号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついて討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(毛利純雄君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長(毛利純雄君) 議案第28号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任に
ついて、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。
これより、議案第28号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（毛利純雄君） 起立全員です。
したがって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第29号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより議案第29号を採決します。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（毛利純雄君） 起立全員です。
したがって、議案第29号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第30号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第32、議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

本案は、現人権擁護委員の永棹厚子氏が、本年6月30日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

同氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（毛利純雄君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっています議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより討論、採決に入ります。

議案第30号、人権擁護委員の候補者の推薦について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより議案第30号を採決します。

本案は、「適任」という意見を付して答申することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（毛利純雄君） 起立全員です。

したがって、議案第30号は、「適任」という意見を答申することに決定しました。

◎請願第1号から請願第4号及び陳情第1号の一括上程・委員会付託

○議長（毛利純雄君） 日程第33、請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書、日程第34、請願第2号、訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の請願、日程第35、請願第3号、従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願、日程第36、請願第4号、ノーベル平和賞を授賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書、日程第37、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（毛利純雄君） 以上の請願4件と陳情1件については、お手元に配付してあります請願・陳情等文書表のとおり、各常任委員会に付託します。

◎散会の宣言

○議長（毛利純雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月6日は午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

（午前11時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第125回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和7年3月6日（木）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(延 会)

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区次長	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、山田重喜君、12番、八木秀雄君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇木下勇二君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、4番、木下勇二君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、4番、木下勇二、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、今回、あわら市の会計年度任用職員の雇用安定、正規職員増員に向けた課題と対応についてお伺いします。分割質問分割答弁方式で行います。よろしくお願い申し上げます。

近年、全国の地方自治体において、非正規職員の雇用問題が大きな課題となっております。あわら市では、非常勤職員として多くの方々が働いておられますが、そのほとんどが会計年度任用職員として採用されております。2020年度からはボーナスに当たる期末手当が支給可能となり、今年度からは勤勉手当も支給されるなど、給与面での待遇改善が進んでおります。しかし、任期は原則として1年以下であり、更新は可能であります。依然として臨時的で不安的な職であることは変わりはありません。

そこで、本日はこのような観点から、会計年度任用職員の雇用安定と正規職員増員に向けた課題と対応について具体的なご質問6項目に絞ってさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。市長には、これらの課題に対して積極的に取り組み、あわら市の職員が安心して働ける環境を整備し、市民サービスのさらなる向上につながるリーダーシップを発揮していただきたいと期待しております。

まず、1点目でございますが、あわら市の職員数は、2024年度の定員管理に関する公表資料によれば、あわら市では正規職員が297名、会計年度任用職員が

215名であり、実に全体の42%を非正規職員が占めております。全職員全体に占める会計年度職員の割合が大きいと私は考えるわけであります。市民のニーズが高度化、複雑化する中で業務量が増加している一方で、厳しい財政事情のため、正規職員を増やすことができないという状況があるように思われます。このため、人手不足を会計年度任用職員で補っているのではないかと思うわけであります。同じ部署で、毎年別の人を雇用しているケースもあると思います。こうした状況を放置せず、必要な人員を適切に配置し、会計年度職員に頼る構造を変える必要があると考えますが、市ご当局のご見解をお伺いします。

次に、2点目でございますが、会計年度任用職員の業務は幅広く、市民サービスに大きく貢献しております。その中で、業務内容に応じた専門性や責任の大きさに比べて、報酬が低いのではないかと思うわけであります。業務の実態に見合った報酬体系や昇給体制を整備すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

次に、3点目でございますが、会計年度任用職員の採用や更新に当たっては、公平性や透明性を確保する仕組みが重要だと考えます。しかし、現状は、採用や更新に関する基準が不明確であったり、職員自身が更新の可否に対して不安を感じているケースがあるように思われます。採用基準や更新基準を明確化し、職員が安心して業務に充実できる環境を整備すべきと考えますが、市の現状とその改善策についてご見解をお伺いします。

次に、4点目でございますが、会計年度任用職員がそのスキルや経験を最大限に生かすためには、職務内容の明確化や業務範囲の適切な設定が重要だと考えます。しかし、現場では、正規職員の不足を補うために、予定外の業務を任される場合もあるとお聞きしております。これにより職員の負担が増加し、業務の質が低下する可能性も懸念されます。会計年度任用職員の業務範囲を適切に設定し、負担の軽減を図るための取組について、市の現状と今後の方針をお伺いします。

次に、5点目でございますが、会計年度任用職員として働く方々のスキル向上やキャリア形成のための研修制度についても不十分でないかと感じております。非正規職員であっても、適切なスキルアップの機会を提供することが市全体のサービス向上につながると考えますが、研修制度の現状と改善策について、市のご見解をお伺いします。

最後に、6点目でございますが、今年度の人事院勧告では、国家公務員の初任給が2万円以上引き上げられました。実に32年ぶりの高水準でありました。これは、民間企業との賃金格差を埋めるための措置であります。民間企業の中には利益を内部留保し、賃金に反映させないケースもあり、経済至上主義の問題が指摘されております。物価高が続く中で、政府は企業に賃上げを要請し、対応する企業も増えておりますが、中小企業では厳しい経営状態が続いており、賃上げが難しい状況であります。こうした現状では家庭を持つことを諦めてしまう人も多いとお話を聞いております。生活のために働くのであり、生活できる賃金が保障されるべきだと考えます。そのため、行政が率先して生活できる制度を確立すべきと考えます。特に、優

秀な会計年度職員を正規職員で採用するなど、非常勤職員から正規職員への移行を促進し、正規職員の増加を図るべきと考えます。市の見解を伺います。

以上、6項目について、市のご答弁を求めます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 1点目の、会計年度任用職員に頼る構造を変える必要があると考えますがどうかのご質問にお答えいたします。

本市では、職員の誰もが最大限に能力を発揮でき、生き生きと働くことができる職場環境づくりとさらなる市民サービスの向上を図るため、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を推進しているところでございます。

現在、男女問わず、産休、育休を取得する職員が増加しており、代替職員としての会計年度任用職員の採用などにより、長期休暇が取得しやすい環境整備に努めています。また、学校教育や介護などの専門的な資格や知識、経験を有する専門職の会計年度任用職員を採用するなどして、市民サービスの向上に努めています。

この会計年度任用職員制度については、地方公共団体における厳しい財政状況が続く中、人口減少、少子高齢化対策など、多様化する行政需要に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年度から導入されたものです。毎年度、国が発出する運用通知では、各地方公共団体において必要な行政サービスを提供できる体制を確保することが重要であり、個々の職にどのような職員を任用するかについては、対象となる職の職務内容や責任などに応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、臨時非常勤職員の中から適切な制度を選択すべきものとしています。現在、市役所では会計年度任用職員以外にも、再任用職員、任期付職員、障がい者雇用など多様な勤務形態の職員が行政サービスの重要な担い手として働いています。

したがいまして、市といたしましては、議員ご質問の会計年度任用職員に頼る構造を変えるというよりは、会計年度任用職員が市政運営の一翼を担う重要な人材と認識し、適切に本制度を運用していくことが大切なことと認識しております。

次に、2点目の会計年度任用職員の実態に見合った報酬体系や昇給制度を整備すべきだと考えるかどうかのご質問にお答えいたします。

国は、会計年度任用職員の給与水準の決定については、地方公務員法に定める職務給の原則や、銀行の原則等の給与決定原則にのっとり、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮するとともに、地域の民間企業における同一または類似の職務の労働者の給与水準の状況等にも十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があるとしています。これを踏まえ、本市の一般行政職に準ずる会計年度任用職員の給料等については、あわら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づ

き、常勤職員の大卒初任給である1級25号給を超えない範囲内と定めています。また、専門資格職等の会計年度任用職員の給料等については、職務内容等に応じて、一般行政職に準ずる職の会計年度任用職員より高い号給を設定しています。

このように、会計年度任用職員の報酬体系等については、地域の実情等を踏まえて整備し、適切に対応してまいります。

次に、3点目の会計年度任用職員の採用基準や更新基準を明確化すべきと考えるがどうかのご質問にお答えします。

本市では、会計年度任用職員の採用に当たっては、地方公務員法の平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、広報紙、ホームページ、公式LINE、ハローワークなどを活用し、できる限り広く募集を行い、面接試験の結果により採用の可否を決定しています。また、更新については、募集の際に、従前の人事評価が良好な場合に行うことができると明示しています。

このため、更新に当たっては、各所属長等が行う会計年度任用職員管理システムを活用した人事評価により基準の明確化を図っています。なお、当該システムでは、勤務状況や人物所見などに関して30項目の評価基準を設定しており、公平公正な評価に努めています。

次に、4点目の会計年度任用職員の業務範囲を適切に設定し、負担の軽減を図るべきと考えるがどうかのご質問にお答えします。

会計年度任用職員を募集する際は、募集要項に職務内容の概要を明示し、面接時には主な業務に関する説明や確認等を行っています。各所属では職員の事務分担表を作成、共有し、業務を進めていますが、突発的な業務が発生したり、市民ニーズの高度化、複雑化により、業務内容が変更となるケースがあります。このような場合は、会計年度任用職員に対し十分な説明を行うとともに、不明な点に関しては気軽に上司や同僚に相談できる体制を構築した上で、協力を得るよう努めています。

引き続き、風通しがよく、相談しやすい職場環境や職員間の協力体制の構築に努めるとともに、職員のマネジメント能力の向上を推進することにより、業務の負担軽減を図ってまいります。

次に、5点目の会計年度任用職員の研修制度の現状と改善策についてお答えします。

正規、非正規問わず、職員に対して適切なスキルアップの機会を提供することは、市全体のサービス向上につながるものと考えています。

このため、本市では人材育成の一環として、日頃から各所属においてOJTを通して文書作成、パソコンや各種システムの操作等の知識や技能の習得を図っています。また、職員研修については、会計年度任用職員は勤務体系が異なることから一律に呼びかけることが困難なため、希望制ではありますが、参加を呼びかけ、積極的に参加いただいております。なお、職員研修で使用した資料等については、日頃から各職員が自由に見ることができるよう共有化を図り、必要に応じて活用できるようにしています。

議員ご指摘のとおり、市民ニーズが高度化、複雑化する中、質の高い行政サービスを提供するためには、人材育成は欠かせません。引き続き、OJTを通じた人材育成を推進するとともに、研修回数を増やしたり研修動画を作成したりするなど、様々な方法により、多くの職員に対してスキルアップの機会が提供できるよう創意工夫し、市全体のサービス向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、6点目の非常勤職員から正規職員への移行を促進し、正規職員の増加を図るべきだと考えるがどうかのご質問にお答えします。

近年、全国的に地方公共団体への受験者数の減少や、早期離職者の増加などが課題となっています。本市においても、若手職員の離職者数が増加傾向にあることなどを踏まえ、本年度の職員採用においては、上限年齢を引き上げて採用試験を実施しています。その結果、正規職員を希望する会計年度任用職員が採用試験を受験し、6人が正規職員に内定しています。

今後も、地方公務員法に基づく採用原則を遵守しつつ、社会人採用枠での募集や上限年齢の引上げなどにより多様な人材の確保に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） ご答弁いただきました。

ご答弁の中で、本年度は6名の会計年度任用職員が正規職員に内定しているということであります。私の記憶で久方ぶりの採用内定でないかなと思います。次年度以降もね、ぜひとも道が開かれるようお願いしたいと思っております。

それでは、再質問させていただきます。

まず、会計年度任用職員の実態把握について、再質問させていただきます。

あわら市においては、会計年度任用職員が市政運営の一翼を担う重要な存在となっておりますが、特に同じ職場で3年以上勤務している職員の数や、業務遂行上、高度な専門性や経験を求められる業務に従事している職員の割合について、市として、具体的にどの程度把握しており、どのようにその情報を活用して職場の安定性や市民サービスの向上につなげているのかお伺いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） まず、同じ職場で3年以上勤務している会計年度任用職員は、令和6年4月1日現在、154人となっております。会計年度任用職員全体の7割以上の職員が継続的に任用をされています。

次に、業務遂行上、高度な専門性や経験を求められる業務に従事している職員の割合については、技能労務職を除き、社会福祉士や介護支援専門員のほか、学習指導員や保育教諭など、89人の職員が従事しており、会計年度任用職員の全体の4割以上を占めております。

本市では、こうした状況や各所属における業務見込み量、育児休業の取得状況な

どを総合的に勘案した上で、毎年度実施している各所属長との人事ヒアリングや勤務評価等を通じて、本人の希望や適性等を把握し、適材適所の人員配置等に努めながら、職場の安定や市民サービスの向上につなげております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 再質問させていただきます。

次に、財政負担と雇用方針について再質問させていただきます。

現在の厳しい財政状況を考慮しつつも、正規職員を増員することによって、市民サービスの質や職場の安定性が向上する可能性がある一方で、その際に生じる財政負担についてどのような試算を行っているのか。また、会計年度任用職員を一定数活用する方針を継続した場合に、業務効率や職場環境への影響が懸念される具体的な事例や課題について、市としてのご見解をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 令和7年度の当初予算では、一般職の person 費は334人で約23億円、会計年度任用職員は267人で約7億円、合計で約30億円を計上しており、対前年度比約2億5,000万円の増となっております。この person 費に関しましては、近年の人事院勧告の内容などを踏まえると民間給与との格差解消や、採用市場での競争力向上等を図るため、今後とも増加傾向が続くと見込んでいます。

次に、会計年度任用職員を一定数活用する方針を継続した場合に懸念される具体的な事例や課題に関しましては、一般論としては、任用期間が1年以内となっていることによる業務の継続性であったり、いわゆる年収の壁に伴い、勤務シフトに制限が生じたりすることなどが挙げられます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 次に、会計年度任用職員の待遇改善について再質問させていただきます。

会計年度任用職員の雇用安定を図るため、これまでに給与面の改善が進められたことは評価すべきと思っております。それに加えて、勤務時間の柔軟な調整や配置転換時の適切な支援、さらには、キャリア形成の支援や職場内でのスキルアップ研修の充実など、改善に向けた取組を市としてどのように検討しているのか。具体的な計画があればお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 例えば、会計年度任用職員が勤務日や勤務時間などの勤務条件の変更を希望する場合は、各所属長等が相談に応じています。会計年度任用職員は一会計年度による任用期間であるため、配置転換という考え方は取りませんが、ほかの所属において本人の希望とマッチするような新たな募集がある場合などは、

本人に紹介したり申込みを促したりしております。キャリア形成や職場でのスキルアップ研修については、先ほど答弁いたしましたとおり、研修への参加や正規職員の採用試験の受験等を積極的に促してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 次に、職場の安定性と市民サービスについて再質問させていただきます。

会計年度任用職員が市政運営において重要な役割を担っている現状を踏まえたとき、任期ごとに職員が入れ替わることで、市民サービスの質が低下する懸念があるのではないかと考えます。また、特に、会計年度任用職員の割合が高い部署においては、職員のモチベーションが下がったり、業務の継続性に課題が生じたりする可能性があります。市としてそのような課題にどのように向き合い、改善策を講じているのか、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 保育教諭や調理員など専門職の配置が必須の部署では、会計年度任用職員の割合が高くなっています。このような部署では、日頃から正規、非正規を問わず、正規職員をリーダーとしてミーティングを行っており、職員間の連携や業務の継続性の維持向上に努めております。また、例年正規の専門職員の採用試験を実施しており、本人の希望によっては、会計年度任用職員から正規職員へのステップアップする機会の提供などに努めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 4番、木下勇二君。

○4番（木下勇二君） 次に、正規職員採用の拡充の可能性について再質問させていただきます。

正規職員を増やすことが望まれる一方で、財政的な制約や人口減少などの現状を踏まえた上で、どのようにして正規職員の採用を拡充し、必要な人材を確保することができるのか。あるいは、正規職員増員が難しい場合には、どのような代替案を考えておられるのか。現状の課題と併せて具体的な展望を市としてどのように描いているのか、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 人口減少、少子高齢化が進行する中、人材の確保がますます困難になっています。特に土木職や資格専門職に関しては、民間企業における給与等の待遇改善や採用自体が売手市場となっていることなどから、行政への応募が減少しています。こうした中、行政経験が豊富な職員を定年退職後も再任用職員として継続雇用していくことや、社会人採用枠の上限年齢を引き上げることなどは、行政サービスを維持していく上でとても大切なことと思います。また、特定任期付職

員制度や地域活性化起業人制度などを活用し、他団体や民間会社における専門知識、豊富な社会経験を有する人材の確保に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 次に、他市の事例について再質問させていただきます。

全国的に、会計年度任用職員の雇用が拡大している中で、他自治体において、正規職員の増員や会計年度任用職員の雇用安定を図るための様々な先進的な取組が行われているとお聞きしておりますが、あわら市が参考にできるような成功事例や具体的な施策があれば、どのようなものかについて、市としての調査結果や見解をお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 人口減少、少子高齢化の進行に伴い、人材確保が困難となる中、各自治体では採用試験の実施時期を前倒ししたり、受験しやすいように実施方法を改めたりする動きがあります。

本市では、今年度の採用試験において年齢要件を緩和するほか、多彩な人材を確保するため、社会人採用枠を設けて実施しています。また、社会人採用枠の試験では、公務員試験としての特別な対策が不要である基礎的な知識を問う職務能力試験を初めて導入しています。

一方、他自治体では、採用内定者の辞退防止策として、入庁前に庁舎内の雰囲気をつかんでもらおうと、若手職員との座談会を実施するなど新たな取組を展開している事例もあり、今後の取組の参考としてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 次に、長期的な雇用計画の展望について再質問させていただきます。

市民ニーズが高度化、多様化する中、あわら市の会計年度任用職員と正規職員のバランスをどのように保ち、職場の安定性や市民サービスの継続性を確保していくための長期的な雇用計画をどのように構想しているのか。具体的な目標や方針をお伺いしたいと思います。また、その際に、財政面の課題をどのように乗り越えるかについても併せてお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 本市では、効率的で持続可能な行政運営を実現するとともに、将来にわたり安定的に質の高い行政サービスを提供していくため、第3次あわら市定員管理計画を定めています。この計画では、多様化する行政課題への対応や社会構造の変化に伴う働き方改革などを考慮し、令和10年4月1日時点での正規職員数を任期付職員、再任用職員等を除き、311人としています。

令和6年4月1日時点での任期付職員、再任用職員等を除く正規職員数は297人であり、現状では総数の抑制や一定の組織的弾力性は保たれていますが、議員ご指摘のとおり、正規職員及び会計年度任用職員の増加は、財政面からは人件費の増加要因となります。したがって、健全化判断比率など各種財政分析指標の動向を注視するとともに、業務の見直しやスリム化、DXの推進、職員のスキルアップなどにより、最少の経費で最大の効果が上げられるよう努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 次に、職員の声の収集について、再質問させていただきます。

会計年度任用職員が現場で抱える課題や業務遂行における改善案など、直接聞くための意見交換の場を設けることが重要だと考えますが、市としてその現状をどのようにその声を収集し、さらにその意見を政策や施策にどのように反映させているのか、具体的な取組があればお伺いしたいと思います。また、今後、その仕組みを強化していく考えがあればお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 本市では、例年12月に職員に対して次年度の異動希望等を伺う機会として自己申告書の提出を求めています。その中において、業務に関する提案や意見などを自由に記載できる欄を設けており、会計年度任用職員も記載することができます。また、各部署においては、所属長により、各職員の面談が行われ、その中で会計年度任用職員への面談も行われており、職員がより働きやすくなるよう組織マネジメントを行っています。

引き続き、自己申告書の提出や所属長との面談等を通じて、会計年度任用職員の声を吸い上げていくとともに、日頃から職員間のコミュニケーションを促進し、よりよい信頼関係の中、風通しがよく働きやすい職場環境を構築してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 4番、木下勇二君。

○4番(木下勇二君) 最後に市長に対して、この会計年度任用職員の問題を含め、あわら市の将来を見据えた行政運営に関する私の期待とお願いを申し上げます。

近年、市民ニーズがますます多様化し、その対応には柔軟性と迅速性が求められる一方で、市の財政状況は非常に厳しい現実と直面しています。しかし、だからといって市民サービスの質を低下させたり必要な人員配置を後回しにすることは、長期的な視点から見てもあわら市の発展にとって大きな損失となるのではないかと強く懸念しております。

市長をはじめ理事者の皆様がこれまでに取り組まれた数々の行政改革や財政運営の努力には、私も敬意を表したいと思います。しかしながら、今後さらにあわら市を発展させ、市民一人一人の暮らしをよりよいものにしていくためには、従来の手法や慣例にとらわれない新しい視点と果敢な挑戦が求められます。そして、その第

一歩として、この会計年度任用職員の問題に真正面から取り組み、職員の雇用と安定化と市民サービスの質の向上を両立させる具体的な施策を講じることが非常に重要であると考えられるわけであります。

市長が掲げておられます、あわら市をより住みやすく、活力ある地域にというビジョンを実現するためには、この問題を解決することが市政運営の基盤の一つになることは明らかであります。会計年度任用職員の雇用安定と正規職員の適正な配置は、市民の皆さんにとっても市職員の皆さんにとっても安心と信頼を生み出し、ひいては地域全体の活力にもつながります。この課題を解決するためには、大きな決断と覚悟が必要かもしれませんが、市長の強いリーダーシップがあれば必ず道は開けると私は信じております。

市長には、この課題を取り組む中で、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに向けたさらなる情熱をお示ししていただきたいと思っております。そして同時に、職員の皆さんとも一丸となってあわら市の未来を築いていくための力強いかじ取りをお願いしたいと思っております。私は、市長をはじめ、理事者の皆様のご努力を信じ、また、その成果が市民の皆さんの暮らしを直接反映させることを心から期待しております。どうかこの問題を一過性の議論に終わらせることなく、市長の手腕で、具体的かつ持続可能な解決策を見いだしていただきたいと願っております。そして、困難な局面に直面しているからこそ、市長が示されるリーダーシップがより一層重要であることは改めて強調させていただきます。市長には、この課題解決を通じてあわら市をよりよいまちへと導いていただくことを心から期待し、応援しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、私のこの一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇八木秀雄君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、12番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 議長のご指名がございましたので、12番、八木秀雄、一般質問をさせていただきます。

あわら市の合併は、平成16年3月1日に坂井郡の芦原町と金津町が合併をして誕生し、12年になります。その間、松木市長、橋本市長、佐々木市長、森市長と行ってきました。この間は市町村合併の優遇措置を活用して、同限度額の94億6,000万円の補助金を交付されました。推進のための補助金で、必要な事業として建設事業を行ってきました。

森市長は、北陸新幹線福井開業敦賀延伸に伴い、アフレアの建設、吉崎の道の駅をオープンしました。あわら市にとって特例債を活用した最後の大きな事業を行ったと思います。特例債を利用したハード事業からソフト事業に転換する時期に森市

長は立候補し現在に至っています。任期まで11か月が残されております。今回の一般質問は、3年間の森市長の政策、公約の進捗状況を、一問一答で一般質問をさせていただきます。

まず最初に、一つ目の質問です。五つございます。

「チャンスを逃がさない」訪れたいくなるまちづくりは、任期中どのように進めたか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 「チャンスを逃がさない」訪れたいくなるまちづくり、任期中にどのように進めたのかというご質問にお答えをいたします。

令和4年に市長に就任以来、北陸新幹線芦原温泉駅開業というビッグチャンスを観光業や商業の活性化など本市の飛躍の機会と捉え、その効果を最大限発揮できるよう努めてまいりました。特に新幹線開業1年前にはアフレアの供用を開始し、自主事業や貸館など定期的にイベントを行うことで、令和5年度には約7万5,000人、令和6年には約10万2,000人と、市内外から多くの方に芦原温泉駅周辺に足を運んでいただく流れが定着できたことは、新たなにぎわいの創出と地域経済の活性化に大きな成果があったと一定の評価をしております。

また、一昨年のあわら温泉開湯140周年記念事業に続き、去年は新幹線開業に加えて市制20周年の記念イヤーでもありましたので、民間事業者と連携して将棋界最高位のタイトル戦「竜王戦」を誘致し、あわら温泉を有する本市を全国に広く発信してまいりました。竜王戦あわら対局の反響は予想以上に大きく、対局期間中のみならず、前後も含めて多くの観光客の方に訪れていただき、さらには市民や市内の企業、飲食店など多くの皆様に喜びと経済効果をもたらす取組ができたと振り返っております。

次に、北陸新幹線の県内延伸に伴う駅周辺整備につきましては、にぎわいの創出と魅力発信の拠点となるアフレアを中心に、駅周辺の利便性向上や交通結節点機能の強化を図るため、アクセス道路や東西自由通路などの整備を行い、関係各位のご尽力のおかげをもちまして、昨年3月に北陸新幹線の開業を無事迎えることができました。また、私が市長に就任した初年度には、駅周辺整備と並行して駅から竹田川周辺を結び、地域住民をはじめ来訪者まで誰もが日常的に集い周遊したくなる魅力的な拠点と周遊軸の整備を目的に、竹田川周遊整備構想を策定いたしました。その構想を基に、現在、公園整備の詳細設計を進めており、令和7年度には竹田川に面した水と緑の豊かな環境と景観が一望できる眺望テラスを含めた周遊拠点の公園整備に着手予定です。

今後、令和5年度に策定したあわら温泉を中心とする観光まちづくりビジョンを実行に移し、新幹線開業効果を持続、拡大させるとともに、北潟湖畔活性化プロジェクトの推進など、その効果を市全域に広げ、話題性のある取組にも注力しながら、誰もが訪れたいくなるまちづくりを着実に進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問をさせていただきます。

今、市長のほうから、新幹線開業の1年前にはアフレアの供給を開始し、多くの方に芦原温泉駅周辺に足を運んでいただく流れを定着しましたことは大きな成果であったと、一定の評価をしているという答弁がございました。オープンの前の非常に大事な時期に、市と管理候補者側との間で係争があり、市民から様々な批判の声が上がり、結果としてあわら市の言い分は裁判で退けられ、あわら市にとって100年に一度と言われる飛躍の年で大きなマイナスのイメージとなり、チャンスを逃がした感じがします。

このことに関して、市長のお考えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) まず、アフレア物販店舗にかかる株式会社三丹本店との係争に関しましては、これまでも議会にご説明しておりますが、反省すべき点は反省し、以降、三丹本店との信頼関係の回復に努め、お互いに協力して、アフレアをにぎわい創出の拠点となるよう全力を尽くしてまいりました。令和5年度の利用者数は110万人を超え、三丹本店とも良好な関係を築けており、さらににぎわいを創出していくことで私の責任を果たしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 次に、もう1点は、あわら温泉開湯140周年記念事業の報告がございました。特に将棋界の最高位のタイトル戦を誘致し、あわら温泉を全国に発信し、市民や企業、飲食店に大きな喜びと経済効果をもたらしたとご答弁がございましたが、残念ながら、私は、地域の人々や地域を巻き込んで楽しめる工夫が感じ取られず、私は寂しい思いもしました。市長は、地域のつながりを大事にしていると思いますが、記念行事など、ビッグイベントを市内全域で盛り上げる考えはありますか。市長のお考えをお聞きしたいです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 次に、記念事業などのビッグイベントに関しては、あわら温泉開湯周年事業について、これまで10年ごとに記念を祝して実施をしてまいりました。過去には、旧芦原町の町内の各地区がおみこしを製作し、温泉街を練り歩くことも行っております。最近では、これまでの記念事業のときに、市民や民間事業者のほう为主体となって、あわら湯かけまつりを立ち上げたり、毎週末に湯のまち広場で多様な催しを行う週末広場などイベントを中心に温泉街のにぎわい創出を図ります。

140周年では、北陸新幹線芦原温泉駅開業直前という契機を最大限に生かすために、県外に向けた誘客キャンペーンや旅行商品販売を展開することで、切れ目な

く、あわら温泉への誘客を図ることを念頭に進めてまいりました。

また、地域住民を巻き込んだ取組としましては、あわら湯かけまつりを皮切りにスタートした記念事業でありましたので、初の試みとして、従来のあわら湯のまち駅前に加え、トリムパークかなづにおいてもお湯かけイベントを行い、金津地区の市民をはじめ、市内外から多くの子どもたちに参加いただいております。

今後も、時代背景に合わせて、本市の知名度向上やあわら温泉への誘客、そして市民の皆様の喜びを生み出す事業を展開できるよう、その時々の実行委員会の皆さんと話し合いながら企画運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今ね、市長のほうからご答弁がございました。それでね、重ねて再質問しますが、裁判を起こすまでに、その管理者候補者とね、綿密な、やはり話を……。

○議長(毛利純雄君) 八木議員、通告してないことはちょっと控えてください。

○12番(八木秀雄君) 再々質問ですよ。

○議長(毛利純雄君) さっき言うたでしょ、市長が答弁で。

○12番(八木秀雄君) 分かりました。はい。よろしいですか。注意ですか。

○議長(毛利純雄君) どうぞ。

○12番(八木秀雄君) なら、二つ目の質問。

少子高齢化に挑むあわら市として、あわら市への移住定住支援、子育て支援、高齢者の支援の効果は。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 少子高齢化に挑むあわら市として、あわら市への移住定住支援、子育て支援策、高齢者支援策の効果はとのご質問にお答えします。

ご質問が多岐にわたりますので、答弁が少し長くなります。よろしくお願いいたします。

議長、よろしくお願いいたします。

○議長(毛利純雄君) はい。

○市長(森 之嗣君) まず、移住定住支援につきまして、本市では、移住や結婚、それを機とした住まいの取得など、節目節目で切れ目なく支援することによって、定住へとつなげております。

移住に関しては、東京圏からの移住を支援する移住就職等支援金と、東京圏を除く全国からの移住を支援する移住促進支援金があります。加えて、令和6年度は、本市へのUターン、Iターンを前提とした若者を対象に、奨学金の返還を支援する奨学金返還支援事業補助金、東京圏からの就職活動に要する交通費を支援する地方就職支援金を創設し、より一層の充実を図っております。

結婚に関しては、新婚世帯の新生活のスタートに係る生活費などを支援する結婚新生活支援事業補助金と、若い世代を対象とした早婚夫婦支援金があります。

住まいに関しては、多世代同居・近居促進事業補助金、多世代同居リフォーム支援事業補助金、空き家取得等支援補助金により市内での住宅取得を支援しております。令和4年度から、これらの支援策を時代のニーズに合わせ拡充するなど、移住者の増加に努めているところです。

これまでの成果を振り返りますと、市や県の支援を受けて、本市に移住、Uターンされた方の人数は、令和3年度は74人、4年度は84人、5年度は91人と着実に増加しております。なお、今年度につきましても、9月時点で昨年度より増加しており、目標である年間100人の達成を見込んでおります。さらに、本年度は、移住者が求める情報を分かりやすくまとめたポータルサイト、あわら市移住・定住特設サイトを構築し、4月1日の公開を予定しております。また、来年度からは、移住希望者が市内での生活を体験できるオーダーメイド型の移住体験ツアーの実施を予定しております。

次に、子育て支援策、高齢者支援策につきましては、本市では、結婚から子育てに至るまでの継続的な支援体制を充実させ、市の将来を担う若い世代が住み続けたいと思える環境の整備や、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進しております。

まず、子育て世帯に対する経済的な支援として、令和4年9月から実施している市内の小中学校の学校給食費の半分を市が負担する給食費保護者負担金半額支援を継続するほか、令和6年10月からは中学生の給食費の完全無償化、精米価格の急激な高騰に要する給食原材料費の増額分の全額負担などに取り組んでおります。また、令和5年1月からは、安心して妊娠、出産、子育てができるための支援として、あわらっこ出産・子育て応援給付金10万円の支給や、ファーストバースデーのお祝い金3万円の支給、第2子のこども園料無料化の拡大を行うほか、「こあらっこ」での専門職による伴走型相談支援を行っております。さらに令和6年度からは、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関、こども家庭センターの設置や、妊婦や子育て中の市民が24時間体制で気軽に専門医師や助産師などにオンライン相談できるサービスを導入するなど、あらゆる場面で子育てをしやすい環境の整備を行っております。

一方、高齢者が安心して暮らせるための施策につきましては、日常生活で利用する施設や医療機関へのアクセス向上のため、乗合タクシーを運行しております。特に65歳以上の方には利用料金の割引もあることから、令和5年度の利用者約3万500人のうち、約83%が65歳以上の方の利用となっております。また、デジタル社会の利便性を全ての住民が享受できる社会の実現を目標として、本市が任命したシニアスマホアンバサダーの皆様の協力の下、あわら市スマホ・タブレットよろず相談所を実施し、スマートフォンやデジタル機器に不慣れな高齢者の方の支援を行い、これまで延べ約700の方にご利用いただいております。さらに、いつ

までも自分らしく健康に暮らせるまちづくりの実現に向けましては、高齢者が趣味や生きがいを持つことで、介護予防や日常生活の自立につながることから、地域サロンなどの通い場の提供をはじめ、各種介護予防教室を実施しております。令和5年度の実績としては、すこやか教室を66回、脳活教室を43回、健康音楽体操教室を160回開催し、延べ約3,000人の方に利用していただき、地域サロンには延べ約1万5,000人の方にご参加いただいております。

これらの取組に加え、本市でも進行する少子高齢化、人口減少が最大の課題であると捉え、昨年度から人口減少対策チームを編成しております。本年度チームでは、本市における人口減少の要因について、年齢や性別のほか、社会動態に係るデータを改めて分析いたしました。さらに、令和7年度には、転出に至る経緯の調査のほか、若者の定着、定住を目指すため、これまで好評を得ている企業等魅力紹介ガイドブック「BRIDGE」の内容の充実を図り、本市の魅力に関する情報発信を強化したいと考えております。

今後も、引き続き少子高齢化、人口減少に歯止めをかけるため、若い世代が本市に住み続けるための支援及び高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） それでは、三つ目の質問を行います。

誰一人残さないまちの実現はどれぐらい達成しているのか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 誰一人取り残さないまちの実現につきましては、まず、令和5年度に点字ブロックと音声案内を市役所に設置したほか、令和6年度には外国語や手話を必要とする方が安心して相談や手続きができるよう、タブレット端末を利用した通訳サービスを市役所窓口に導入いたしました。令和7年度には、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅ホームのスロープ設置を予定するなど、誰もが暮らしやすいユニバーサルなまちづくりに取り組んでいます。

また、地域住民の複雑化、複合化した暮らしの困り事に対応するために、令和5年4月、新たに福祉まるごと相談室を福祉課内に設置しました。介護、障がい、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制に加え、福祉まるごと相談室において、分野を超えた相談を断らずに受け止めています。複雑化、複合化した相談については、健康福祉部内に配置している包括化推進委員と共に、世帯全体の課題を整理し、関係機関と連携し、継続的な支援を行いながら問題解決に取り組んでいるところです。そのほか、来所や電話、LINEによる相談に加え、休日に個別相談会を開催するなど、相談しやすい体制を構築しています。

福祉まるごと相談室には市民からの相談のほか、区長や民生委員など地域、支援者からの相談もあり、相談件数につきましては、令和5年度は実人数110人、延

べ350件、令和6年度12月末時点では、新規72人を含む実人数約110人、延べ約340件の相談がありました。なお相談を待つだけでなく、支援が届いていない方や支援を拒否している方の下へ出向き、つながり続けていくアウトリーチも新たに実施し、適切な支援につなげております。

これまでの取組や地域課題などを踏まえ、誰一人取り残さないまちづくりのため、全庁体制で相談を受け止める体制と、関係機関とのネットワークを強化し、引き続き包括的な相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) 今、2番と3番のご答弁をいただきました。それでは、最初の2番、3番を併せて再質問をさせていただきます。

答弁の中で様々な取組が含まれていますが、県内の17市町村と比べて、同じような施策が多いと感じます。それは、国や県の補助金を活用することも関係があると思いますが、もっとあわら市の特徴のある施策を打ち出すべきだと考えます。そのためには、職員からの工夫と提案のレベルアップが欠かせないかと思えます。地域競争を勝ち抜くために、また、誰一人取り残されないまちの実現に向けては、職員の市民の皆様への心の籠もった対策を徹底していく必要があると思えます。市長のお考えをお聞かせ願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 議員ご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、社会情勢が急速に変化する中、地域間競争を勝ち抜いていくためには、職員一人一人のレベルアップが欠かせません。本市では目指すべき職員像を、ふるさとあわらを愛し、夢と志を持ってチャレンジする職員と定め、職員の育成に取り組んでおります。この中において、例年、庁内研修として、挨拶、言葉遣い、表情などの接遇マナーの知識、技能の向上を図るための外部講師を招き、繰り返し研修を実施しております。

また、福井県自治研修所などで実施される政策形成能力やマネジメント能力の養成、専門的な知識、技能の習得を目的とした研修にも計画的に派遣し、職員のレベルアップとやる気の醸成を図っております。さらに、先ほど答弁いたしました人口減少対策チームなどの部局横断的な対策チームや、市のインスタグラムを通じて市の情報を広く発信しているSNS運営チームなどでは、若手職員が中心となり、協議を重ね、新たな気づきや刺激を受けながら課題解決に向けて果敢にチャレンジしております。

このように、様々な取組により、職員、特に若手職員の育成、レベルアップに努めており、今後もこうした取組を通じて、郷土愛を醸成しながら、夢と志を持って、市民視点、現場主義、チャレンジ精神を持った職員を育成し、市民への心の籠もった対応を徹底してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） それでは、四つ目の質問を行います。

まちに活気を、活気あるまちづくりのため、どのような施策を実施、達成しているのか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 人々が集い、にぎわう、活気に満ちたまちの実現についての取組とその成果についてお答えをいたします。

まず、北陸新幹線芦原温泉駅開業に伴うにぎわいづくりにつきましては、先ほど答弁しましたとおり、アフレアや竜王戦の開催など、開業というビッグチャンスを観光業や商業の活性化につなげ、その効果を最大限発揮できるよう努めてまいりました。

一方、昨年元旦に発生しました能登半島地震により、市内の宿泊業に多大な影響が出たことから、宿泊料金割引クーポンの発行など、3,000万円のあわら宿泊客拡大事業を実施し、事業者を支援したところです。また、まちの活気を高めるため、市街地等での創業支援や空き店舗解消に積極的に取り組んでおります。これまで市の補助金を活用し、芦原温泉駅周辺ではクラフトビール製造等の3店舗、あわら温泉街においては、飲食店やバーなど4店舗が開店、あるいは開店予定であり、まちの活性化につながっていると考えております。

さらに、市内の消費喚起を図り、経済の好循環を促すため、令和4年度と6年度においてプレミアム付商品券の発行事業を実施いたしました。いずれもプレミアム率20%の商品券を1億8,000万円分発行し、市内で使用され、大きな経済効果があったと考えております。このほか、企業の事業拡大、設備投資を促し、活気あるまちとするため、令和5年7月に、補助上限2,000万円の市内企業等拠点拡充事業補助金を創設いたしました。現在4事業者がこの補助金を使って事業を拡大しており、非常に利用しやすいとの評価をいただいております。

続いて、農林水産業につきましては、これまで新規就農者へのサポートとして、奨励金や農業機械導入など、県の補助と併せて支援を行い、参入促進に努めております。また、スマート農業への取組として、隣接する坂井市と補助に関する考え方の統一を検討し、一部次年度から、未来に繋ぐふくい農業応援事業補助金をスタートさせ、地域農業の活性化に努めてまいります。

最後に、大型商業施設の誘致につきましては、昨年3月の一般質問で答弁したとおり、商業施設の運営企業や大手デベロッパーによる分析結果では、商圈人口の不足などを理由に、商業施設の進出は厳しいとの評価で、現在も厳しい状況にあります。しかしながら、商業施設は地域活性化の観点から有益でありますので、引き続き魅力ある商業施設の誘致に努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） ありがとうございます。ご答弁いただいたことをお聞きしました。

それで、観光業、農林水産、商工業など、バランスの取れた数々の創業支援、空き家店舗の解消、積極的に取り組んでいる。商工業の誘致策で、今、市長が言いましたように、あわら市に大きな商業施設ができることを市民の皆さんは心待ちにしているわけでございます。本当に身近に、若い者、そしてお年寄りの方が商業施設へ行ってね、皆さんとお会いするとか、それが楽しみにしていますけど、なかなか厳しいと思いますけど、ぜひ、まだ時間がございますのでね、積極的にやっていただきたいと思います。

それでは、五つ目の質問ですね。持続可能な行政運営として、財政状況は改善されているのか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 私の任期も4年目に入りました。これまで市民の皆様にお約束した子育て支援や芦原温泉駅周辺の整備、移住定住支援など、様々な事業を実施してきました。私の就任当初には、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況にあり、昨年1月に発生した能登半島地震のほか、豪雨などの異常気象が常態化する中で、これらの不測の事態への対処も行っていました。こうした事業を実施する上で重要なのは、必要な財源の確保であり、事業の実施に当たっては、その都度、歳入歳出のバランス、将来の見込み、施策の重要性等を検討し、慎重に判断をしてきたところです。

さて、現在の財政運営の状況についてでございますが、令和5年度決算における市の貯金である財政調整基金の残高で申し上げますと、令和4年度比1億3,000万円増の38億8,000万円となっております。令和6年度末残高は、3月補正時点で、1億円減の37億8,000万円となる見通しです。昨今の人件費の上昇や物価の高騰などの影響、今後の財政需要を鑑みながら、真に必要な施策に財源を振り向け、財政調整基金の減少をできる限り抑制したいと考えております。

一方で、あわら市へのふるさと納税については、現在順調に実績を伸ばしてきており、令和4年度では約4億9,000万円、令和5年度では7億9,000万円の寄附を受けており、令和6年度は予算ベースで12億5,000万円の受入れを見込んでおります。こうしたことから、現時点では、持続可能な財政運営は行われていると考えております。

今後も続くであろう人件費の上昇や物価の高騰、頻発する災害への対応などの外的要因のほか、令和9年度に見込まれている公債費のピークなどに備えるため、事業の実施に当たっては、真に必要な施策を取捨選択していくことが重要であると認識しております。いずれにいたしましても、これからも市民の皆様の声に耳を傾け、議会ともご相談させていただきながら、弾力性のある持続可能な財政運営に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) それでは、再質問をさせていただきます。

県水の責任水量については、何も触れていない状態です。全く使っていない県水を年間1億4,000万円をあわら市は……。

(「通告に入っていない」と呼ぶ者あり)

○12番(八木秀雄君) 通告に入っていないから……。

(「議長、通告には入っていないよ」と呼ぶ者あり)

○12番(八木秀雄君) ちょっと待てや。どっちが議長なんや。

○議長(毛利純雄君) 八木議員、関連質問ですか。

○12番(八木秀雄君) そうですよ。最後の5番目の関連質問ですよ。

(「ちょっと待って。どういうことや、それ」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 八木議員。

(「言いたいことは通告にちゃんと載せなあかん」と呼ぶ者あり)

○12番(八木秀雄君) ちょっと待って、議長、どっちなんや、それ。

○議長(毛利純雄君) 何、私の言うてるの聞いてなさいよ、あんた。私が言ってるんですから。

○12番(八木秀雄君) お頼みすればいいんですか。

○議長(毛利純雄君) ちょっと待って。

市長、何か聞いてましたか、事前に。

○市長(森 之嗣君) 県水に関する問題をここで質問されても困る。

○12番(八木秀雄君) 県水の話をした。

○議長(毛利純雄君) だから、事前にそういう話もしていますかということ。

○市長(森 之嗣君) してもらえればいいですよ。

○議長(毛利純雄君) いいですか。

なら八木議員、質問してください。

○12番(八木秀雄君) よろしいですか。

○議長(毛利純雄君) はい、どうぞ。

○12番(八木秀雄君) よろしいですか、質問。

市長、お答えください。お願いします。

○市長(森 之嗣君) はい。まだ全部質問、あなた、終わっていないでしょう。質問、全部してください。

○12番(八木秀雄君) 和やかにやりましょう。

○市長(森 之嗣君) 質問は全部言ってください。

○12番(八木秀雄君) では行きますよ。よろしいですか、議長。

○議長(毛利純雄君) はい。

○12番(八木秀雄君) 市長の答弁で一つだけに絞ってお話、県水のことだけを絞ってお話するというところで、今話をしたわけでございます。

それで、全く払ってない県水を、年間1億4,000万円をあわら市から県に支払っています。あわら市の皆様の税金からです。持続可能な運営を行うのには、まず、直面している県水問題を一刻も早く解決することだと思います。それで、市長の考えをお聞きしたいと、そういうことです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 県水の責任水量制度の見直しにつきましては、これまでも県に要望を行っており、昨年10月23日にも、県との間で解決すべき第一の課題として知事に直接要望してまいりました。また、副市長と県産業労働部長との間で協議を行うとともに、県公営企業課と市の担当部課長レベルでの協議を継続しております。今後も解決に向けて、市長としてしっかり取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 12番、八木秀雄君。

○12番(八木秀雄君) これで、今、議長、1番から5番まで市長からのご答弁をいただきましたね。これを総括的に質問をしてもよろしいんですか。

○議長(毛利純雄君) いいと思いますよ。全体。

○12番(八木秀雄君) よろしいですか。

それでは、締めくくりに、今、市長ね、最後に市長は五つの公約を掲げて政策や目標を市民のために実施しています。この達成状況はどのように考えているかということと、もしパーセントで表せるのであれば、達成は何%ぐらいかということをお聞きしたいと、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 数字で表すのは難しいと思いますけど。

私が市政を担わせていただくことになってから3年が経過いたしました。就任以来、私は市民の皆様が何を思い、何を求めているか、皆様の声に耳を傾け、力を合わせながら、人々が集い、にぎわう、活気に満ちた、誰もが住みやすいまちづくりの実現に全力で取り組んでまいりました。

市長選挙で掲げました公約の中には、アフレアを核としたにぎわい創出イベントの実施、竹田川周遊エリアの整備事業、福祉まるごと相談室の設置など、一定の成果を上げたものもあれば、給食費負担軽減事業など、依然として道半ばの事業もあります。また、北陸新幹線開業効果の市内全域への波及や、激甚化、頻発化する災害への対応、DX、ゼロカーボン事業の推進など、新たな課題にも積極的に取り組んでまいりました。

本市の財政状況は引き続き厳しい状況にあります。ふるさと納税など、財源確保に努めながら、市民の皆様が何を思い、何を求めているか、市民の皆様の声に耳を傾け、その声に応えながら明るい未来をつくっていくという考えの下、職員と力を一つにこれからも市政を前に前に進めてまいりたいと思っております。市議会

の皆様と真摯に議論を重ね、共に明るい未来を切り開いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 12番、八木秀雄君。

○12番（八木秀雄君） 質問を終わります。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をいたします。なお、再開は11時5分といたします。
(午前10時55分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

◇堀田あけみ君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、6番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 議長のお許しが出ましたので、通告順に従いまして、6番、堀田あけみ、一般質問を行います。分割質問分割答弁で行います。

今回は、福祉部門の相談体制について質問させていただきます。

現在、第7期あわら市障害福祉計画、第3期あわら市障害児福祉計画において、あわら市にお住まいの障がい児者に対し役割と生きがいを持ち、共生する社会の実現に向け、誠意取り組んでおられることと存じます。その中で、精神障がい者の増加による障がい種別の構成の変化や生活困窮、虐待、ヤングケアラーなど、家庭内をはじめとした課題の複雑化によって、一つの部門では対応が困難なケースが増加しており、これまで以上に包括的な相談体制の拡充や周知方法の多様化といった対応などが求められております。

そうした中、昨年12月に所管課から、障がい者に対する基幹相談支援センターの体制について、これまで坂井市、あわら市共同で1か所であったものが、坂井市、あわら市それぞれ基幹相談支援センターを設けることになると報告いただきました。私は以前よりそうあるべきだと思っておりましたので、これはよかったと思っております。行政事務は広域がよいものもあれば、きめ細やかに行う場合がよい場合もあります。特に福祉の場合は、広域で対応すればサービスの低下のおそれがあります。今回、あわら市、坂井市それぞれが基幹相談支援センターを設けることとなり、そこには、正直、期待も不安もあるところです。今回はその不安が払拭され、あわら市の福祉サービスは充実に向かうのだという、そういう確信となるご答弁をいただければと思っております。

まず最初に一つ目、あわら市単独での基幹相談支援センターの設置となりますが、その役割、体制について、これまで共同で行っていた場合と何か変わるところはあ

るのでしょうか。お聞かせください。

二つ目、人員と費用負担についてですが、これまで共同委託で設置していた場合と、それぞれの市が単独となった場合とどう変わるのでしょうか。いずれも、どの程度増えるかお聞かせください。

従来の基幹相談支援センターでは、特定の事業者や職員に業務や役割が集中し、福祉人材の育成がスムーズにいかない状況が続いてきました。また、事業の効果や課題の検証が不十分ではないかとの不安もあります。そこで三つ目ですが、基幹相談支援センター事業の引継ぎやノウハウの共有と、あわら市単独でその基幹相談支援センターを立ち上げる効果の検証についてお伺いします。

四つ目、こども家庭センターの役割のうち、障がい児相談の他機関、民間との連携などの体制についてお伺いしたいと思います。

続きまして、障がい者の自立支援に関する質問をさせていただきます。

あわら市では、福祉まるごと相談室において、アウトリーチ支援をはじめとする訪問事業により日常生活自立に向けた様々な取組をされており、日常生活の困難や課題をサポートされておられますが、次の段階である社会的自立に向けた方向性や具体的な活動のイメージがはっきりとしていないため、受託している事業所の意向や能力に頼らざるを得ない状況です。そこでお伺いしますが、五つ目として、市として障がい者の社会参加に対し、具体的にどのような施策や方向性を持って取り組まれるお考えかご所見をお伺いします。そして、それらを担う事業者に対し、どのような対応や連携を求め、どのような後方支援を実施するか、ご所見を伺います。一つ目の質問で出します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 1点目の、あわら市単独での設置となる基幹相談支援センターの役割、体制について、これまで共同で行っていた場合と何か変わるところはあるのかとのご質問にお答えします。

現在、当市における障がい者に対する相談支援体制は、基幹相談支援センターが1か所、主に障がい福祉サービスを使う前の段階から第一相談窓口となる相談支援事務所が2か所、障がい福祉サービスを使う段階で必要となる利用計画を作成する特定相談支援事業所が8か所ございます。それぞれ異なる役割を担っております。基幹相談支援センターは、相談支援事業所と特定相談支援事業所の取りまとめと専門的な助言、指導を行う役割があります。また、地域全体の相談支援体制の中核となり、行政と共に障害者福祉計画を推進するなど、多岐にわたる役割を担っています。

この基幹相談支援センターを、令和7年度からあわら市単独で設置することにより、坂井市と共同で行っていた場合と比較して、あわら市市民に特化した相談支援が可能となります。また、人員についても、共同で設置していたときは3名の職員を配置していましたが、単独では2名の職員を配置するなど実質的増員となること

で、きめ細やかな助言指導が可能となります。

2点目の、人員と費用負担について、これまで共同で設置していた場合とそれぞれの市が単独となった場合とどう変わるのか、いずれもどの程度増えるのかとのご質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、人員につきましては、これまでの共同設置では、両市合わせて3名の専門職員を配置しておりましたが、今後は市単独で2名を配置する予定です。このため、費用負担については年間で約130万円増加する見込みです。

3点目の、基幹相談支援センターの引継ぎやノウハウの共有と、あわら市単独で基幹相談支援センターを立ち上げる効果の検証についてお答えします。

これまで坂井市と共同で基幹相談支援センターを運営していたときからの事業の引継ぎを確実にを行うとともに、共同運営の際に蓄積したノウハウを十分に共有し、今後の運営に生かしてまいります。また、市単独の基幹相談支援センターと二つの相談支援事業所が緊密に連携する体制を構築します。この体制の中で、市も加わった定期的な連携会議を開催し、基幹相談支援センターが単独となった効果検証を行ってまいります。効果検証の中で改善すべき点があれば、迅速に施策へ反映させる体制も整えてまいります。

4点目の、こども家庭センターの役割のうち、障がい児相談の他機関、民間との連携などの体制についてお答えします。

こども家庭センターでは、出生時から子どもの発育、発達や子育てについて伴走的支援を行っています。その中で受けた障がい児相談については、迅速に関係機関と連携を図り対応をしております。また、今年度からは、四半期ごとに子育て、教育、療育、相談の関係機関が集まる連携会議を開催しております。その中で関係者間の顔の見える関係をつくり、相談体制の強化を図っているところです。

5点目の、市として障がい者の社会参加に対し、具体的にどのような施策や方向性を持って取り組むのか。また、それらを担う事業者に対し、どのような対応や連携を求め、どのような後方支援を実施するのかとのご質問にお答えします。

障がい者の社会参加を進めるためには、社会全体の理解と協力が不可欠です。そのため、障がいを持つ方が働きやすい環境づくりを促進するため、県が行う企業への理解促進に向けた研修会や障がい者向け説明会に協力するなど、引き続き啓発活動を行ってまいります。また、障がい者の就労機会を増やすため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめとした専門機関とも連携して、障がい者と障がい者雇用を進める企業をつなぐ伴走支援を行っております。

今後も、障がい者を持つ方やその家族が地域社会とのつながりを持ち、社会参加の機会を増やすことができるよう、地域とのつながりを増やす取組を実施するほか、社会参加に向けて相談窓口の明確化や周知を徹底してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

2点目の質問で、両市ときは坂井市2名、あわら市1名の3名でしたが、あわら市単独では1名増員の2名になるということで、それで180万円の増というのは、費用対効果としてはいいのではないかと考えております。

また、3点目の、連携会議を開催して引継ぎやノウハウの共有を行うということなんですが、基幹相談支援センター事業は、6年、たしか前に坂井地区で始まり、それ以来、同じ事業所がずっと委託している状況でないかなと思います。だから、引継ぎに関しては今回が初めてというようなことでないかなと考えております。それでなかなか引継ぎのノウハウというのもないでしょうし、きちんとした、そういう側から、坂井市側から、本当に正確な情報の引継ぎをきちんとしていただきたいと考えております。

また、4点目の、こども家庭センターの障がい児相談の他機関との連携で、教育、療育、相談、それが学校、それから施設、行政など、多種多様の方の集まりで、これはすごく大変なことだと思います。何かこう事件が起きて、自分が直接それに関わらなくては会議そのものの意義がないみたいな感じで、参加しない方も少ないのではないかなと考えております。例えば、もっと会議という堅苦しいことでなくて、交流会とか意見交換会みたいな、そういう集まる、フランクに、実のあるような意見が出ていって、いいものにしていただきたいと思います。

それで、改めて再質問に移らせていただきたいんですが、各業務について委託となりますと、受託する事業所の規模や能力に頼らざるを得ない部分があります。そのような中、第3期あわら市障害児福祉計画では、成果目標が数値で示されております。この数値目標について、あわら市単独となった場合、目標はどう変わっていくのでしょうか。事業所の数などどうにもならない項目もありますが、それ以外の目標は変わらないのか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

障害児福祉計画の計画に記載しております数値目標については、残り2年間の計画期間での変更は基本的にはございません。年度ごとに実績に基づく評価を行い、目標数値の変更が必要となる場合には、計画策定委員会やあわら市、坂井市共同でつくっています坂井地区障害児・者総合支援協議会に報告する予定となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 年度内に大きな変化がない限りは基本的には変更せず、当初の数値目標で進むということですね。分かりました。できれば、目標の達成までの進捗状況なども報告いただければ、教えていただければありがたいです。

次に、基幹相談支援センターの人的配置についてお聞きします。

人的配置については、現在の坂井市との協働体制により少なくなるのは致し方ない部分であります。しかしながら、だからといって、サービスの低下はあってはならないことです。人的配置についてどのような課題があるか。その対策対策はどう考えているか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 基幹相談支援センターを市単独で位置づけるのは初めてのことでありますが、基幹相談支援センターの人員については、今ほどの答弁させていただきましており、共同で設置していたときは3名の職員を配置していましたが、単独で2名の職員を配置することなど、実質的には増員となります。これにより、きめ細やかな助言指導が可能となりますので、現段階では、人的配置についての課題があるとは考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 坂井市のときは3人体制、そのうち2名は大人、1名は子どもに得意な方がいたと聞いております。あわら市では2名体制なんですけど、そのうちの1名は子どもに得意な方がいるのでしょうか。子どもは児童福祉法、大人は障害者総合支援法と、大人と子どもでは法律が違います。それで、子どものこともしっかりと分かる方を配置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 相談員のスキルにつきましては、現在、事業者を選定中でありまして。今後、引継ぎ作業を進める中で、詳細に確認することになりますが、経験豊富な相談員が配置できるということは確認しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ぜひ、そういう子どものほうにも得意な方の選定をよろしくお願いいたします。

また、この令和6年度からの福祉サービス報酬改正により、例えば、全国ではA型事業所の閉鎖、倒産が相次ぎ、5,000人を超える障がい者が解雇されました。福井県においても、A型事業所が6件閉鎖となり、今年度だけで120人以上が一斉解雇されている状況です。障がい者自主支援の最終目標は経済的自立であり、その多くは雇用という形で民間企業や福祉事業者を支えてもらわなくてはなりません。行政の力でなく、民間と共に体制を確保する必要があります。

そこで、あわら市として、事業者の支援はどう考えているか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 福祉事業者の支援については、現在、坂井地区障害児・

者総合支援協議会において、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行っております。また、この協議会では、障がいのある方がそれぞれの地域で安心して生活することができるよう、福祉事業者と共に障がい福祉に係る地域課題の把握に取り組んでおります。

今後も、この体制の中で福祉事業者と連携を図り、障がいのある方の支援を行うとともに、地域課題を一つずつ確実に解決していくことに努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） 先ほど、県が行う企業への理解促進に向けた研修会とかね、障がい者向けの説明会に協力するという啓発活動といいますか、そういうことも行うというのも聞いております。福井市では、例えば、この市所有の空き地の草むしりとか、何か体育館の掃除とかを施設に市が依頼しているということもあると聞いております。また、あわら市のほうの市役所の中でも、この行っている現事業の中で、福祉施設にできるような、そういうお仕事を依頼するというのも、また、そういう協議会があるのでありましたら、その協議会の中でも考えていただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

そういった課題に対して、専門的な障がい者就労相談アドバイザーというのを配置する必要性についてどう考えているか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 先ほどの答弁のとおり、市では障がい者の就労機会を増やすために、ハローワークや障害者就業・生活支援センターをはじめ、専門機関とも連携をしており、市の相談員や就労支援員を中心に、障がい者と障がい者雇用を進める福祉事業者をつなぐ伴走支援を行っております。専門的な障がい者就労相談アドバイザーの配置につきましては、令和7年度からの新たな相談支援体制がスタートしてから、就労相談の内容等を分析した上で、その必要性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 6番、堀田あけみ君。

○6番（堀田あけみ君） アドバイザーの配置については、令和7年度からの新たな相談、支援体制がスタートしてから、就労相談の内容などを分析した上で、その必要性について検討したいということですね。それだけ慎重に配置のことを考えているということですかね。私的にはできるだけ早めにその分析をしていただき、アドバイザーの配置を前向きに検討していただきたいなと思っております。もう既にある事業所より、ある障がい者施設に障がい者の6名の雇用を依頼してきているということも耳にしております。そういう場合、専門的な障がい者就労相談アドバイザーの方がね、いらっしゃれば、的確な就労のアドバイスができて、その方に合ったところに就労できるのではないかと思いますので、ぜひ迅速な対応をお願いしたいと

思います。そういう障がい者の方が、就労がうまくいけば、その方の自信にもつながりますし、それが経済的自立という目標につながっていくことになるのではないかと思いますので、そこのところもよろしく願いいたします。

障がい者の中でも、そういう自分から出かけられる人とか、話ができる方というのは、いろいろ支援もしやすいのですが、交流や就労などにちょっと困難な方、特に困難な方への支援の拡充については、町としてどのような展望をお持ちか、ご所見をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 現在、支援の難しい方については、福祉まるごと相談室で委託していますアウトリーチ相談員とも連携しながら、状況の把握と寄り添う支援を行っております。障がい者相談支援につきましても、この重層的支援体制を構築する中で、関係機関の連携を強化し、困難な事例にも対応できるよう、支援の内容を充実させていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) 重層的支援体制、せっかくできているのですから、これを本当に強化、どんどん強化していただいて、こういうところにうまく連携していただければと思います。この困難な事例だと、ほとんどがマンツーマンという形でなければ無理な事例が多いのではないかなと。1対何人ではちょっと無理な方が多いのはほとんどです。また、相手によってすごく対応も変わります。そういう方との相談のできる場所というのが、「ここまで来てください」って言ってもそういう方って出られないんですね。ですから、そういう相談のできる場所の提供を幾つかまた考えていただければ、これもありがたいかと思いますので、よろしく願いいたします。

最後となりますが、事務的経費や専門員の配置など、坂井市と広域で行ってきたメリットはあったかと思えます。市長は政治家として、道路を経済的に整備したり、事務においてITを活用して効率化を図って経費を節減できることに喜びを感じる、これはもう当然だと思います。しかし、障がい者福祉でたとえ経費節減を実現できたとしても、これは少しもやもやとする気持ちがするのではないのでしょうかね。私は障がい者施策は、そこで節約するのではなく、例えば税収を増やしたり予算を工面してそれを充てて、障がい者施策を充実させていくものだと思っております。障がい者施策は、社会の豊かさとともに充実させていくもので、サービスの低下というのは、先ほども申しましたが、絶対にあってはならないと思っております。基幹相談支援センターをあわら市単独で設置することは、なかなか大変なことかもしれません。しかし、これ、考え方によっては、障がい者福祉を充実させるチャンスでもあるのではないかと。そのためにも、障がい者福祉は人的にも財政的にも充実させるべきではないかと考えます。

最後ですが、市長の思いをお聞かせいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) いろいろありがとうございます。

先ほどの部長答弁と重複するかもしれませんが、障がい者の施策につきましては、今後も事業者の皆さんと、それから関係機関と連携を強化しながら、将来に向けて持続可能な体制を整えてまいりたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 6番、堀田あけみ君。

○6番(堀田あけみ君) ぜひお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長(毛利純雄君) 暫時休憩をいたします。再開は1時からといたします。

(午前11時36分)

○議長(毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長(毛利純雄君) 吉田議員より、都合により、午後、欠席の届出が出ております。

◇青柳篤始君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、2番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) 議長のお許しを得ましたので、2番、青柳篤始の一般質問を始めさせていただきますと思います。一問一答方式にてよろしくお願いいたします。

今日は、行政運営のさらなる効率化について幾つか質問させていただきたいと思います。

社会環境が大きく変化する中で、行政は効率でありながら市民のニーズを的確に捉えるというバランスのとれた運営が求められています。こうした中で、PDCAサイクルやEBPMといった考え方が行政改革の重要なポイントになっています。そこで、まず市の現在の取組についてお伺いしたいと思います。

行政運営の効率化においてよく使われる手法の一つがPDCAサイクルです。これは、計画を立て、実行し、評価をし、改善を図るという流れを繰り返すことで、業務の質を高める考え方です。市役所の業務をより効率的で、より効果的に運営されるべきですが、現在、市では、PDCAサイクルをどのように活用し、業務効率化を進めているのでしょうか。また、これまでの取組によってどのような成果が得られたのかを具体的にお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 本市におけるP D C Aサイクルを活用した業務効率化及び成果についてお答えいたします。

本市では、あわら市まちづくり条例第17条に基づき、市政の透明性向上と市民への説明責任を果たすため、毎年度、行政評価を実施しており、その実施に当たっては、業務の効率化に向けた計画、実行、評価、改善のプロセスを継続的に実行する、いわゆるP D C Aサイクルの考え方を採用しております。

まず、総合振興計画において基本理念に基づき各政策や施策が策定され、それらにひもづけられた具体的な数値目標を設定しており、各所管課では日常の事務の執行を通して数値目標の達成を目指しております。事業年度終了後には、各所管課において、各施策の実施状況や数値目標の達成状況を集計した後、内部及び外部の委員による評価を受けることとなります。それらの評価を十分に踏まえた上で、各所管課において次年度に向けた取組や改善点などを予算案として編成し、庁内の査定や議会の議決を経て、次年度に事業として執行されます。行政評価のプロセスにおいて、P D C Aサイクルを取り込むことで内部や外部委員の皆様の評価に基づき、次年度の事業や施策の継続的な改善や効率化につなげるとともに、予算や人材といった限られた資源を重点的に配分すべき分野を把握することに努めております。

また、市では、P D C Aサイクルを活用した勤務評価を通じて、業務の取組方について評価する能力評価と業務の結果や成果について評価する業績評価を行い、各担当業務に対する遂行能力などの把握を行っております。

住民ニーズが多様化、複雑化する中、今後も質の高い持続可能な行政サービスを提供し続けるため、職員一人一人の業務に対する適性や能力を把握し、適材適所な職員配置に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 2番、青柳篤始君。

○2番(青柳篤始君) P D C Aサイクルを適切に使うことで、業務効率化を図っていくということで、恐らく一番効果が発揮されるのはこれからの時期、つまり人事異動のときに、その効果とサイクルの真価が問われるだろうと思います。効率化が図れることで継続中の案件が滞りなく、さらに担当が代わるという新たな発想がサイクル全体の向上につながっていくと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

一方で、行政運営は効率化を進めるだけでは不十分であり、効率的であることだけが全てではございません。市民の皆さんが求めていることにしっかりと耳を傾け、それを行政に反映させていくことこそがまちづくりにおける最も重要な使命の一つです。

そこで、市は現在住民ニーズをどのように調査し、政策に反映しているのか、具体的な取組についてお聞かせください。また、住民が政策決定により積極的に関与

できる仕組みについて、例えば新たな対話の場を設ける考えはあるのかなど、検討されていることがあればお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 住民ニーズをどのように調査し政策に反映しているのか、住民が政策決定により積極的に関与する仕組みがあるのかとのご質問にお答えをいたします。

本市では、現在、毎年実施しております市民アンケートをはじめとした各種調査や市長ふれあいトーク、市政懇談会といった機会を通じ、住民ニーズの把握に努めております。

まず、毎年度末に実施しております市民アンケートでは、市民の年代別構成比率に基づき、無作為に抽出した市民の皆様アンケートを実施しています。主な内容としては、本市への定住志向やその理由のほか、本市の子育て支援施策や高齢者福祉などへの評価を問う内容となっております。そのほか、都市計画マスタープランや公共施設再配置計画など個別計画の策定に当たっても市民アンケートを行い、市民の皆様の意見の把握に努めております。アンケートの集計結果については、市のホームページで公表するとともに、全庁でその内容を共有し、各担当業務の改善に役立てております。

また、市長ふれあいトーク、市政懇談会では、市民の皆様の声を市政に反映することを目的として、市民の皆様と市長がまちづくりや地域の課題について直接対話する機会を設けております。令和5年度で13回、令和6年度で13回、それぞれ実施をしております。さらに次年度に向けては、市内学生や市内企業の若手従業員といった方々の声を聞くための次世代につなぐタウンミーティングについて、今議会で提案をしております。

引き続き、市民の皆様の声を行政に反映するための取組を継続してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 市が行うアンケート調査や市政懇談会は、行政サービスが市民の実際のニーズとずれていないかを確認する貴重な機会です。また、特に制度に関することは、まさにその当事者である市民に直接意見を伺うことが有効な手段でしょう。行政としてよかれと思っている施策でも、市民の実際のニーズと少し違っていることも考えられます。さらに、去年と今年では、市民が求めているものが変わっていることも当然のようにあります。もちろん全ての要望に応えることが難しい場面もありますが、こうした意識のずれを少しずつ改善していくことこそが、漏れなく無駄なく、そして誰も取り残さない行政運営を実現するための鍵ではないでしょうか。

市民の声をしっかり受け止め、それを行政運営に反映させることは極めて重要で

す。しかし、それだけではなく、集めた意見やデータをどのように活用し、より効果的に政策へとつなげていくかも行政運営の大きな課題ではないでしょうか。

こうした背景の中、近年、政府ではE B P M、つまりエビデンスに基づいた政策立案が進められています。これは感覚だけではなく、データと証拠に基づいて、最も効果的な政策を選択するという考え方です。住民ニーズを正しく把握することもまさにこのE B P Mの重要な要素だと思います。

では、あわら市でも、エビデンスに基づいた政策立案を進める考え方はあるのでしょうか。また、こうしたエビデンスを収集し、政策に生かすために、市では具体的にどのような取組を行っているのか。さらに収集したデータをどのように政策の見直しや改善に生かしていくのか。市の方針についてお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 本市の行政運営に当たり、効果的な政策立案を行うため、これまでの経験や主観的な判断に頼り切りにならず、客観的な証拠であるエビデンスに基づく政策立案、E B P Mを行うことは、非常に重要であると考えております。そこで、本市では、現在進めているあわら市総合振興計画の策定において、E B P Mを採用しているところでございます。

具体的には、無作為で抽出いたしました2,000名の市民の方を対象として、総合振興計画策定に向けたアンケートを実施し、市民の皆様のまちづくりへの意向を広く集めております。アンケートによる調査は、多くの市民の方の意見や意識を定量的に把握する有効な手法の一つで、その調査結果は、E B P Mに向けた重要なエビデンスの一つであると考えております。

一方で、アンケートは、市があらかじめ用意した質問に対し定型的に回答を求めることなどから、市民の方がなぜそのように感じるのかという理由などの深掘りが難しい場合があります。そこで、市民の皆様が日頃の生活で感じる問題意識やニーズを聞き出す手法として、総合振興計画の策定過程においてワークショップの実施を予定しております。市民の皆様との意見交換によって、アンケート調査では捉え切れないような生の声を把握することができるワークショップは、定性的なエビデンスを得られる有効な手段であると考えております。

ワークショップを実施する際には、広報紙や公式LINE、SNSなどを通じて参加者を公募するとともに、オンラインでの参加やユーチューブライブでの配信を行うことで、より多くの幅広い層の方々の参加を呼びかけてまいります。また、アンケートで得た全体的な意見に対し、ワークショップでの具体的な意見による裏づけを行うことで、本市の現状や課題をより深く把握するとともに、具体的な施策の見直しや改善につなげてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 市民の皆さんから幅広く情報を集めることができれば、さらに

よい計画が策定できるという点で、私も強く共感いたします。また、オンラインやユーチューブライブの活用など、こういった手法を取り入れることで、さらに多くの方が参加しやすくなると思います。そして、DXを生かせば、例えばデジタルマインドマップによって内容を整理することで、議論がより分かりやすくまとまりやすくなっていくと思います。

しかし、どれだけ優れたツールを活用しても、それを円滑に機能させるためには場をつくる力が不可欠です。そこで重要となるのがファシリテーターの役割です。議論を活性化させて、多様な意見を適切に整理しながら結論へと導く存在が必要です。現在、多くの自治体で外部の専門家をこの役割を委ねているのが一般的ですが、職員の皆さん自身がこのスキルを身につけることで、行政の意思決定プロセスそのものがより円滑になり、市民との対話の場も広がると思います。これは、単なる一つの技術ではなく、行政運営そのものの質を高めていくものです。

私もこうした取組に何でも協力したいと思っています。デジタルツールの活用や情報整理の方法など、私自身の知識や経験を共有しながら、共によりよい議論の場をつくり上げていきたいと思っています。さらに、こうした新たな取組が話題になることで、住民参加型の総合振興計画は、その理解度や進行のスピードが加速度的に増していくと思います。これが本当の意味でのオープンデータ化です。終わったデータを開示する、これは一昔も二昔も前の考え方になります。今起きていることに参加しやすくなることによって、総合振興計画のさらに先も見えてくるのではないのでしょうか。

ここで、改めて問います。総合振興計画は市役所のためのものですか。それともあわら市に住む皆さんの未来のためのものなのでしょうか。そこには、向こう10年ではなく、20年、30年とここに住み続けたい、そんな思いが大きく反映されるべきだと思っています。性別、年齢、立場に関係なく、多くの人がアイデアを出し合い、エビデンスを積み重ねることで、計画はより身近になっていくものではないかと思っています。当然、現実的に実現できないアイデアも出てくるでしょう。しかし、なぜできないのかが明確になれば、新たな目標が生まれ、その瞬間、初めて計画は理想から現実へとシフトし、本当に意味のあるものへと進化するのだと思っています。計画とは、策定した時点がゴールではなく、むしろそこからがスタートです。時代の変化や市民の声を常に取り入れながら、よりよいものへとさらに更新し続けることが求められています。

また、市民の皆さんがこの計画に関わることで、自分たちのまちをつくるという意識が高まり、行政との協力関係もより強固になっていくものと考えています。こうした取組を通じて、この町に住み続けたいと思える持続可能なまちづくりが実現するでしょう。

総合振興計画は、単なる市役所の政策ではなく、あわら市に住む皆さんの未来の形をつくるものです。そのためには、住民参加をより促し、エビデンスに基づいた意思決定を進めていくことが不可欠だと考えています。しかし、こうした市民の声

を反映した計画づくりやデータを生かした政策立案は、総合振興計画に限らず、行政運営全体においても重要な要素ではないでしょうか。実際にEBPMの推進や住民ニーズの把握は単なる理論ではなく、既に具体的な取組が始まっていると聞いています。これは、市政の透明性や信頼性を高めるだけではなく、持続可能な行政運営を実現するための重要な要素だと考えています。

そこで、現在進行中の具体的な取組について、ぜひご説明をしてください。また、こうした取組をより効果的に進めるための課題や今後強化すべき点についての見解も伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 本市におけるEBPMに向けた取組といたしましては、先ほど申し上げました総合振興計画の策定のほかに、昨年度から組織しました人口減少対策チームでの取組が挙げられます。

人口減少対策チームでは、昨年から移住者向けポータルサイトの創設や、妊産婦の24時間オンライン相談サービスといった具体的な施策の提案を行いました。令和6年度は、本市における人口減少の現状について、年齢や性別、転出先、それらの複数年の推移について改めて分析することで、客観的な根拠に基づき、より効果的な施策の提案を行うことを目標とし、事業を進めております。

一方で、現状の分析に際し、本市の住民データのほか、国勢調査や県の人口統計といった様々なデータを参照しており、それらを総合的に分析することは、多くの時間を必要といたしました。また、現在入手できるデータについては限りがあり、十分なエビデンスを形成する上で追加の費用が必要になることや、集計された情報を十分に分析するための経験やノウハウの蓄積には一定の時間を要することなどが今後の課題だと認識をしております。

限られた予算や人材の中でEBPMを推進するため、まずは優先順位の高い分野から取り組み、庁内でのノウハウを蓄積したいと考えております。その上で費用対効果を勘案し、段階を踏みながら分野を広げ、客観的な根拠に基づいた政策の立案を進めていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 人口減少対策チーム、あるポイントを過ぎると人口が急激に減少するという分析データもあります。早い段階でエビデンスを集めて、それを実行していく、人を育てる。確実に進めていただきたいと思います。

今日は、行政運営の効率化と住民ニーズの把握の両立について質問させていただきました。行政が効率化ばかりを追求すると、市民の声が置き去りになりかねません。一方で、住民の声を聞くだけではなく、それをエビデンスとして活用し、効率的な施策につなげていくことが求められています。このバランスをどのように取っていくのか。そして、今後の市政運営をどう発展させていくのか。こうした問いに対

する考え方が、まちづくりの根幹になるのだと思っています。

我々議員も同じですが、市民の声をいかに集め、いかに活用するのかは昔も今も変わらず大変重要なことです。しかし、情報の発信や共有がより簡単になった今だからこそ、その根本的な意義や本質がより強く求められているのではないのでしょうか。これまでの一般質問の中で、私は皆さんの声を大切にし、合意形成を図りながらエビデンスを見つけてきたつもりです。そして、今回の一般質問を通じて、改めてその大切さを感じています。

先日、職員の皆さんとEBPMを実現するためのマーケティング講習会やディスカッションに参加しましたが、道の駅やあわら市の観光について話す中で、私自身も新たな発見があり、本当に楽しい時間を過ごさせていただきました。仕事をしていく上で、自分の業務が全体のどの部分を担っているのかを知ること、業務効率も到達すべきゴールも大きく変わる。これは行政だけではなく、まちづくり全体にも言えるのではないのでしょうか。だからこそ私も総合振興計画をつくるためのワークショップを本当に楽しみにしています。しかし、総合振興計画はあくまでも手段であり、目的はもっと大きなものでなければいけません。では、その大きな目的とは何でしょうか。それは、市民一人一人がこの町に住み続けたいと思える未来をつくる、そういうことなのではないのでしょうか。まちをつくるのは行政だけではなく、市民の皆さん一人一人です。だからこそ、私も皆さんと一緒にこの場に関わり、未来を築いていきたいと考えています。そして、私自身、できることは何でも協力していきたいと思っています。今日の議論が、これからの一歩となり、この町の未来へとつながることを期待しています。

今回の一般質問があわら市のより豊かな未来をつくることになることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

◇島田俊哉君

○議長（毛利純雄君）　続きまして、通告順に従い、3番、島田俊哉君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君）　3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君）　それでは、議長のお許しを頂戴いたしましたので、3番、島田、一問一答の形式で、今日は2つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず、第1点目でございますけれども、次なる市町合併も含めた広域行政の推進についてということで、あわら市の将来を考えると、人口減少と少子高齢化がますます進み、21年前、12年でなくて21年前の平成16年の合併当時には、3万1,000人だった人口は、現在では2万6,000人まで減少し、さらに15年後の2040年から25年後の2050年には、人口は2万人を切り、1万7,000人になるという推計がございます。

これは、合併当時の旧芦原町の人口約1万4,000人がなくなってしまうという、

ある意味衝撃的な推計ですが、回避することは困難でないのかなというふうに思います。国会の答弁なんか聞いていますと、石破総理も日本における人口減が増加に転じるには早くとも20年はかかるというふうに公言していることから、現実味がある推計だと私は考えます。

人口減少に起因するあわら市での課題は多岐にわたりますが、考えられる主な課題ですね、既に課題となっているものもたくさんありますけども、それを幾つか挙げますと、まず一つ目で、人口減少により市民の生産消費、納税する力は弱まり、あわら市の地域経済は縮小すると思います。農林水産業はもとより、商店や企業の撤退や事業縮小は余儀なくされ、それによる市税の税収減少は行政公共サービスの低下につながり、幾ら地方交付税交付金制度があっても一定の行政サービスの財源が国から保障されるといっても、市民は暮らしにくさを感じ、地域の活力と魅力に欠ける事態になるものと思います。

二つ目で、公共交通機関の利用者も減少し、路線の廃止や減便が進み、学校の統廃合や病院、医院の減少、道路や下水道などの公共施設である社会インフラの維持が困難となり、生活の不便さは増大し、日常生活にも支障を来してくることが予想されます。上下水道は今でも50年の耐用年数を超えて、都会でも話題になっているところでもあります。

三つ目に、高齢化の進展、若者の減少、流出によりまして、地域社会の担い手不足が顕著になり、地域コミュニティの衰退が一層進展することから、地域のつながりが希薄になり、孤独や孤立感を抱え、苦しむ市民が増加するものと思います。

四つ目で、防災や減災面から考えますと、人口減少により自助共助のベースとなる地域防災組織の活動が停滞し、災害発生時の対応が遅れ、被害が拡大する可能性があり、また、高齢化によりまして災害発生時の避難や救援活動が困難になると思われます。

五つ目で、少子高齢化の進展によりまして、介護や障がい、認知などの課題が一層深刻化し、買物や通院、ごみ出し難民も増え、放置される空き家、空き地は増加の一途をたどり、雪が積もっても家の周りの雪かきもできず、市民の安心・安全な日常生活や生活環境に重大な悪影響を及ぼすことになるなどの課題がさらに顕著になると考え、あわら市単独での地方自治体としての存立はとても厳しい事態になるのではないかと私は危惧します。

あわら市は、2004年（平成16年）3月に平成の大合併、福井県第1号として華々しく合併をいたしました。当時は、平成2年のバブル崩壊から長引く平成不況が続いているときでございまして、国全体としての立ち直りも見通せない状況であり、現時点での人口減少は合併当時から容易に推測できるものでした。もちろん、その当時一職員であった私が反対できるすべもなかったものです。

合併からこれまで、平成の大合併を進めるために国や県が用意した「あめ」ですね、あめとむちの「あめ」として、合併前には合併への準備資金（支度金）として、国から合併推進交付金が両町に500万円ずつの1,000万円が交付され、合併し

た年の16年と17年の2か年は、国から合併特例交付金として3億円が交付され、さらに県からは、合併した16年から5年にわたり年間1億円ずつの5億円の補助金が交付されました。また、普通交付税の算定では、通常であれば合併するとスケールメリットが働き、行政サービスが効率化されるという観点から、合併により普通交付税は減少するということとなりますけれども、合併算定替という制度で、合併から10年間は一本化して算定せず、2町がそのまま存続するという条件で交付税を算定し、有利に交付をされておりました。また、10年過ぎた後5年間も、一気に減らすということではなくて段階的に減額し、16年目からは算定を一本化して計算するという「あめ」もありました。さらに極めつけは、合併特例債という借金ですね、充当率が90%で交付税措置率が70%という単なる借金よりも有利な借金が合併から20年間にわたり借入れできるという「あめ」を手に入れ、あわら市では借入れ限度額である約94億6,000万円を、昨年度の令和5年度までの20年間にわたり借入れ限度額まで満額借入れをして財政のやりくりをし、市政運営をしてきました。

また、令和2年から始まったコロナ禍においては、国からコロナ交付金が交付され、続いて円安を背景とした物価高騰対策から市民の生活を守る意味合いで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるなど、各種の国からの交付金を用いて各種対策事業を展開してきました。しかしながら、令和4年4月には、あわら市のうち旧芦原町全域が過疎地域に、そして吉崎地区が辺地地域として国から指定をされました。私もこの指定を知り、旧芦原町に生まれ育ち暮らす者として、過疎地域に指定されたことには驚きました。これがある意味、あわら市の合併の結果を示すものだというふうにも考えます。

そして、これにより、合併特例債という借金の切り札に変わり、今度は過疎債、辺地債という合併特例債よりも有利、充当率100%で交付税率が70%、80%という借金の切り札をまた新たに手に入れましたが、これが市の将来にとってとても喜ばしいことではないというふうにも考えます。当然起債ですから、借金をすることによって費用負担の平準化が図られるという面がありますけれども、幾ら交付税措置があるんだといっても、そもそも借金でございますので、返済の必要があることから、合併特例債と同様に、将来世代への負担の先送りには変わらないという面があります。

また、過疎や辺地の話とは別ですが、2014年（平成28年）5月に、日本創生会議が消滅可能性都市リストを発表し、あわら市も消滅可能性都市に該当するとされました。そして、10年後の昨年の2024年（令和6年）4月には、人口戦略会議は、2023年（令和5年）12月に公表された新たな日本の地域別将来推計人口に基づき、人口から見た全国の自治体の持続可能性について分析を行い、2014年の分析を踏まえつつも新たな視点として、人口の自然減対策（出生率の向上）ですね、それと社会減対策（人口流出の是正）の両面から分析を行い、全国1,720自治体のうち744の自治体、率にして43%を消滅可能性都市としました。残

念ながら、あわら市は2014年に加え、2024年の報告でも消滅可能性都市とされ、あわら市を含め大野市と勝山市の3市が県内9市のうち消滅可能性都市とされ、この3市はいずれも社会減対策が極めて必要で、あわせて自然減対策も必要だというふうに、C-2に分類をされました。C-2に分類された自治体数は、545自治体ありますので、何やたくさんあるじゃないかという人もいますけれども、これについても楽観視できる報告ではないというふうに感じます。

以上、申し上げたことを考えると、このままの状態であわら市が単独で行政は最大のサービス産業だという市民の要望に応え続けることが可能なかどうかという検討が必要であり、これには自治体の枠を超えた行政サービスの提供体制構築策の一つとして、次なる市町合併の議論も避けて通るべきではないと私は考えます。要するに、平成16年の合併では、坂井郡6町が一つになる合併が進むのが自然だと多くの町民が思っていたにもかかわらず、金津町、芦原町の2町先行のいびつな合併となり、その結果が今日と近い将来において予想される厳しい自治体運営を招いているものと考えます。坂井郡は一つという意識がまだ残る現在において、次なる合併に向けての議論、合併を検討すべき、いや、もう合併なんてしなくてもいいよということを引きちんとしておくべきではないでしょうか。

5年近く前になりますが、あわら市と坂井市議会の議員連盟設立の挨拶に、前坂井市長を訪ねたとき、私も議会事務局長として随行しましたが、前坂井市長は議員の連盟結成もいいが、本来は合併すべきではないのかというお話をされ、その言葉を聞いたときには、合併への一筋の光が見えましたが、もう既に過去の話です。あわら市単独で幾ら合併を議論して次なる合併を検討すべきだということになったとしても、相手のあることですから、相手にあわら市との合併の必要性を認識してもらわないことには、到底合併を実現することは不可能であり、時間の経過とともになお困難となるでしょう。

あわら市の北には石川県との県境という大きな壁があり、南には県内2位、1位の市が存在し、あわら市と今さら合併しても何のメリットがあるのかという話になることは容易に想像できます。平成の大合併時には、坂井郡という大枠の中で六つの町がどう合併するのかという議論がありましたが、今では既に旧坂井郡という大枠で再度合併するという意識も薄くなっているのが現実的な感覚かもしれません。ただ、私が確かだと思うことは、他の市からあわら市と合併したいという申出、ラブコールやプロポーズはないだろうということです。

ネガティブなことばかり申し上げたかもしれないですけども、将来世代の市民が、なぜ合併の議論もせずに無責任に私たちにバトンタッチしたのか、合併の議論だけでもする時期があったのではないかと禍根を残す結果となることは、今を生きる私たちは回避しなければならないと考えます。もちろん、平成の合併で身をもって体感した合併の課題ですね、合併後の地域間の格差や市民の対立、地域への愛情や一体感の欠如なども軽視できず、合併だけが持続可能な自治体運営の方策でないことは承知しており、合併以外の広域的な自治体間連携や地域特性を生かした独自施策

の展開により活動を乱すことが考えられ、多様な手段の中から自治体が適した方策を自ら選択すべきだというふうに考えます。平成の合併とは違い、国が令和の合併の旗を振ることはないでしょう。あめとむちを用いた半強制的な合併は賛否をめぐると対立を引き起こし、自治体は疲弊することが予想されるからです。

あわら市が持続可能な形で行政サービスを提供するには、課題が顕著化しつつある段階から、課題が深刻化しないよう、行政需要や経営資源、人材、財源の変化に対する長期的な見通しを持ち、なるべく早く対策を講じる必要があります。特に人口減少による行政サービスの供給制約に対応するには、希少化する人材や既存の公共施設について、今なお残る行政サービスのフルセット主義や行政分野の縦割りにより生ずる資源の過少利用から脱却し、より広域的で分野横断的な視点が必要です。平成の大合併後も個々の自治体は規模や地理的条件などの事情が異なるため、事務事業によってさらに広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することでより効率的で質の高い行政サービスの提供や事務事業が可能となります。

広域行政については、あわら市においても、丘陵地の営農を推進する協議会や消防や廃棄物処理、電算業務で一部事務組合に参加し、介護や火葬、墓園運営、し尿処理業務で広域連合に加わっていますが、これらは全て平成16年3月の合併まで、また、合併と同時に参加した協議会や一部事務組合、広域連合であり、合併後では、県内全ての市町が参加している後期高齢者医療の広域連合のみであり、これは平成19年からスタートした医療制度であり、県や福井市が主導して設立された広域連合です。広域行政を推進するには、既存の協議会、一組や広域連合の連携分野の拡大のほか、事務の委託、事務の代替執行、機関等の共同設置、連携規約など多様な制度があり、いずれも連携する相手自治体との協議、規約作成から始める必要がありますが、これらも視野に入ってくるのではないのでしょうか。

また、あわら市で多額の赤字補填をしている上下水道については、県においては既に策定している水道広域化推進プランや下水道事業での広域化・共同化計画に基づき、県がリーダーシップを発揮して、ぜひ実現してほしいと願っています。国も毎年このことについて通知を出しております。

また、近年では、既存の行政区域にこだわらない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数で他分野のインフラを群として捉え、更新や集約、再編、新設も組み合わせ検討により、効率的で効果的なマネジメントをし、地域に必要なインフラの機能、性能を維持しようとする群マネ制度が提言され、令和5年度から全国の自治体が群マネモデル地域に選定され、取組をスタートしています。群マネも福井県こそ先行して取り組むべき制度ではないのでしょうか。

私があわら市民や坂井市民と次なる合併について話をすると、坂井郡6町は本当は一つになったほうがよかったねという人はいますけれども、今からまた一つの市になろうねという人は残念ながら少なく感じております。これが現実なのかというふうに感じますが、それでもやはり議論に蓋をしたまま次に進むのではなく、一度

あわら市の内部だけにおいても、次なる合併のステップは踏んでおくべきではないかというふうに考えます。合併の議論検討やさらなる広域行政の推進には、主役である市民から地域のリーダーや若者を巻き込んだうねりというか動きをつくり出すことが、首長や地方議員の果たすべき役割だというふうに考えますが、現在の市政運営のトップとして、あわら市の次なる合併についての市長のご所見というか、合併感を賜うことができれば幸いです。どうかよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） まず、市町合併につきましては、住民合意の形成や初期費用の負担、地域独自性の継承など、多くの課題が伴うと認識をしております。仮に、合併の議論を始めるとなりますと、これまで別団体としての歩みを進めてきた自治体同士の統合について、住民の皆様が抱える不安や懸念に丁寧に向き合い、その意見を十分に踏まえながら進める必要があると考えております。加えて、国が主導した平成の大合併期に比べますと、合併市町に対する国による新たな地方財政措置は小さく、財政的観点からの経済的メリットは現時点ではほとんど見込めません。将来的に、より大きなメリットが見込め、かつ住民の皆様のご理解が得られる状況が整った場合には市町合併の可能性を検討していきたいと考えておりますが、今はその時期ではないと認識しております。

一方、本市では人口減少や少子高齢化、それに伴う財政負担の増大など、多様な課題に直面していることから、議員ご指摘のとおり、近隣自治体との連携強化が不可欠であると考えております。これまでも消防、廃棄物処理、電算業務など一部事務組合や協議会を通じた連携を進めてまいりました。こうした広域連携には、事務の重複を避け、専門性を共有することで、行政サービスの質を高められるといったメリットがございます。逆に、複数の自治体が協力して事業を行う際には、合意形成にかかる時間やコストの増大、地域の実情に合わせたきめ細やかな対応が難しくなるなどの課題もあると認識しております。

そのため、さらなる広域行政を推進するには、参加市町との協議の場をしっかりと整え、負担とメリットのバランスを検証しながら進めることが重要であると考えております。また、新たな広域行政の推進や群マネ、いわゆる地域インフラ群再生戦略マネジメントといった新しい枠組みへの取組につきましては、先進自治体を参考にするなど、今後、継続的に調査研究を進めてまいります。

今後とも、人口減少社会における持続可能なまちづくりを実現するため、必要な行政サービスを安定的に提供できる体制づくりと地域の魅力をさらに伸ばす取組を進めるとともに、住民の皆様の声をしっかり受け止め、時代に応じた近隣自治体との連携、協力の在り方を検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 3番、島田俊哉君。

○3番（島田俊哉君） ありがとうございます。

ちょっとしゃべり過ぎたんで、時間がなくなってきてしまったんですけど。

ご答弁の中で合併を検討するには、今はそのタイミングではないということと、広域行政の中では、参加市町との協議の場をしっかりと整えたいということで、これはやっぱり今の自治体間で課題の深刻さがかなり違うと思うので、個人的な思いとしては、やっぱり困っている市からは提案しづらいというか、県がリーダーシップを発揮してもらえたらなど。先ほどの群マネとかもそうですけど。

それと、住民の声をしっかり受け止めたいて、森市長ならではの答弁だなというふうにお聞きしていましたが、やっぱりそれは大事で、合併には私も経験しましたがけれども、膨大なエネルギーが必要です。また、初期投資も必要ですが、将来的な行政コストの削減や財政基盤の強化、広域的なまちづくりなどのメリットがあるため、市民にとって長期的にプラスになるかどうか、冷静に議論すべきかなというふうに思いますのと、合併の議論が政治家の利害ですね、ポジションが減ってしまうとか、そういうふうなことに左右されないために、市長がおっしゃった市民の意見を聞きたいというふうなことで、また、市民参加型の議論や市民アンケートなどの仕組みも取り入れていただくというようなことも考えていただきたいなというふうに思います。

令和7年度から若い人と次世代につなぐタウンミーティングとかもするということでございますし、先ほど話もありましたが、市の総合振興計画に係るワークショップ、また、毎年実施しているような市民アンケートでも組み込んでいただけたらなと思いますし、議員としても、議会と語る会なんかでもテーマとして取り上げられないかなというふうに思います。

時間がなくなってしまいました。

質問の二つ目でございます。ごめんなさい。ちょっとはしよらせていただきます。

ふるさと納税3.0について。これについては、ふるさと納税のさらなる高みを目指して令和7年度から新たに組み込むということで、大変頭が下がる思いでございます。

ふるさと納税3.0につきましては、2020年に大阪府の泉佐野市が先陣を切って開始した制度で、ガバメントクラウドファンディングを活用して事業者による返礼品の開発や増産を支援し、もって地域の活力を図り、市の財源確保につなげようという制度であるというふうに認識をしております。

あわら市においても、先月2月中旬に事業者説明会を開催し、新年度早々の4月上旬には応募書類の提出期限を設け、4月下旬には審査結果を通知する予定での説明を受けました。令和7年度当初予算において、この事業を活用する事業者に対する補助金として1億円を予算措置しています。

そこで、あわら市の取り組む制度について、二つ質問します。

まず、一つ目でございます。あわら市の場合は、この補助制度の補助対象者を既に返礼品提供事業者に限定する理由は何でしょうか。新規事業者も対象としてあげ

たらどうかなというふうに思いますが、いかがですか。また、この制度の補助金、目標額の下限額を400万円、補助金の下限額は200万円というふうに聞きました。また、上限額を2,000万円としておりますが、特に補助金の目標額の下限額400万円では、小規模事業者にはハードルが高く、多くの事業者が制度を活用しふるさと納税本来の趣旨を実現するには、下限額の引下げが必要だというふうに考えてございますが、この補助金目標額の下限額を400万円に設定した理由を伺うことができればありがたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) ふるさと納税3.0は、ふるさと納税の仕組みを活用したクラウドファンディングを実施し、返礼品提供事業者自身が、補助金の原資を集めるものです。返礼品提供事業者が出品する商品が返礼品として選ばれた寄附金は、クラウドファンディングの資金として積み立てられます。つまり、資金が調達できるかどうかは、出品している返礼品が寄附を集められるかどうかにより左右されます。そのため、初めて返礼品提供への参加を希望される事業者の皆様には、ふるさと納税の担当課である市民協働課や中間事業者がサポートいたします。その上で、ターゲットとなる寄附者層を明確にし、何を返礼品として提供するのか、また、返礼品として供給能力やコストなどを検討することが重要です。さらに商品管理をはじめ、在庫管理業務、梱包作業や発送業者への依頼、配送時のトラブル対応、請求書に関する業務などを行い、確実に返礼品を寄附者に届けることができる体制を整備する必要があります。

ふるさと納税は多くの自治体や事業者が参加しているため、競争が激しい市場です。新規事業者の方には、まず参加して出品する返礼品の需要を把握し、確実に対応できると分かった上で、ふるさと納税3.0に挑戦していただきたいと考えております。

また、下限400万円の件でございますが、全国におけるふるさと納税は、令和5年度1兆1,000億円を超える規模に発展いたしました。あわら市においても過去最高額を記録した昨年度の好調を維持し、今年度は、現時点で11億9,000万円以上のご寄附をいただいております。

一方で、人気の返礼品には、フルーツや米など、在庫数に限りのあるものが多く、早くから在庫切れとなっており、より寄附額を伸ばすためには在庫不足の解消が必要であると考えております。また、今後の寄附額を伸ばす戦略として、市の柱となる寄附額の多い返礼品の確立が非常に重要であると考えております。例えば、敦賀市の返礼品では、大型むきエビが大変人気で、様々なポータルサイトの人気ランキングで上位を占めております。このように柱となる返礼品を確立することで、全国のあわら市への認知度が向上すれば、ほかの返礼品への寄附額の底上げに確実につながります。

議員ご指摘の400万円という補助金の下限額については、この柱となる返礼品

を確立することを目的に設けた額であり、寄附額の小さな返礼品提供事業者にとってはハードルの高い金額であるとも言えます。しかしながら、現時点で400万円の補助を受けるために必要となる寄附額に達していない事業者の中にも、様々な工夫を凝らして達成できるようチャレンジしている業者もごございます。

ふるさと納税3.0は、競争力のある返礼品の創出や供給量の増加を図る支援策であるほか、返礼品提供事業者のモチベーションの向上にもつながる制度でございませぬ。ぜひ、寄附額の小さな返礼品提供事業者の皆様にも、ふるさと納税3.0に挑戦していただきたいと考えております。

なお、議員ご指摘の下限額の引下げにつきましては、令和7年度の実施状況を鑑みながら検討したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 3番、島田俊哉君。

○3番(島田俊哉君) あと2分。

新規事業者の方には、まず返礼品参加事業者として参加してもらってから、次に3.0に挑戦してくださいって、そういう考え方もあるのかなというふうに思います。ふるさと納税3.0の趣旨は、成長している事業者を支援してさらに伸ばすということも大切だと思いますけれども、地域全体を支えるためには、まだ芽が出ていない事業所に光を当て、彼らの成長を促すことが行政の本来の役割だとも思います。特に地域の課題解決や資源活用を志す新規事業所は、将来的に地域経済を支える存在になる可能性が高いと思います。行政の支援を通じて、新規事業者が安心して挑戦できる環境を整備することが、ふるさと納税を活用した地域の持続可能性の発展につながるものと思います。

いずれにしても、まだまだ若い制度でございませぬので、今後さらに進化していただいて、ふるさと納税がさらによいものとなるようにご祈念しまして、私の一般質問を、1分前になりました、終わります。

ありがとうございました。

○議長(毛利純雄君) 暫時休憩をいたします。なお、再開は2時10分といたします。
(午後1時58分)

○議長(毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時09分)

◇北浦博憲君

○議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、5番、北浦博憲君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) それでは、議長のご指名をいただきましたので、一問一答にて一

般質問をさせていただきます。

テーマは、子育て支援対策について、させていただきます。

あわら市の人口は、今ほどもお話ございましたが、合併時は3万1,000人を超えていましたが、本年2月1日現在では2万6,241人で、およそ4,700人減少をしている状況でございます。また、「市広報あわら」のベビー誕生という記事がございますけれども、その中では、前月に誕生した赤ちゃんが紹介されていますが、昨年1年間の状況を見ますと、最も多い月で9人、少ない月は3人、合計で79人、月平均では6.6人となっています。この市広報を通じ、市民の皆さんも少子化を実感されているというふうに思います。

少子化は地域の活力を失わせ、あわら市全体の活気を失わせることにつながります。人口減少対策のうち、子育て支援は安心して子どもを産み、育てていくという世帯への支援を通じ、出生率の向上を図るもので、市民から市に求められる施策のうち最も重要な施策の一つだというふうに思います。

以上の観点から、質問をさせていただきます。

1点目、あわら市こども家庭センターの保健師、社会福祉士などの専門職の配置はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 1点目の、こども家庭センターの保健師、社会福祉士等の配置はどのようになっているかについてお答えいたします。

こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関として、令和6年4月から設置することが市の努力義務となり、これまで別々であった母子保健機能と児童福祉機能を組織として一体的に運営することとされており、本市においては、平成28年度から両機能を子育て支援課に一元化し、支援体制を整えていることから、令和6年4月にあわら市こども家庭センターを設置し、妊産婦から子育て世帯に対する支援体制の強化を図っております。

職員の配置状況については、母子保健分野に保健師2名、看護師1名、児童福祉分野には、兼務で社会福祉士1名、保育教諭1名、母子父子自立支援員1名を配置し、両分野で一体的に支援できるよう、統括支援員として課長補佐級の保健師1名を配置しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) ご答弁ありがとうございました。

この中で、児童福祉分野の社会福祉士1名、保育教諭1名、母子父子福祉自立支援員1名が兼務となっているというふうなことでございます。相談支援業務が多いと思いますが、業務が過多になっていることはないのか、また、人員が不足していることはないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 児童福祉分野の職員は、子育て支援課の家庭支援グループに配置されております。このグループには、事務職は1名しかいないため、専門職が子育て世帯やひとり親世帯を対象とした手当支給事務などの業務を兼務している状況です。こども家庭センターの新たな事業を展開していくためには、この専門職が事務を兼務せず、専任で業務を担っていける体制を整えることが望ましいと思われまます。しかしながら、本市の職員規模では、どの専門職も事務を兼務している状況であり、引き続き、相談業務が滞らないよう専門的支援ができる体制を確保していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 今のお話をお伺いしまして、専門職の方も大変かと思っておりますけれども、訪れる方は話を聞いてもらいたい、相談に乗ってもらいたいと来られる方が多いと思っておりますので、さらに専門的な支援ができる人的な配置も含め、体制の整備を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目ですけれども、「こあらっこ」支援の中で、国や県の助成のない、あわら市独自のメニューはあるのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 市独自のものとして、あわらっこファーストバースデー祝い金と産婦人科・小児科オンライン相談があります。

あわらっこファーストバースデー祝い金は、お子さんが満1歳の誕生日を迎えた際に、保護者に3万円を支給するものです。その際、保護者には、子育てに関するアンケートを行い、困り事の早期発見、早期解消につなげ、切れ目なく支援を実施しております。

産婦人科・小児科オンライン相談は、令和5年度に市内の人口減少対策チームから提案された事業です。半年間の試行運用を経て、令和6年6月から本格導入しております。内容としましては、スマートフォンから専用サイトやLINEを通して、産婦人科や小児科の医師や助産師に無料で相談できるものです。妊娠中や産後の悩み、子どもの健康などについて、夜間や休日にも気軽に相談できる環境をつくり、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援しております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） ありがとうございます。

子どもさんの数が増えるということはですね、多子世帯への市独自のサポート支援として、第3子以降の誕生祝い金などの給付事業を実施してはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 令和4年度までは出産お祝い金事業があり、子どもの誕生の際に祝い金を支給しておりました。令和5年度からは、妊娠時5万円、出産時5万円の給付金が支給される事業が創設されたことにより、支給時期をずらしまして、1歳児に3万円のお祝い金に変更したところであります。この1歳児の誕生の祝い金については、生まれる順で差をつけないことで開始をしております。

また、多子世帯への様々な子育て支援サービスにつきましては、対象を広げまして、第2子以降の世帯を対象として、利用負担の軽減などを行っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） それで、第2子以降の今のお話、ございましたですけども、利用負担の軽減には、在宅で育児している家庭の月1万円の応援手当、そしてまた、第2子以降のこども園料無償化など、県の関連施策がございますけども、あわら市独自の施策として、生まれる順での差をつけるというようなことでもなく、1人でも多くあわら市の子どもを増やすという観点から、第3子以降の誕生祝い金給付事業についても検討していただければありがたいというふうに思います。

続きまして、第3点目でございますが、あわら市こども家庭センターの業務は、保健センターと子育て支援課内に分かれている状況でございますが、この状況について課題はないのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 昨年度、こども家庭センターの設置に当たりまして、母子保健機能がある保健センターに児童福祉機能も移し、一体化することにつきまして検討しましたが、事務所を市民課分室と共有している施設上の問題や、同じ庁舎にあります教育や福祉担当課との連携など、子育て支援課に置くメリットも考慮し、現段階では、保健センターと子育て支援課の2か所に設置することとしました。二つの拠点の連携強化を図るため、児童相談システムを導入し、ケースの支援経過などを管理し、月1回のペースでケース会議を行っております。

しかしながら、こども家庭センターが一つの拠点施設でないことから、市民にとって窓口が分かりにくい面があると思われれます。さらに、市役所内の子育て支援課においては、子連れでじっくりと相談できる場所を確保することが難しい状況であることから、対象者が相談しやすいセンターへの環境整備が課題であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 今のお話の中で、環境整備についての課題についてお話がございました。子連れで来られた方が安心して相談ができる場所の確保は、相談を受ける側として、プライバシー保護の面からも最も配慮すべき点ではないのかなという

ふうに思います。このような状態を速やかに解消すべきではないのかなというふうにと思いますが、ご所見はいかがでしょう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子育て支援課や保健センター「こあらっこ」での相談については、おのおの専用の相談室がないため、配慮が必要な場合は、他の部屋などを利用し対応しております。どちらも各種手当を兼ねる窓口であることや、施設上の問題もありますが、解消できることは工夫改善し、安心して相談できる環境を整えていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 本当に相談に来られた方のプライバシーのことが大変重要なことですので、速やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

それでは、3点目の再質問の二つ目でございますけども、お隣の加賀市では、こども家庭センターを子育て応援ステーションとして市街地のかが交流プラザに置いています。本市においても、例えば、子どもの遊び場整備を行う芦原複合福祉施設内に、一つの拠点としてこども家庭センターを設け、ワンストップサービスを提供することはできないのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 子どもの遊び場の整備に伴い、2階部分の子育て支援センターの一部エリアについても、その機能を充実させる予定であります。引き続き、相談支援や子育ての情報発信を積極的に行ってまいります。

こども家庭センターについては、議員のおっしゃるとおり、芦原複合福祉施設にまとめ、子どもに関する機能を集約することは望ましいですが、現在、シルバー人材センターなどの事務所もあり、それらをほかに移転することは困難な状況です。そのため、現時点においては、こども家庭センターを2か所で運営し、関係機関との連携を密にするなど、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) ご答弁ありがとうございます。

子どもに関する機能を集約することは、現時点では困難な状況ですというようなことでございますけども、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援、子どもの育ちを見通した継続的な支援を進めるためにも、一つの拠点整備の実現に、私としては期待を申し上げたいというふうに思います。

続きまして、4点目でございますけども、あわら市こども家庭センターでの相談や支援について、利用者のアンケートを実施しているのか、お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 子ども家庭センターでは、生後5か月から6か月の乳児を対象とした離乳食教室の際に、保護者にアンケートを実施しています。このアンケートの中で、約9割の保護者から、十分なサポートが受けられたと回答をいただいております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 再質問なんですけども、第2次あわら市総合振興計画の後期計画では、子育て支援の充実と少子化対策の中で、全国的に高いレベルにある本市の子育て支援に関するサービスは、多くの子育て世帯から支持を得ています。引き続き、子育てのしやすいまちとして、施策の拡大に努めますとあります。妊娠期、出産期、子育て期、思春期まで子どもの育ちを見通した継続的な支援について、サービス内容、支援内容など、子育て世帯へのニーズ調査を行い、さらなる子育て支援サービスの展開につなげていってはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 市では、国や県が推し進める子育て支援施策を基に、毎年事業を拡大しています。

まずは、その庁内各課の子育て応援事業を広く周知することが重要であると捉え、それらをライフステージごとにリーフレット「あわらっこ子育て応援ガイド」にまとめ、妊娠届などの際に直接手渡しています。

あわせて、市では、昨年度、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定のために、子育て世帯へのニーズ調査を実施しており、それらの結果を参考にするほか、各種教室などの機会を捉えまして、子育て世帯の声を聞いていきたいと考えております。そして、今ある事業の評価を検証し、ニーズに合った施策の展開につなげてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 今後とも、子育て世帯の声をよく聞き、子育て世帯のニーズに沿った施策を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、最後でございますけども、5点目ということで、県内でも珍しい、同じ建物内にあることになる全天候型遊戯施設と子育て支援センターは、お互いのよいところを連携させ、どう子育て支援に生かしていくのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） 令和8年度に完成を目指し進めています、あわら市子どもの遊び場整備事業については、ご承知のとおり、県の補助金1億円を活用することとしており、この補助金を活用するに当たり、土曜日、日曜日の両日を含め週

3日以上の開所をすることが必須の要件となっております。また、複合福祉施設2階の子育て支援センターと3階の子どもの遊び場は、玄関、通路及びエレベーターが共有であり、維持管理上連携することが望ましいと考えるため、開所日を合わせることも視野に入れなければならないと考えております。運用面においても、遊び場の基本計画などで申し上げておりますが、ゾーニングの考え方として、幼児期においては、子育て支援センターの利用を想定し、その機能の強化を検討しているところです。この遊び場整備を機に、子育て支援センターと子どもの遊び場を連携することで、子育て家庭が、様々なニーズに合わせて利用できるようになると考えております。

現在、子育て支援センターは、主に3歳未満の子どもと保護者の方を対象としていますが、これまでの利用者アンケート等では、上の子どもと一緒に連れて利用したいという声を多くいただきました。今後は、例えば小さな子どもと訪れた保護者の方は、2階の子育て支援センターで子育て相談や情報収集をした後、3階の遊び場でゆっくり子どもを遊ばせることができるようになります。また、年齢の違う子どもを連れた家族であれば、保護者は小さい子どもと子育て支援センターで、大きい子どもは遊び場で、それぞれの対象にあった場所で時間を過ごすことができます。

引き続き、全ての子育て世代に満足いただける施設となるよう、各施設の役割分担や連携について、様々な角度から検討を重ねていきたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) 昨年12月の常任委員会などの説明で、ここにしかない遊び場をつくるという説明がございました。全天候型遊戯施設と子育て支援センターの連携は、ここにしかない遊び場をつくるということにつながると思います。この点も含めて、子どもの遊び場づくりの検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 本市の子育て支援センターは、他市からの利用者も多く、人気のスポットとなっております。本市の子どもの遊び場整備事業において、子育て支援センターの充実も含めた基本計画を策定しました。子どもの遊び場の運営につきましては、子育て支援センターの活用や連携についても検討を進めていく予定であり、あわら市ならではの独自性のある遊び場をつくり、たくさんのお子どもたちに来てもらい、楽しく過ごしてもらえよう取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 5番、北浦博憲君。

○5番(北浦博憲君) ご答弁ありがとうございました。

昨年末に、私、吉崎の「あそぼっさ」に来ていた親子連れの方にお話を聞いたんで

すが、あそこは体育館、学校時代の遊具、手作り感満載の乗り物など、ほかの遊び場にはないユニークな面白さがあり、ぜひまた遊びに来たいというようなことを言っておられました。今、わが市が進める子どもの遊び場についても、ここにしかない遊び場で多くの家族連れが訪れることを期待申し上げたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

◎延会の宣言

○議長（毛利純雄君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日3月7日は午前9時30分から会議を再開します。

○議長（毛利純雄君） 本日はこれをもって延会します。大変お疲れさまでした。

（午後2時35分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第125回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和7年3月7日（金）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

出席議員（15名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
12番	八木秀雄	13番	笹原幸信
14番	山川知一郎	15番	北島登
16番	卯目ひろみ		

欠席議員（1名）

11番 山田重喜

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	太田菜緒		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、15名であります。

11番、山田重喜君は欠席の届出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、八木秀雄君、13番、笹原幸信君の両名を指名します。

◎一般質問

○議長（毛利純雄君） 日程第2、これより、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇山川知一郎君

○議長（毛利純雄君） 通告順に従い、14番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 14番、日本共産党の山川知一郎でございます。

2点について質問をしたいと思います。

まず1点目は国保税の問題でございますが、国保税は所得割、平等割、均等割によって算定されていると思いますが、税金は全て基本的には応能割であるべきだというふうに思っております。

そういう点では、均等割、平等割というのは負担能力に関係なく課税される。特に均等割は家族数が増えればそれに応じて税額が増えるということになり、今、大きな問題になっております子育て支援、これに逆行するものであるというふうに思います。

そういう点で、ぜひこれを見直して引下げをしていただきたいというふうに思いますが、まず、あわら市の国保税の平均額は県内他自治体と比べてどのような位置にあるのか、また、現在の国保税算定はどのように行われているかについて伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長（山下綱章君） 1点目のあわら市の国民健康保険税額は県内ほかの自治体と比べてどのような位置にあるのかとのご質問にお答えをいたします。

本市の令和6年度賦課時点における1人当たりの国民健康保険税は10万985

円で、県内17市町で高い方から8番目、また、県内九つの市では5番目となっております。

県平均は10万2,189円で、本市の税額は県平均より約1,200円低い状況となっております。

2点目の現在の国民健康保険税の算定はどのように行われているかのご質問にお答えをいたします。

本市の国民健康保険税の算定は、医療分、後期高齢者支援分、40歳から64歳までの方が対象となる介護分の三つも区分の合計により行っております。

なお、この三つの区分はそれぞれ前年度の所得に基づき算定される所得割、加入者の数に応じて算定される均等割、世帯ごとに一律で賦課される平等割の合計により決定いたします。

次に、均等割が子育て支援に逆行するものではないかという点についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国民健康保険税の均等割は地方税法で受益者負担と定められており、世帯に加入している人数に応じて賦課されておりますので、子どもが多い世帯ではその分負担が増えることとなります。

一方で、法令に定められた所得基準を下回る世帯においては、均等割と平等割の軽減措置が講じられております。

例えば、1人世帯の場合、所得が43万円以下の世帯では7割軽減、同じく72万5,000円以下は5割軽減、97万5,000円以下は2割軽減となっております。

さらに子育て世帯の経済的負担軽減のため、令和4年4月より世帯の所得にかかわらず全ての未就学児に関わる均等割が2分の1となる措置が講じられております。この未就学児の軽減措置は低所得世帯に関わる軽減措置と同時に適用されるため、例えば7割軽減世帯の未就学児の場合は、残りの3割についてその2分の1が軽減されて8.5割軽減となり、手厚く支援されているところでございます。

なお、福井県では令和12年度に保険料水準の県内統一が予定されており、国民健康保険税の賦課方式につきましては所得割、均等割、平等割の3方式で算定することが決まっております。

そのため、本市だけが均等割を廃止することは適切ではないと考えております。

また、本市では令和6年度に資産割を廃止したことにより9割以上の世帯で国民健康保険税が引下げとなっておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 均等割が、やっぱり税負担の原則に照らしてみると非常に問題があるということで、全国的にもこういう動きが強まっているということを示していると思います。

今の答弁でもありましたが、子育て世帯は2分の1支援をすとか、全国でもそういう動きが強まっているということでございますけれども、今、答弁ありましたように、福井県は令和12年度に県内の保険料水準を統一するという予定になっているということでございますけれども、この統一を機にぜひ県全体として均等割はなくすというふうに求めるべきではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市民生活部長、山下綱章君。

○市民生活部長(山下綱章君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおり、均等割は地方税法で受益者負担として人数に応じて負担する分と定められているところでございます。

また、医療保障の公平性を確保し、全ての人が安心して医療を受けられるためにも国民健康保険税の算定における均等割の廃止は難しいものと考えております。

しかし、議員おっしゃるとおり、子育て世帯の負担軽減を図ることは大変重要であると考えております。

このたび福井県は全国統一で開始された子どもに係る国民健康保険料の均等割軽減措置について対象範囲の拡大や軽減割合のさらなる拡充について国に要望しております。本市においてもあらゆる機会を捉えて要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 本市としても軽減するように求めていきたいということでございますので、ぜひそういう方向で頑張ってくださいなというふうに思います。

これで、1点目の質問を終わります。

二つ目の問題は、能登地震から1年3か月というふうになりました。能登の復興が非常に遅れているというのは大きな問題になっております。昨年1月のこの地震であわら市内でもかなりの被害が出たと言われております。以前にもちょっと説明を聞いたことはあると思っておりますけれど、改めて昨年の能登地震によるあわら市内の被災状況について伺いたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 市内の建物被害の状況と復興状況はどうなっているかのご質問にお答えします。

令和6年能登半島地震での罹災証明書の発行件数は、令和7年3月1日現在で住家は大規模半壊1件、半壊11件、準半壊11件、一部損壊563件、非住家は123件、合計709件です。

次に、被災された方の復興状況につきましては、市では主に国の各種支援の対象となる準半壊以上の世帯に対して発災当初から丁寧な説明を続け、不安や疑問に感

じることなどの相談を受けながら、被災者に寄り添った支援を行ってまいりました。
現在、被災された皆様は、年齢、世帯構成、就業状況などそれぞれに異なる状況にありますが、生活再建に向け新たな一歩を踏み出されているものと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 合計で709件の罹災証明が出されたということでございますけれども、もう少しちょっと詳しく伺いたいと思いますが、被災された建物については3段階で危険度判定というのがなされたと思いますが、その判定の結果はどういうふうになったか、また、その危険度判定を受けた建物は今現在、補修がされているのか、または解体されたのか、そこら辺りについてどうなっているか伺いたい。

それから、もし解体されて今まで住んでいた家がなくなった方が現在どうされているのか、市内のどこかよそへ移って生活されているのか、または市外へ越されていったのか、そこらについても伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） まず、応急危険度判定につきましては、市内で非住家を含め38棟の調査が行われまして、そのうち建築物に入ることは危険と判定された建物は6棟でした。

また、要注意とされたのは14棟となっております。

また、危険と判定された6棟については自費解体や公費解体、応急修理、住宅者住宅再建補助金などいろんな制度がありますけれども、それぞれの状況に応じていずれかの支援を受けております。

それと、今現在、被災された方がどうなっているかですけれども、応急危険度判定で危険と判定された6棟の被災者で市外に転出された方はいません。市営住宅の入居であったり、自宅の応急修理、建て替えなどを行っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 危険度判定で解体された家もあるということですが、解体した後、建て直したということは現状は一件もないのではないかと思います。ここが非常に私は問題だと思っております。現在の国の支援でもここが非常に弱いというふうに思いますが、今こういう被災者に対する支援はどういうふうになっているか伺いたいと思います。国でどうなっているか、県でどうなっているか、市でどうなっているか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） 被害に対する支援の状況はどうなっているかのご質問にお答えいたします。

まず、災害救助法の適用による被災した住家の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の応急的な修理を行う住宅の応急修理に関しては、令和7年3月1日現在で11件の申請があり、約480万円を支援しております。

次に、被災住宅の修理、建築、購入に係る費用の一部を支援するあわら市被災者住宅再建補助金に関しましては、当初、この補助制度は市内の被災世帯数が災害救助法施行令に定める基準に満たないため、あわら市では被災者生活再建支援法に基づく支援制度が適用されない状況でした。

そこで、市では、福井県へ要望し、被災者生活再建支援法に基づく支援レベルと同じ水準の補助制度を県の支援の下、新たに創設したものです。

令和7年3月1日現在で、12件の申請があり、約810万円を助成しております。

次に、この助成金を大幅に増額すべきとのご質問に関しましては、去年の能登半島地震のような大規模自然災害が発生した場合は、規模が大きくなればなるほど、県や市町村の枠を超えて甚大な被害が広範囲に及びます。このような場合は、国によりまして災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援が行われますが、被災者の居住地、市町村により支援内容等が異なるようなことはあってはならないと考えます。

全国市長会や全国知事会では、これまでも国に対して被災者生活再建支援法に基づく支援金支給額の引上げ、支給対象の拡大を図ること、地域間の不均衡が生じないよう公平な支援を行うこと、法に基づく救済が被災者に平等に行われることなどを求めています。

まずは国において支給対象の拡大や支給額の引上げなどを被災自治体の声などを踏まえてしっかりと議論すべきものと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) ちょっともう少し深く伺いますが、被災者に対する国の支援は、例えば、もう住めないの、解体して建て替えるのか、そういう場合、国の支援は最高限度幾らなのか。また、県や市や幾ら支援するのか、具体的に伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 今ほどのご質問ですが、被災者生活再建支援法に基づく救済制度となりますので、全壊の場合で建て替えですと300万円に、国はなります。

それで、今回の場合は、市の方で県と共同して同じ水準のものをつくりましたので、同じ、最高額は300万円となります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) 国が300万円、県と市が同じく300万円、全部、限度で6

00万円ということだというふうに思いますが、実際問題としては、これでは解体するのが精いっぱい、公費解体というのもありますから、解体は公費でやっていただければ個人の負担はないと思いますけども。

ただ、再建するのにはとても600万円では全然追いつかないという状況だと思うんですね。そういう点では、先ほど答弁にもありましたが、国に対してもっとこれを増額すべきということ強く求めていただきたいというふうに思います。

市ももう少し増額をして、何とか生活を再建できるようにすべきではないかというふうに思います。

この点について、市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) すみません。先ほどの答弁ですけども、国の300万と市300万、それを合わせて600、そういう意味ではございません。国で300万、制度があります。今回の能登半島地震では、あわら市はその適用ができなかったので、県の支援をいただいて同じ制度をつくりましたので、その300万円を適用しておりますけれども、合わせて600万とかそういう意味ではございません。よろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) いずれにしても、とにかく今まで生活していたところで、住宅を再建して、また何とかそこで暮らすというのは非常に困難な状況だというふうに思います。

そういう点では、先ほど答弁にもありましたけども、市として強力に国や県に対して支援を増額するということを求めていっていただきたいというふうに思いますけども、この点について市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 議員おっしゃるとおりでございます。被災された方々に対しましては、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

ただ、まずはやっぱり、国において支給対象の拡大や支給額の引上げ、被災自治体の雇用など踏まえてしっかりと議論してほしいということを私としても求めていきたいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 14番、山川知一郎君。

○14番(山川知一郎君) あわら市で被災された方、一人も市外へは移っていないと、市内で何とか生活しているということで、これは大変素晴らしいことだというふうに思いますけども、本当に被災された方が安心して今までのところで暮らせるようにするには、基本的には国が、私は今の倍額以上に、ぐらいの支援をしなければとて

も生活再建はできないのではないかと。能登では本当に再建がなかなか進まないということが大きな世論になっておりますけれども、ぜひこういう災害に遭っても、元のところで生活ができるように強固な災害支援をすべきだというふうに思います。

そういう点では、ぜひ市としても国や県に対してしっかりと意見を言っていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

◇室谷陽一郎君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、7番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 通告順に従いまして、7番、室谷、分割質問分割答弁にて一般質問を行います。今回はテーマとして二つのことを質問させていただきます。

まず一つ目の質問です。

我が国における急速な高齢化の進展に伴い、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和5年6月に成立しました。特にこの認知症基本法においては新しい認知症観が示されています。

基本理念の第3条第3項に、まず、認知症の人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるものを除去することによりと記述され、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにすると記述されております。

さらに、認知症の人に、自己に直接関係する事項に関しては意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保ということが記載されております。

これら認知症基本法の成立を受けまして、また、新しい認知症観で示された上で、第5期あわら市高齢者福祉計画に記述されています認知症高齢者支援対策推進について質問させていただきたいと思っております。

一つ目、現在、あわら市において認知症高齢者支援対策の認知症に対する普及、啓発において、認知症サポーターになった人に対して、どのような活動の場を設け、どのようなサポーターの実践を支援しているかをお聞きします。

二つ目、認知症ケアパスの普及、啓発を具体的にどのように進めているかを質問いたします。

三つ目、あわら市安心生活ネットワークの見守り体制整備はどのように進んでいますか。QRコードラベルを活用した事前登録制度の普及率はどのようでしょうか、質問いたします。

四つ目、認知症地域支援推進の増員はどのようでしょうか、質問いたします。

そして、5番目、新しい認知症観において自己に直接関係する事項に関しては意

見を表明する機会及び社会のあらゆる分野において活動に参加する機会の確保を、と書いてあります。これに関しまして、あわら市におきましては、認知症の方が意見を表明する機会や社会の活動に参加する機会についてどのように行っているのか、また、行おうとしているのかということをお聞きします。

以上、質問に対して答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 1点目の認知症サポーターになった方に対してどのような活動の場を設け、どのようにサポーターの実践を支援しているかについてのご質問にお答えします。

本市では、これまで地域の企業などに呼びかけ、認知症サポーターを養成し、その数は令和7年1月末現在2,281人となっております。

認知症サポーターについては、特別な活動の場を設けるわけではなく、日常生活の場における一人歩き高齢者への声かけや地域の認知症の見守りを行うことが認知症サポーターの活動の場となっております。

例えば、郵便局や銀行などの企業に対しても養成講座を実施しておりますが、窓口業務において気がかりな高齢者がいた場合に声かけをしていただき、必要に応じて地域包括支援センターにつないでいただいております。

また、認知症サポーターの実践に対する支援については、養成講座を通じて認知症に対する正しい知識を得て、理解を深めていただいております。

その後、活動していく中でさらなるスキルアップを希望する場合には、ステップアップ研修などの学びの機会を設けております。

次に、2点目の認知症ケアパスの普及、啓発を具体的にどのように努めているかについてのご質問にお答えをいたします。

市の窓口業務において認知症の相談に来られた方や介護認定の申請において認知症が疑われる場合、また、地域包括支援センター職員が訪問の際など、必要に応じて認知症の手引である認知症ケアパスについて説明をし、配布しております。

そのほか、市のホームページや広報誌への掲載、各種イベントにおいて認知症のブースを設けるなどして周知、啓発に努めております。

次に、3点目のあわら市安心生活ネットワークの見守り体制整備はどのように進んでいるか、QRコードラベルを活用した事前登録制度の普及率はどのようなかについてのご質問にお答えをします。

現在、あわら市安心生活ネットワークは、市内各事業所の協力により、日常の見守り体制の強化に努めております。

令和6年度には新たに八つの企業と協定を締結し見守り体制に加わっていただきまして、合計35の企業による見守り体制となるなど強化を図っております。

次に、QRコードラベルを活用した事前登録制度、どこシル伝言板については、市のホームページや広報紙での周知に加え、窓口や公民館にチラシを設置し、普及、

啓発に努めております。

どこシル伝言板の登録者数は現在14人と、まだまだ登録者数は少ない状況ではあります。引き続き、ケアマネジャーや民生委員など関係機関への周知に加え、出前講座やイベントでの啓発活動を行い、周知に努めてまいります。

次に、4点目の認知症地域支援推進員の増員はどのような状況かについてのご質問にお答えします。

認知症地域支援推進員とは医師、保健師、看護師、社会福祉士などの専門職の方が養成研修を受講し推進員となり、市町村や地域包括支援センター、介護保険施設等に配置され、医療、介護等の支援ネットワークの構築や相談支援体制の構築など、認知症の本人や家族と専門機関とのつなぎ役、調整役を主な役割としております。

あわら市全体としては、認知症地域支援推進員は合計11人です。市内の介護保険施設に3人、あわら市役所には8人の受講修了者がおり、そのうち令和6年度は健康長寿課に2人の専門職を増員しております。

次に、5点目の認知症の方が意見を表明する機会や社会の活動に参画する機会についてどのように行っているのか、または行おうとしているのかについてのご質問にお答えをいたします。

国が取りまとめた認知症施策推進基本計画では、誰しもがなり得るを前提として、認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って生きることができるとする新しい認知症観に立つことが示されております。認知症の方が意見を表明する機会や社会の活動に参画する機会の確保が求められております。

現在、認知症カフェや家族介護者交流会の場などを活用しまして、認知症の方同士が自らの体験や希望を語り合える場を設け、行政やサービス事業所に対しての意見を発信する機会などが持てるよう努めておるところです。

令和6年度は、現在までに認知症カフェを50回、家族介護者交流会を5回開催しております。

また、今後は、認知症の方がその能力や意欲に応じて活動できるようなボランティアやイベントへの参加など、認知症の方が社会の一員として活躍できる環境の整備にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも誰一人取り残さないことを念頭に、認知症となっても住み慣れた地域で希望を持って生活していけるよう、施策を着実に推進してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 答弁ありがとうございました。

今の答弁をお聞きしまして、再質問させていただきたいなと思います。

まず、認知症サポーターの活動の件なんですけども、認知症サポーターの活動の場については、特別な活動の場を設けるわけではなく、日常生活の場において一人歩き高齢者への声かけや地域の認知症高齢者の見守りを行うことが認知症サポーターの活動であると答弁いただきました。

第5期のあわら市高齢者福祉計画においても、我があわら市においては認知症高齢者の数は年々減少傾向にあると記載されています。

しかし、一方では、あと後ほどちょっと詳しいこともお話ししますが、全国レベルにおいては高齢者の5人に1人は認知症になるとの声も聞きます。

現時点においてあわら市の認知症高齢者の数が減少傾向にあるにしても、より踏み込んだ認知症サポーターの位置づけやネットワークとしてのサポーターの会を設け、集団としての活動の場、活動の内容を明確にすべきではないでしょうか。市としての認識と見解をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 質問にお答えをいたします。

認知症の正しい知識や対応の仕方を理解し、自分のできる範囲で認知症の方を応援するのが認知症サポーターであります。まずは正しく理解していただくことがスタートであるというふうに考えております。

毎年サポーターの養成講座を開催いたしまして、小中学校から企業の方など、様々な職種や年齢層の方に受講していただいておりますけれども、市といたしましては、サポーターの前提として、自分のできる範囲でとの考えの下、現在のところ一律にサポーターの会などの枠組みを設ける予定はございません。

しかしながら、サポーターの方にはより認知症への理解を深めていただいた上で具体的な活動を担っていただくことも重要だというふうに考えております。

今後は個々のサポーターに対しまして、現在の活動状況やスキルアップ、具体的な活動参加への思いなどをお聞きし、地域での見守り体制の強化や、認知症カフェ開催支援など認知症施策のさらなる推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 一応の理解は分かりますけれども、例えばフレイルサポーターのように、そういった集団的な活動ということもこれからは必要になるんじゃないかなと思います。今現在はそれでよいとしても、それは今から準備し、にらんでおく必要があるべきだと私は思いますので、その辺のところをよくお願いしたいと思います。

さらにですけれども、認知症サポーターが活動していく中でさらなるスキルアップを希望する場合には、ステップ研修などの学びの機会を設けているとのことですが、どのようなステップ研修があるのかを質問します。

これまでにステップアップ研修を何回開催したのか、そして、参加者数はどれくらいあるのか、こういった現状を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） 認知症サポーターのステップアップ研修は、サポーター養成講座の講師である福井県認知症キャラバン・メイトや、認知症地域支援推進員、市の保健師などを講師といたしまして、認知症の基礎知識を深めたり、災害時の対応や薬に関する知識を深めることなどを主な研修内容として実施をしております。

サポーターが現場での対応力を高めるためのロールプレイング研修やグループワークなど実践的なトレーニングを取り入れることで、スキルアップを図っているということでもあります。

もう1件ですけれども、ステップアップ研修につきましては、まず、平成28年度に福井県がステップアップ講座指導者研修を実施いたしまして、その後、県がステップアップ研修を始めております。

令和元年頃ですけれども、県からステップアップ研修を市町で実施するよう働きかけがありまして、各市町で実施をするようになったということでもあります。

本市におきましては、チームオレンジ設置に向けてステップアップ研修が必須であることから、令和4年度、初めて実施をいたしまして、これまでに2回研修をしております。受講者数は49人となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） ありがとうございます。そういったところから始めてもいいんじゃないですかね。何か私はお話を聞いていまして、思いました。

次に、どこシル伝言板の登録者数が現在14人となっておりますとのことですね。登録者数が少ない状況とのことですが、これ、どこに原因があると認識されておられますかね。どのようにして登録者数を増やすというか、検討しているか教えてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事（宮川利秀君） どこシル伝言板の登録者数が少ない主な原因といたしましては、まだまだ市民や関係者に十分認知されていないことが要因だというふうに思っております。

そのほか、個人情報の取扱いに対する不安などの意見もありますが、引き続きホームページやSNS、チラシなどを用いた広報活動を行うことはもちろん、こと、ケアマネ支援会議等での説明なども継続して行うとともに、個人情報の保護や使用方法について丁寧に説明を行いまして、1人でも多くの方に登録をしていただくよう努めてまいりたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） これももうぜひともせっかくこういうシステムがあるんですから、14人というのはなかなか本当に少ないんじゃないでしょうかね。1,000

人ですよ、確かにデータではね、とっております。強くこれは何かいい方法を考えていただきたいなとっております。

再質問の4番目になるんですが、ちょっと変えまして、認知症基本法には、基本的施策として、12個ほどざらざらざらっと施策、並んでいますよね。自分も勉強させていただきましたし、当然御存じだと思っております。

先ほどの質問で挙げましたように、意見を表明する機会と社会参加の機会の確保というのがその施策に載っております。具体的事例としては、さらに、ピアサポート活動や本人ミーティングの機会を設けることが挙げられています。

あわら市においても、このようなピアサポート活動や本人ミーティング、こういった政策を今後行うことは検討するかどうか、質問いたします。お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部理事、宮川利秀君。

○健康福祉部理事(宮川利秀君) まず、ピアサポート活動とは、認知症の方やそのご家族がピア、仲間ですね、として悩みや体験を共有し、互いに支え合う仕組みであります。認知症診断後の不安を乗り越え、前向きに生きるために重要な意義のある活動であります。

また、本人ミーティングとは、認知症の方々が集まり、自らの体験や、こうなってほしい、こういうことがやりたいといった希望を語り合い、認知症の方ご本人が参加をし、自由に語り合っていただく場であります。

先ほどの答弁でも申し上げましたけども、市内には認知症カフェや家族介護者交流会があり、これらがピアサポート活動や本人ミーティングを行える場であるというふうに認識をしております。

今後ともこれらの場が認知症の方やそのご家族にとって前向きに自分らしく生きるための場となるよう、周知、啓発に努めるとともに、引き続きカフェや交流会の開催を支援してまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ぜひともそういったカフェ、特にこのピアサポート活動とか本人ミーティングという、こういう活動に対しては、本当に支援のほどをお願いしたいと思います。

僕もこれはあまり詳しくはなかったんですが、いろいろ調べてみますと、本当に理想的な、要するに、支えられる側、支える側というようなものじゃなくて、お互いに支え合いやっていくという理想的なことが、文言が載ってございましたけども、こういったことをぜひとも、今でもやっているならばそれで結構なんですけども、そういったこと、それが今回の新しい認知症観だと私は思っているんで、ぜひとも、こういった状態か、僕もちょっと実際問題、さらに深く入って調べたりさせていただきたいと思っておりますけれども、推進していただければなとっております。

3月1日に社協の主催の福祉塾が開催されました、市姫荘で。認知症高齢者との

関わり方というコミュニケーション講座でありました。あいにくちょっと自分は用事がありまして、受講できなかったんですけども、知人から年齢階級別の認知症有病率という厚生労働省からの資料、データを見せていただきました。

解析対象数は5,073人です。80から84歳においては22.4%、84歳から89歳までは44.3%、90歳以上になりますと64.2%という、こういった数字が、5,000人の中で調べたときにデータ、出ております。

今、長寿ということで、長く生きることにおいて、その間やはり認知症というような問題、そういったものを発症率、有病率というのが出てきているんだと思います。

この辺のところは、本当にあわら市、今、たまたま減少傾向とはいえ、今後厳しい、このデータそのものは厳しい現実であります。今後の大きな課題になるおそれは十分あると私は考えています。自分も高齢者の一員として、こういうところをきっちりやっていかななくてはなと思います。認知症を予防ということ、そして新しい認知症観に立った施策、こういったことを力強く推進していくことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、二つ目の質問です。二つ目の大きな質問です。

昨日他のお二人の議員からも、あわら市の人口減少に対する施策、将来の方向性に対して一般質問、ございました。

私におきましても、この人口減少から関連する課題について質問させていただきたいと思います。

あわら市においても全国的な傾向と同様に人口減少が進んでいます。人口減少により地域の活力低下が懸念されます。あわら市の人口減少問題は市の将来に直結する重要な課題でございます。

令和8年度からのあわら市総合振興計画の策定においても、このテーマについては考え、議論していく必要があると私は思います。当然皆さんも認識されていると思います。

今後のまちづくりにおいて大きな課題であり、持続可能な地域社会を形成するために、人口減少から起こる課題について取り上げたいと思います。

たくさんあるんですが、特に三つに絞って質問させていただきます。そして市の対応と今後の方針を質問します。

一つ目、人口減少に伴い人口の担い手が減少し、伝統行事や地域活動、町内活動が難しくなる可能性があります。この課題について市はどのような対策を行っているか、また、考えているかを質問します。

二つ目、児童数の減少によって教育面やスポーツ、部活等に影響が出ると考えられます。今後の課題となりますが、小中学校の統廃合についても考えていかなければなりません。教育面での人口減少、少子化の影響と課題について見解と対策、そして中長期的なビジョン計画を質問いたします。

三つ目、一方であわら市において外国の方が住んでおられますが、現在の人数と

今後の増減について市の予測と認識について質問いたします。外国の方が今後増えるとした上で、地域住民との融和などの対策はどのようにしているのか。この点に絞って質問させていただきます。お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 1点目の自治会活動の低下に対する対策についてお答えをいたします。

市といたしましても、人口減少や少子高齢化、単身世帯や高齢者雇用の増加、価値観の多様化などの近年の社会的状況の変化に伴い、自治会活動において役員の高齢化や活動の担い手不足、負担の増加等の課題があることについて認識をしております。

このため市では自治会活動の活性化を図ることを目的に、令和5年度から集落活性化支援事業補助金を創設し、集落が主体となり、集落の課題解決やにぎわいづくりなどへの支援を強化しております。この補助金は令和4年度で終了となりました集落ときめき活動事業補助金の後継となるもので、集落の活性化につながると認められる事業に対し、事業費の8割を交付するものです。

本補助金の創設に当たり、小規模集落に対する補助額を手厚くしたほか、集落の財政負担が少なくなるよう、補助率を従来の7割から8割に引き上げ、支援を強化しました。

また、女性や若者の集落活動への参画を促進し担い手を育成するため、補助基本額の加算措置も設けております。

人手不足を補い労力を軽減するため、区民祭にキッチンカーを呼んだり、少人数で設置できる簡易テントの購入、地区の祭りにおいて少人数でも巡回できるよう、みこし用の台車の購入など、様々な活動に活用されております。

また、区長や役員等の負担軽減や円滑な情報共有を図るため、令和5年11月から各区長を通じて各世帯に配布している広報紙及び市からの回覧文書等をデジタル配信する市公式LINEを始めたほか、令和6年1月から自治会内の回覧板を電子化した電子回覧板システムを導入するなど、デジタル技術を活用した地域課題等の解決に積極的に取り組んでおるところでございます。

昨年11月に実施しました市総合防災訓練では、避難者数や被害状況を報告する住民避難訓練に電子回覧板やQRコードを利用するなど、デジタル技術を活用した新たな取組を試行的に実施いたしました。

このほか、総務課内にワンストップ区長相談窓口を設置し、補助金の申請や要望といった各種相談窓口を設置しているほか、自治会運営といった全ての自治会に共通するような相談内容や対応を取りまとめ、区長ハンドブックに掲載するなど、区長業務の負担軽減に努めております。

さらに、去る3月4日に開催された地区区長会連絡協議会では、各自治会の困り事などに対して、他の自治会での取組や課題について情報共有を図り、運営に役立

ていただくことを目的に、新たに情報交換会を開催いたしました。

この中で班編成や区費の取扱いなどについて意見交換が行われ、自治会単独で取り組むのではなく、地域が一体となって取り組むなど、持続可能な地域づくりに向けた話合いが行われたところでございます。

市といたしましては、引き続き区長の皆様や地区区長会連絡協議会と連絡を密にし、自治会活動の活性化や区長等の負担軽減に取り組み、将来にわたる自治会活動を支援してまいります。

2点目の質問につきましては、教育長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 2点目の教育面での人口減少、少子化の影響と課題についての見解と対策及び中長期のビジョン計画についてお答えいたします。

平成16年3月1日のあわら市発足時に2,998人だった児童・生徒数は、令和6年5月1日現在では1,776人となっており、年々、児童・生徒数は減少している状況です。

この間、平成28年には波松小学校と吉崎小学校、29年には新郷小学校を休校とし、複式学級が常態化していた小学校の統廃合を行い、教育環境の維持を図ってきたところでございます。

しかし、市内のほとんどの小学校は学年1クラスで、その1クラスの人数も年々少なくなっています。少人数の学校では教員一人一人が児童に目を配り、学習の底上げが期待できるほか、悩みの相談など、心理的なサポートがしやすい利点があります。

一方で、同学年内の切磋琢磨や集団での社会的ルールやマナーの学びが不足しがちになります。そこで、学校では縦割り活動など、異なる学年間での交流を積極的に行い、リーダーシップの醸成や相手を思いやる心を育てています。

また、ICTを活用し他の学校との遠隔授業を行い、同学年同士で意見交換をすることにより、多様な価値観を学んでいます。さらに、地域の活動にも積極的に参加し、地元の方の協力により、環境学習や歴史学習など学びの場を広げています。

次に、中学校では、部活動において、少子化の影響もあり、部員数が足りず、試合に出られない。いや、やりたい種目の部活動がないといった課題がありました。また、指導する教員についても専門的な指導ができないなどの課題がありました。

そのため、教育委員会では、生徒の部活動の場を確保するとともに、選択の幅を広げるために、令和5年度から部活動の地域移行を進めております。これは、芦原中学校と金津中学校の休日の部活動を令和7年度までに地域に移行し、その上で平日の部活動の地域移行の検討と生徒のニーズに沿った活動の選択肢を増やしていくものです。

この地域移行の中では、人数の少ない部活動は両中学校が合同で活動ができるような取組も推進しているところです。

例えば、サッカー部は、今年度から休日に合同で練習を行い、昨年11月の福井県アンダー13選手権大会では、両校の1年生が合同チームを編成して出場することができました。

合同練習に参加した生徒からは、少人数ではできない練習ができた、他校の生徒からの刺激が得られた、新しい友達ができたといった声があり、生徒にとってよい影響を与える結果となりました。

中学校においては、少子化に伴う一番大きな課題である部活動について、解決のめどが立っていると考えております。

なお、小学校における児童数の減少は、先ほども答弁したとおり、現在7小学校のうち3小学校が100人未満となっており、少人数の学校においては複式学級の編制が発生する可能性があります。

教育委員会としましては、今後も、児童・生徒数の減少傾向が続くようであれば、適切な学習環境を維持し教育の充実を図るために、学校の統廃合も検討していかねばならないと考えております。その際には、地域や保護者の皆様のご意見を十分伺いながら、その時期や方向を検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 3点目のあわら市における外国の方の現在の人数と今後の増減の予測、また、増えるとした上での地域住民との融和などの対策についてとのご質問にお答えをいたします。

2025年1月1日時点におけるあわら市の人口は2万6,302人で、そのうち外国人は699人となっており、人口の約2.7%を占めております。

5年前の2020年1月1日時点では、あわら市の人口は2万7,615人で、外国人は456人でした。人口に占める外国人の割合は約1.7%であったことから、直近の5年間で、あわら市における外国人は243人、割合において約1%増加したことが分かります。

一方、国立社会保障・人口問題研究所による令和5年日本の将来推計人口によりますと、日本の総人口に占める外国人の割合は、2020年には約2.2%でしたが、2070年には10%を超えると予想されています。そのため、あわら市においても外国人の占める割合が増加することが予想をされております。

外国人の増加は、地域経済の活性化や労働力不足の解消、文化の多様性に対する理解を深めることができる一方で、言語や文化の違いから生じるコミュニケーションの課題や、生活習慣の違いによる摩擦が生じる可能性もあります。これらの課題に対処するためには、地域住民と外国人の方々との相互理解を深める取組は不可欠でございます。

あわら市では、市民団体である、あわら国際交流友の会と連携し、防災講習会やごみ出しに関する学習会を開催するほか、あわら市防災士の会と協力し、外国人向けの防災訓練も実施しております。また、小中学校においては、翻訳機を用いて日

本人の生徒とコミュニケーションを図っております。

このほか、国際交流フットサル大会をはじめ、外国人の方々がふるさとの料理を教える国際料理教室や、参加者が和服を着てお茶を楽しむ茶道体験イベントなども実施し、外国人同士や日本人との交流の場を設けております。

こうした交流活動は地域住民と外国人の方々との絆を深めるだけでなく、地域全体の活性化にも寄与するものと考えております。

今後も外国の方々が安心して暮らせるよう、市内に住む外国人の方々の意見を聞きながら、必要となる事業や地域住民と共に参加できるイベント等を実施し、外国人の増加と地域住民との融和を目指してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） いろいろご答弁いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、三つの課というか部署からのご答弁でしたので、まず、総務部のほうに関して、ちょっと再質問させていただきたいと思えます。

自治会活動の活性化を図ることを目的にいろいろな施策、補助金なりを行っていることは本当によく分かりました。

令和5年からの集落活性化支援事業補助金制度ですが、人手不足による労力を軽減するために、区民祭にキッチンカーを呼んだり、少人数で設置できる簡易テント、少人数でも巡回できるようにみこし用台車など、補助金制度が活用されているようですね。

我が区においても補助金制度を利用させていただきまして、区民祭にはキッチンカーとかいろいろ催しをさせてもらいまして、盛り上がりました。ありがとうございます。

自分も区長経験者なんですけど、今回、答弁聞かせていただきまして、一つ、女性や若者の集落活動への参画促進への補助基本額の加算措置があるということで、これ、以前こういうのがなかったんですけども、これの効果等を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） ご質問の女性や若者の参画加算につきましては、多くの自治会において役員の高齢化や固定化など担い手不足が課題として挙げられていたことから、自治会活動への女性や若者の参画を促す方策として導入したものです。

この加算措置につきましては、これまで令和5年度で16の自治会、令和6年度には17の自治会をご利用をいただいております。

まだまだ実績のほうは少なく、目に見える効果というはまだ生じておりませんが、この加算措置を利用した区長さんからは、区の運営に女性の参画を促すきっかけとなったといった声をいただくなど、一歩ずつ女性や若者の自治会活動への参画を後押ししているものと感じております。

今後も引き続き女性、若者の参画を促す策の一つとして、推進していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) 私もそれ賛成です。やっぱり、どうしてもね、区の役員というたら高齢の方とか男だけなのでやっぱりそれではいかんかと本当に前々から思っていましたけど、こういう制度があって、それをきっかけに広まっていくということは非常にいいことなので、私はよいことだなと思っております。

ちょっと話は将来的な話になるんですけども、その見識をお聞かせください。区によっては世帯数の多い区とか、それからまた世帯数の少ない区、あります。区の成り立ちというのは歴史的な背景があって、そして区が成立し、現在があるんだと思います。

簡単に語ることはできないんですが、あくまで区の活性化ということと、将来という観点で、区の再編成というようなことですけども、こういうことに対して行政はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 議員ご質問のとおり、各区にはそれぞれの成り立ちや歴史があり、自治会の再編を行うというようなことは容易なことではないと認識しております。再編を行う場合には、自治会同士でしっかりと協議を重ねていくことが重要です。

これまでに各区の区長さんから再編に向けた相談が寄せられたことはありませんが、そういった相談があった場合には、自治会としっかり連携しまして一緒に考えていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) そうですね。別れる相談というのは、僕も聞いたことあるんですけど、合体するというのはなかなか難しい問題ですけども、将来的に人口減少が進んでいくと、そういったことも本当に考えていかなくちゃならない時代、ときが来ると思っていますので、今軽々にこんなことをしゃべるのは駄目なんですけど、どうしても僕、私の頭の中にはよぎっておりますので、一応、再質問としてさせていただきます。

次に、教育委員会の関係なんですけども、部活に関しては取りあえずは令和7年度を目標にして、中学校の部活動の方においては、令和5年度から地域移行を始めて進めていって、休日の部活動に関しては令和7年までに移行するというご答弁をいただきました。

平日のまだ問題も残っていますが、今後もこれ1回聞きましたけど、また、これ注視して、ご質問させていただく可能性はありますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

少子化が来る将来の小中学校の統廃合についてですけれども、これももちろん慎重に地域の方のご意見を聞き、何よりも児童にとって一番いいのはどうなのかという児童・生徒さんの目線というのをしっかり聞かなくてはいけないので、これも非常に難しい問題で、簡単なことではないんですが、一つの問題提起という形で今回させていただきます。将来必ずこれも問題になることは間違いないと思います。

そういったことが前提で、国や文科省では学校の適正規模をどのように示しているか、また、これに対して市はどう考えているかというのをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 学校の適正規模ですけれども、国では、学校教育法施行規則におきまして、小中学校とも、学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情があるときはその限りではないというふうにしております。

これは、複数のクラスのあることで、多様な友人関係が築けたり、あるいは他のクラスと切磋琢磨することで思考力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性、規範意識などを身につけさせるのに適した規模であるというふうな考えからだというふうに思います。しかし、本市では、現在その規模に該当する小学校は1校しかありません。

教育委員会としましては、小規模の学校であっても、それらの力が身につくよう、今後とも縦割り活動やICTを活用した学校間交流、地域学習などを積極的に推進していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 7番、室谷陽一郎君。

○7番(室谷陽一郎君) ありがとうございます。

では、複式学級に関しては、国または県の考えはどのように示しているか、また、市はどう考えているか、どのように考えていくかということをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 複式学級に関する国の考え方ですけれども、複式学級は、地域の事情により少人数で事業を行う際に法律で規制されている制度で、国の学級編制基準に基づき、県が人数を定めております。

福井県では中学校の基準は定めていませんが、小学校では二つの学年で16人以下となった場合に複式学級となります。複式学級では、一つの教室で異なる学年の児童を同時に指導することになります。異なる内容を並行して教えることとなりますので、授業の組立てが難しくなります。

そこで、本市では複式学級の基準となる児童数となった場合には、市で臨時講師を任用し、複式学級となる2学年に対し、教員を加配することにしております。こ

れによりそれぞれの学年ごとに授業を行うことができますので、特に学習面でのデメリットは解消できるというふうに考えております。

なお、複式学級を問わず、少人数の小学校におきましては、先ほど申し上げましたように、少人数のメリットを生かした取組も実施していきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） ご答弁ありがとうございました。

何よりも複式学級のときにどうするんだろうなということに対して、そういった手配、措置を取るということで、ひとまずは安心した次第でございます。

ただ、やはり小規模の学校でもそれらの力が身につくような、今後も縦割り活動やICTを活用した学校間交流、地域学習なども積極的に推進していくというご答弁がありました。

また、一方では国が示すように、多様な友人関係が築けたり、他のクラスとの切磋琢磨、思考力、判断力、問題解決能力、社会性、規範意識を身につけるといふ、デメリット的なことも今ちょっとご答弁にはございました。こういったことも考慮しながら、中長期的に、傾向としては、やっぱり現実的なことが動いていきますので、児童を中心として、慎重に進めていって、当然慎重になさっていらっしゃるんで、今のご答弁でもよく分かるんですけども、ぜひともそういうことは進めていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

次に、市民協働課なんですけど、これもいろいろ取組分かりました。こういった取組をやっていらっしゃるんですけど、これどうなのでしょうかね、あわら市に住んでいらっしゃる外国の方の何割ぐらいの方がこういった行事とかに参画しているのでしょうか。ちょっと現状を教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 先ほど申し上げたイベント等に参加した外国人の方々は、あわら市在住の方ばかりではございません。特にフットサル大会には、あわら市をはじめ、福井市や越前市、坂井市などからの多くの方が参加をされております。

こうしたことから、あわら市における外国人人口との割合を具体的に申し上げることはできませんが、イベント等への参加者数につきましては、令和6年度で約200人となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 質問の意図としては、そういった事業をしているんだから、たくさんあわらにいらっしゃいます外国の方に参加していただけるように働きかけをしてくださいということでございます。その辺のところをよろしくお願いします。

再質問の件ですけども、今までに言語や文化の違いで地域住民との起こったトラ

ブルというのはありましたでしょうか。また、その対策、対応については、どのようにされましたでしょうか。教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 令和6年度について申し上げますと、市内のアパートの管理人から生活環境課に対しまして、ごみの分別やごみを出す曜日に関する苦情が届いております。このトラブルにつきましては、生活環境課が作成しました英語や中国語、ベトナム語といった外国語版のごみガイドブックを活用して解決を図っております。

なお、市民協働課では、外国語版の生活ガイドブックを作成しまして、市民課と連携して外国人の方が転入手続の際に窓口でお渡しをしております。

外国語版の生活ガイドブックは、やさしい日本語版、英語版、簡体字版、ベトナム語版があり、内容としましては市役所での各種手続のほか、防災施設、医療機関、公共施設の位置図、また、市内のお出かけスポットやグルメ情報など、日常生活における情報を提供するとともに、生活における不安の解消やトラブル防止に努めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） そうですね、やっぱり一番はごみの問題ですね、自分も区長時代にそういったことで、他の区からそういった話を聞いていますので、このところ本当にきちっと融和するために、変なトラブルが起こらないように手配のほどお願いしたいと思います。

国際フットサル大会、お聞きしましたけど、僕、一昨年、ちょっと見に行かせていただきました。私、非常にこれはいいと思っています。もっともっとこれ発展したらと私は思っているんですが、これ、今後どのようにするか、ちょっと今後の構想をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 国際フットサル大会につきましては、令和5年度から、福井ワールドカップ実行委員会と共に大会を実施しております。

令和6年度には11チームが出場し、選手やスタッフだけでなく、そのご家族も含めまして約150人の皆様にご参加をいただき、大会を盛り上げていただきました。

この大会は国際交流を推進する上で重要であると考えており、令和7年度以降につきましても、あわら国際交流友の会をはじめ、県内で国際交流事業を行っている団体と連携しまして、より多くの方にご参加をいただきまして、さらなる交流を深めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 7番、室谷陽一郎君。

○7番（室谷陽一郎君） 今後も進めていくということでうれしく思います。

本当に日本の方のチームと外国の方のチームが真剣勝負で、もうバンバンやっていたんで、その後に、できたら、また、何か融和できるような何か会合があればさらによかったと思うんですけども、でも本当にフットサル、ボール1個であんだけ熱くなってやれるなというのは、非常に私はいいなと思いました。

そういったことをこのあわら市で旗揚げするというのが、これがいいなと私は思っています、本当に。なのでこれを一つの、何とかな、年間行事の一つとして、あわらでこんなことやっているというのをどんどんアピールしてもいいんじゃないかなと思います。いろんなことでアピールなさっていらっしゃるんですけども、この国際交流をこういうことをやって、民間でやっているという姿はもう本当にメディアにも流すべきだなと私はそのとき思いました。すみません。

人口減少のことに対しては取りあえず今回三つのテーマに絞ってちょっと掘り下げさせていただきました。

実際問題、昨日の八木議員、いろんなお二人の議員さんに対してのご答弁、聞かせていただいて、人口減少を少しでも緩和するための補助とかそういう措置というのは重々分かりました。

とはいえ、これ全国的な話で、国レベルの話なので、これは覚悟しなければならないと私は思っています。

私の地区で、つい最近ちょっと意見交換会をやったんですけど、やっぱり人口減少をどう考えているんやということを大上段に言われましたけども、本当にそれは大切なことで、きっと、今回の振興計画の一番基本にあるところ、人口減少から始まっていきますよね、確か、あの文章。そういうところでどうやっていくかということだと思んですけど。

その人口減少は今言った施策をやりながらですけども、それはそれで、私は減少した中でも、本当に自分たちが安心して安全で幸せな毎日であることを市は進めていくべきだと自分は思っています。であればよいと思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩をいたします。なお、再開は11時10分といたします。

（午前10時54分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◇三上寛了君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、1番、三上寛了君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) それでは、通告順に従いまして、1番、三上、一問一答方式にて一般質問をさせていただこうというふうに思います。

今回は、市にとってとても重要なテーマである教育、子育て、その最初期を現場で支えてくれている保育士さん、保育士さんの職場環境の改善をテーマとします。

私にも子どもがおりまして、今、子育て世代なんですけれども、こども園時代、数年前ありまして、やはり本当に保育士さんにはよくしていただいた思いがあります。心から感謝していますし、大変な仕事だなということも間近で見えて感じており、本当に頭が下がる思いで尊い仕事であるというふうに思っております。

そんな保育士の労働環境に様々な課題があることは周知のことと思います。子どもという最も重要な存在を任せる方々に、幸せにやりがいを持って働いてもらうことは、私を含めて、公共の福祉を担う者としては必ずなされなければならないことであるというふうに思います。

まずはこの場で保育士さんの労働環境について知恵を絞って共に考えたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、そもそも子どもへの投資は早ければ早いほど教育効果、投資効果が高いというのはデータからも示されております。なるべく早い段階での子どもの保育、教育環境への投資は今後促進されていくべきものと思います。

全国的にも保育士さんの処遇改善の議論はなされております。その成果もあって、報酬等は徐々に上昇しているということがニュースでも度々報道されております。これはとても素晴らしいことですが、それでもまだまだ保育士という職業に対するイメージについては改善の余地があるというふうに思われます。

自治体それぞれでの対応も進んでおり、例を挙げますと、さいたま市においては月大体1万円ほど、最先端を進む流山市においては月約4万円ほど、市単独で報酬に上乘せすると言ったように、他市町にも報酬についても事例があります。

個人的には、本市でもそのような上乘せをできるといいなというふうに考えておりますけれども、財政面を考えてもすぐに進まないであろうということは承知しております。

一方で、保育士さんの職場環境の改善においては、あわら市として改善の手助けがすぐにできる。むしろ現場に近い自治体だからこそ、我々にしかできないことが多いのではないかとと思われる部分です。

そのため、今回は、保育士さんの職場環境の課題と改善、それに関して議論させていただきます。ぜひ前向きな議論と、それから、すぐにできることがなされ、そして時間をかけてでも確実にすべきことが共有認識されて、保育士さんがあわら市でやりがいを持って元気に働き続けられる、そんな環境をつくっていったらと思います。

まずはあわら市における保育の現状、私立と公立の定員に対する充足率や、保育

士の人数の過不足、そして現場から上がってくる要望などを、分かる範囲で結構ですので教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 現在、本市におきましては、公立2施設、私立10施設の認定こども園で保育サービスを行っております。定員に対する充足率は、各園によりばらつきはありますが、市全体の充足率といたしましては、令和6年3月で104%となっております。

また、保育士数の過不足につきましては、令和5年度の主要施策の成果報告でも報告しておりますが、保育士の配置基準に対して、年度末の低年齢児入園対応による時限的なものを除き、全ての園で不足は生じておりません。

現場から上がってくる要望につきましては、私立園からは昨年度、今年度と運営や事業に対する金銭的な補助金創設に関する要望をいただいております。

また、公立園からは清掃などの保育業務以外の業務対応や各種休暇等の取得に伴う早番遅番といった勤務体制づくりが大変であるという声があることは承知をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 現状、人数については、公立と私立のバランス等もあると思いますので、ある程度過不足がないということは把握できました。

一方で、様々なやはり課題等が挙がってきているということも認識できましたので、では、上記の課題や要望の中で、市が具体的に改善に向けて取り組んでいること、及び改善された実績などを、これもこども園、私立と公立、二つあって少しややこしいんですけども、それぞれについてぜひお教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) まず、私立園の補助金創設に係る要望につきましては、現在、国や県による様々な補助金を活用し、令和5年度には全ての私立園に対し、総額約7,000万円の補助金を交付しております。

令和7年度からは、子どもたちが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得ることを目的とした園外活動、例えば、遠足に使用するバス代や公共交通機関を使った移動等に係る費用に対する補助金を予算計上したところでございます。

公立園につきましては、今年度より、保育業務以外の業務の軽減を図るために、トイレ清掃につきましてはシルバー人材センターへの委託を始めたところでございます。

また、令和7年度は、シフト勤務体制の軽減を図るため、遅番早番のスポット的な補助員を配置するための予算を計上し、引き続き保育士の業務負担軽減に努めて

おります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) お答えいただいた課題に対する改善ですけれども、まさにお答えいただいた課題、私のほうでいろいろとヒアリングした、その結果で最もやはり重要だと思われることが含まれていますので、それについては、ぜひしっかりと進めていただきたいですし、ありがたいと思っております。

私立につきましては、少し多岐にわたりますので、後でまた、ちょっと議論させていただきますけれども、公立の遅番早番の補助員配置の予算、これも非常に重要というふうに思っております。多分かなり喜ばれると思いますので、ぜひしっかりと実現していただきたいというふうに思っております。

それから、もう少し、お答えいただいた課題の部分、それぞれの部分、深掘りをさせていただきますというふうに思っております。

まずは、保育業務以外の業務、少し絡むところもあるんですけども、具体的には事務のほう、事務作業の負担軽減について少し深掘りをさせていただきます。

保育士さんが子どもと向き合って専門性を発揮するためには、ほかの方でも代替可能な事務作業については、専門の職員さんを配置したりだとかITを活用する等の支援が必要かというふうに思っております。

事務作業の負担について、これも私立と公立それぞれについて、現状と軽減方法、どのようなものが考えられるのかについてお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ただいまのご質問にお答えいたします。

現場で発生する事務的な作業としましては、保育に関する計画、記録に関すること、子どもの登園、降園の管理に関すること、保護者との連絡に関することなど、直接保育に必要となるものと、行事準備などのサポートや、施設の清掃などといった間接的に必要となる保育業務以外のものがあります。

保育に必要な事務の軽減策としましては、最近では全国的にICT化が進められており、本市の公立2園では、令和4年度にICTシステムを導入しております。

また、私立におきましては、ICT導入に関する補助金が別途あることもあり、10園中6園が既に導入済みとなっております。残り4園のうち1園はその補助金を活用し、令和7年度に導入する予定となっております、他の1園につきましては現在検討中であると伺っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) ICTシステム導入が進んでいるとのことですので、そのような、少しサポートするような仕組みというのは整えつつあるのだというふうに理解できますので、前進と感じております。

ただ、ICTは、庁内でDX化がされているのである程度知見もたまっているとは思いますが、やはりその利用方法についての理解と習熟というものが何より必要というふうに感じます。その部分についても、本当に庁内ではある程度知見がたまっているのではないかなというふうに思いますので、ぜひ庁舎から一歩外に出た場所においても、そのようにどうやったらその最適化がなされるのかということはぜひ考えていただきたいなというふうに思っております。

また、一応もちろん将来的にはそのような形で人を介さない形が一番いいとは思いますが、やはり現状はしっかりと見ていただいて、事務作業でも、まだやはり代替、今は必要だなということがあればそれは人的なものも考えるべきかもしれないので、それについては、ぜひしっかりと現場の声を拾っていただきたいというふうに思います。

また、保育業務以外で、そして事務作業以外の部分で、もう一つ大きいなと思っておりますのは除草や除雪、それから蛍光灯の取替え等の施設環境整備における作業であると思っております。

もちろん、職員が自分たちのことは自分たちでやるという大前提は持つておくべきというふうに思うのですが、先ほどもお話ししたように、子どもを預かるというとても気を張る作業をしながら、ほかのそのような作業を並列で進めるというのは、保育の質を担保する上では非常に問題となるというふうに思います。

こちらも用務員さんを配置するといった、これ、学校では当たり前に行われていることを、保育園という、やはり少し、法律等も違うという意味かもしれないですけど、それが環境として違うというのが今、全国の問題だとは思いますが、やはりあると思っております。

そのように、用務員さんを配置する、もしくは委託で作業していただくというようなことというのを導入してもよいのではないかなというふうに感じております。これについても、私立、公立での現状を踏まえて、負担の軽減策、もしくは現状というものを示していきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） ご質問のような施設管理上必要な作業については、現在、園長をはじめ、保育士、調理員などを含めた全ての職員が対応している状況です。

私園に関しましては、先ほど申し上げた保育体制を支援する補助金がありますので、それで対応可能であると考えております。

保育士の方の保育の専門性をより発揮していただくために、保育士をサポートするための支援者を配置し様々な周辺業務をやっていただくことは、結果として、保育士の負担軽減につながると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 1番、三上寛了君。

○1番（三上寛了君） お答えで私立が補助金メニュー等によってそれが改善される可能性があるということは理解できました。実際いろいろと聞いた段階でも、やはりその補助メニューというものを使ったらできるんだなということを知っていただだけでも、実は改善がなされたりということがありそうだったので、それについてもぜひ周知も含めて、お願いしたいというふうに思います。

一方で、やはり公立、これは僕も調べていく過程でやはり私立と公立の違いというのがかなり大きいんだなということが分かってきました。

私立については、そのように補助メニュー等である程度の対応はできるんですけども、やはり公立となってくると、それは市がある程度管理する話になってきているというふうに思います。

僕自身もやはり教育に携わっている身でもあるので、そういう意味でいうと、どうしてもその教育は専門性が強い職業ですので、そのような環境整備だとか事務作業に関わるものというのは、少しやっぱり補助が必要であってくれとうれしいなという思いはあります。ぜひ、小学校、中学校と保育園を分けるのではなくて、同じように、保育園についても一元的な取扱いで考えてほしい、まずは考えてほしいというふうに思います。

これは僕自身も、議員になる前から少し思っていたことでもあるので、現時点で明確な具体性とかではないんですけども、ぜひご検討をお願いしたいなというところです。

ただし、先ほどおっしゃっていただいたように、トイレ清掃の業務委託をつけていただけたということは大きな一歩だと思っています。そういうふうに、少しずつでもいいので、着実にやはり減らしていただければと非常にありがたいなというふうに感じております。

また、これも、取りあえずトピックスとしてですけども、地域特性として、福井の場合やはり雪がありまして、除雪等につきましても、やはりそこも少し違いというか、私立だとうとうとう公立だとうとうとうとあまり具体的な話はここではそこまでしないですけども、やはりそういう突発的な除雪等の経済的、人的負担がかかるものについては、やはり十分、ちょっと検討していただいて、補助メニュー等をつくっていただくようなことを考えていただければとありがたいなというふうに思います。

やはり保育園、例えば私立でも、民間とはいえ、ある程度の公的な部分があると思いますので、親御さんたちもそこへ通園しますので、ぜひ考慮いただきたいというふうに考えております。

そしてもう一つ、何度か出てきたんですけども、私立園においては、県や国の補助メニューを活用することで、問題点がかなり解決されそうであるということを確認しました。であるならば、次は補助メニュー等の活用法、どうやって活用したらいいのか、書類作成についてもやはり手間ですし、そのようなところに、やはり

ちょっと課題があるのかなというふうに感じております。

そういう意味でいうと伴走的な支援が少し必要かなというふうに感じるんですけども、その辺何か取り組んでいただくことというのは可能でしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) 私園に対しましては、国や県から様々な事業に対する補助金の実施要綱などが発出されております。その都度、市の担当職員が園に周知しているところです。

しかしながら、市では人事異動などにより担当が替わることから、園に比べ事業に精通することが困難な時期が発生する場合があります。

その際は伴走的に支援することは困難となるかもしれませんが、市としては事務引継ぎを徹底し、園ともお互い理解が得られるよう、制度説明の場などをきちっと設けていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) 現状よく分かりました。ぜひ、周知される際にも、詳細を丁寧にお伝えいただけるように、よろしく願いいたします。ぜひ、困り事が改善されていくように、特に、園が補助を受ける場合に、やはり園側にある程度理解があるかどうか、制度的なものもそうですし、書類作成もそうですし、そのようなことに精通している人がいるのかどうかといった、属人的な部分でそういう取れるかが変わってくるというような現状がありますので、ぜひその辺にも目を配っていただいて、少しでも園がよくなるようなことを、こちらからもやっぱり伴走をしていくというような取組を、いろんな手段が考えられると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思っております。

最後の質問ですけれども、これまでを踏まえまして、上記を踏まえまして、今後、あわら市としては、保育士さん、働く環境整備をどのようにしていくのかという意気込みをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) いろいろどうもありがとうございます。

あわら市の子どもたちがこども園で健やかに成長するためには、保育士さんが誇りとやりがいを持って、一人一人の子どもに寄り添い、専門性を最大限に発揮できる環境が不可欠であると思っております。

そのため、市といたしましては、各保育現場の現状を把握し、課題解決に向けた支援を継続していくことが重要であると考えております。

今後も保育士の方々と共に、子どもたちの笑顔があふれる、温かく、質の高い保育環境を少しずつでもつくり上げていきたいと考えております。そして、それらがあわら市の子どもたちが健やかに育ち、未来を切り開く力と、糧となると信じてお

りますので、今後も頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 1番、三上寛了君。

○1番(三上寛了君) お言葉ありがとうございます。

最近、最後に、こうやって意気込みを聞かせていただいているんですけども、これはやはりここだけではなくて、実際に本当に働く保育士さんとか園の方々がそれを聞いていただくことで、あ、見てもらえているんだなど。そうやって今後、少しずつでも環境がよくなっていくことを市は考えてくれているんだなどということを示す機会だと思いますので、ぜひそのように進めていただけるとありがたいなというふうに思っております。

あとちょっとだけしゃべりますね。

ちょっと今回は本筋からは少しそれるのであまり具体的には触れなかったんですけども、今、話をしてきたような事務や清掃、それから保育補助等を導入する場合も、これ、もちろん予算の問題も大きいんですけども、実際に現場の声を聞くと、人員配置のほうですので、人員を探すのが難しいとか、なかなか見つからないというようなことがやはり問題となっている場合が多いというふうにお聞きしております。

これはちょっと今、健康福祉部と話をしていたんですけども、実際にはこの人手不足みたいな問題というのは、もうちょっと全庁的な課題であろうと、全市的な課題であろうというふうに感じております。

それをどのように解決していくのかということは、ぜひ人材の発掘、マッチングも含めて、これから間違いなく課題になってくるところというふうに思っておりますので、ぜひ皆さんも、ちょっと頭に入れておいていただけるとうれしいなというふうに思っております。

実際に先進的というか大分人口が減っているようなところでは、いろんな取組を試みているという例を見てきたりもしております。

例えばですけども、出生率がすごく高いことで有名になった岡山県の奈義町をちょっと見てきたんですけども、奈義町でしたら、仕事コンビニみたいな制度を市が導入しまして、要は困り事と人材のマッチングをして、ある程度の事業規模を出しているというような例ですとか、いろいろとありますので、ぜひちょっとご参考にいただけるといいんじゃないかなというふうに思っております。

本当に最後ですけども、また、今回の一般質問を通しまして、教育という大きな枠組みを考えた場合には、やはり今、子育て支援課がこども園と放課後子どもクラブを持ってまして、一方で小学校、中学校の公的な教育については教育部が持っているというような形になっていると思います。

いいところもあれば、やはりちょっと懸念点が生じている部分もあると思いますので、これも、取りあえずの提案というか、お話しするだけでですけども、ぜひちょっと一元化、やはり最近は包括化が大分いろんな分野で進んでいっていますので、福

祉について等々、教育についても、どこかのタイミングで一元化、包括化といったようなテーマが出てきてもいいのではないかなというふうに思っております。

全体を見ることによって、子どもたちがいかに幸せにそこで暮らせるのか、幸せな経験をした子どもたちが巣立っていくことによって、将来、あわら市に愛着を持ってきて定着するというような流れが生まれると思いますので、ぜひその辺、もうそろそろ真剣に考える時期かなというふうに思っておりますので、考えていただくと幸いですというふうに思っております。

今回、市の担当課の方も園長先生も現場の先生もお話をお聞きしましたが、皆さん真剣に環境をよくしようと考えているなというふうに感じております。

ただ、課題があるとするならば、立場が違うことによる理解の差というものが見られたなというふうにも思っております。

特にその距離が出てしまう。例えばですけれども、市の担当課と現場という、もうこれは制度的にちょっと距離がどうしても出てしまうので、仕方のないことなんでしょうけれども、やはりそういう部分の理解の差によって制度がきっちり行き渡らないとか、やはり不満みたいなのが生じているというようなことがあるというふうに思っております。

ぜひ、大変だと思います、大変だとは思いますが、少しでもちょっと垣根を超えていただいてやり取りをすることで、それだけでも変わっていくものがあると思いますし、園側も市側も一丸となる形で議論をして、ぜひこの今の課題を解決していけるといいなと感じていますので、よろしくお願ひします。頑張ってください。

以上で一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

◇卯目ひろみ君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、16番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 16番、卯目ひろみです。通告順に従いまして、これから一般質問を行わせていただきます。

市内道路各所の街路樹のある並木の維持管理について質問させていただきます。

これまであまり目を向けられてこなかったであろう、でも、私たちの暮らしに癒やしを与えてくれる、いや、また、反対に、時には迷惑ともなっているかもしれないまちなかの街路樹、市内には並木と言われる街路樹のある道路が幾つかあります。いつ頃植えられたのかは分かりませんが、中には手入れされずに放りっ放しになり、周りに住む人の負担になっている場所もあり、気になっています。

一度全体を見直す必要があるのではないかと考えています。そこに木がある以上、維持管理はつきものですが、手が回り切れていないところも正直数多くあるのでは

ないでしょうか。

住民からは、特に落葉時には苦情が多くなります。アメリカフウ、トウカエデの並木、イチョウ並木など観光資源としてこれからも残していったほうがいいと思われる場所、また、そうではない場所などを精査する時期にきてはいないか。

維持管理の予算がどうしても後に回されがち。これは私の勝手な思いかもしれませんが、そういうふうになっていないか。作業する人の高齢化はないでしょうか。いろんなことが気になっています。

そしてそのほとんどが市道であり、また、そういうことであろうことから、これからを考えると、やはり今のうちから維持管理の計画を検討してはどうかと思います。

未来を考えたとき、場所によっては、並木を維持するのか、または街路樹を始末していくのか。どちらも費用はかかりますが、長い目で見て比べてみる。スクラップ・アンド・ビルドという考え方も必要ではないでしょうか。

植えられた当時は、何年後に、また、何十年後にはどんなにすばらしい景観の道路になるかと予想されて植樹されたのだとは思いますが、では実際はどうでしょうか。木も生き物ですから、そうなっているところとそうでないところがあるのは仕方がないことだとは思いますが、この辺りで思い切った政策が必要かと考えていますが、いかがでしょうか。

それから、質問です。この後の質問ですが、五つありまして、まず、一つ、街路樹のある道路は市内に何か所ぐらいありますか。

2番目、街路樹がある場所の維持管理の周期はどのくらいで行われているでしょうか。

3番目、年間に必要な経費はどの程度のものになりますか。

4番目、これから維持管理を考えると、不要と思われる街路樹の思い切った伐採も視野に入れてみる必要はないでしょうか。また、全体を見直す必要はないでしょうか。

5番目、スクラップ・アンド・ビルドを考えるならば、予算はどのくらいの見積りになるでしょうか。

これらについて質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部理事、松井義弘君。

○土木部理事(松井義弘君) 1点目の街路のある道路は市内に何か所ぐらいあるのかについてお答えします。

街路樹のある市道は30路線でありまして、約1,600本が植樹されております。

次に、2点目の街路樹がある場所の維持管理の周期はどれくらいで行われているのかについてお答えいたします。

まず、街路樹の管理には枝の剪定や街路樹防除のための薬剤散布、植樹ます内の除草などがあります。これらを行う周期は剪定の場合で、成長の早いナンキンハゼ

は毎年、それ以外の樹木は5年に1回を目安に、生育状況を確認しながら計画的に実施しております。

また、薬剤散布や除草などは、状況を確認しながら、その都度実施しております。

次に、3点目の年間に必要な経費はどの程度のものかについてお答えいたします。

生育状況にもよりますが、街路樹約1,600本の管理に年間約500万円の費用で、限られた予算の中、優先順位を考慮し、めり張りのある維持管理をしております。

次に、4点目のこれから維持管理を考えると、不要と思われる街路樹の思い切った伐採も視野に入れてみる必要はないか、全体を見直す必要はないかについてお答えいたします。

街路樹の管理は伐採も含め、路線ごとの管理方針を定めた街路樹維持管理計画を基に、長期的には街路樹を減らす方向で維持管理や伐採を行っております。

具体的には、将来も、景観上、街路樹を残すべき路線、管理経費や安全上の問題から街路樹を間引く路線、完全に撤去する路線を計画上定め、管理を進めてまいります。

例えば、あわら警察署前の市道芦原・金津線のアメリカフウ並木は芦原温泉へのウエルカムロードとして樹形を整え管理する路線、あわら市役所北側の市道住吉線のイチョウ並木は街路樹を考慮し、間引きして管理する路線、それから市道芦原三国線は、歩行空間を確保するため、歩道改良に併せ、街路樹を全て撤去する路線などとなっております。

また、その他、交差点の見通しが悪い箇所や、樹木が太く歩行者の通行に支障がある箇所については、順次植え替え、もしくは撤去する路線として計画し実施しているところでございます。

次に、5点目のスクラップ・アンド・ビルドを考えるならば、予算はどれぐらい見積りになるかについてお答えいたします。

街路樹維持管理計画に基づき、街路樹や植樹ますの撤去、また、その周辺の補修を行いますと約8,000万円の費用が必要となります。

一方で、計画どおり進めることで、維持管理にかかる費用は徐々に減っていくこととなります。

実施に当たりましては、歩道や道路改良事業に合わせるなど、効率的な観点も考慮しながら、市、国の交付金等を活用しながら、緊急度の高い箇所から順次してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 16番、卯目ひろみ君。

○16番(卯目ひろみ君) 今、いろいろ質問につきましてお答えをいただきました。

聞いていまして、私の思ったような答えが返ってきております。特別な再質問というのはありませんが、例えばですけども、スクラップ・アンド・ビルドなど、計画をしていくのにつきましては、やはり木というのは、1年間を通して1回の周期が

あるわけですから、この木はどのような周期でこうなるのか、この木はどのような周期でこうなっていくのかというような、そういうのを1年間をかけて見ていかないと、その計画というものが立てられないと思うんですね。

それで、今これを聞きました場合、1,600本の木があり、お金も必要になると。なるけども、それは今まではその都度その都度、維持管理に対してお金をかけてきたわけなんですけども、これからはまた、それよりも前に、どうすればいいかという、その計画、そういうものをはっきりつけて、計画をして、それからそれに沿ってやっぱりやっていくということが必要なんではないかなと思います。

それがなかなか、いろんな木があって、細かいそういうことができないために、どうしても維持管理のほうに先に行ってしまう。維持管理しないとやっぱり木は、まちの人も困るし、それから、木にとっても大変なことになりますので、そういうことではないかなと思っています。

私が思うんですけども、例えば5年に1回の維持管理をなさっているということなんですけれども、もし、地区の方とか、住まわれている方などから要請とかがあった場合は、それは、すぐ対応はしていただけるということなんです。それをちょっとお聞きしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部理事、松井義弘君。

○土木部理事（松井義弘君） 剪定で言えば5年に1回を目安に生育状況を見ながら実施しておりますけども、住民の方から、そういうような要請があった場合は、現地を確認しまして適切に実施してまいりたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 16番、卯目ひろみ君。

○16番（卯目ひろみ君） 木というのは生きていますから、思いのほか自分たちが5年間とっていても、思いのほか木が伸びたり、それから下へ伸びられなかったり、いろんなことがあると思うんですね。

だからぜひ、この辺りで、そういう計画を立てていただきたい。そして、何年後かには、まちの中がきれいになっている。

今、アメリカフウ、それからトウカエデ、それから役所のところのイチョウ並木、そういうのは、逆に、みんなが大事にして、本当の意味で残して行って、財産として、この市の財産として、観光資源なり、いろんなことに活用をしていく、それはもうとっても大事なことです。

また、ほかにもあると思います。トリムパークであるとか、それからいろんなところにあると思うんですけれども、一緒に、私たちと一緒に木も生きているんだということをぜひ、頭のどこかに置いておいていただきたいなと思っています。

今、これ最後なんですけれども、これまで本当に長い間、根気よくやってきたことだったんですけれども、ようやくそのことに気がついていただいて、坂井市から三国へ向かう線路沿いの道路ですね、さっきのお答えの中にもありましたけれども、

その工事が始まっています。

それから歩道で盛り上がっていたナンキンハゼの街路樹ですね、あれが伐採されています。すごく寂しい気もします。でも、植樹したときは、きっと今、何十年後にはきっとこんなにいい並木になっているであろうという期待を込めて植樹されたと思うんです。きっとね。

ですけれども、残念ながら現実はそうはなりません。本当に今、工事をして木が伐採されていくと、こんなに広がったのかなという、改めてそういう思いがしています。

今、あの場所に立ってみますと、政策というのは本当にいろんな政策です、ここだけの政策ではありませんが、やはり思い切りと、それから決断力、これが必要になるし、それからそれを進めるために、周りの方を説得したり、協力していただいたりというそういうことがいかに大切かというのを、私は今回のこのことを通してつくづく感じているところです。

一般質問を終わります。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩いたします。なお、再開は午後1時からといたします。
(午前11時51分)

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後1時00分)

◇平野時夫君

○議長（毛利純雄君） 続きまして、通告順に従い、8番、平野時夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 通告順に従いまして、8番、平野時夫、分割質問分割答弁にて一般質問をさせていただきます。

最初に、あわら市地域防災計画について質問させていただきます。

路面下調査についてですけれども、1月28日に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故は下水管の破損によって土砂が下水管に流れ込み、路面下に空洞ができたことによるものと言われております。トラック1台が巻き込まれ、上流側住民約120万人が、下水道の使用自粛を求められ大変な影響を受けておりました。今なお懸命に復旧作業を行っており、災害救助法の適用となった大規模事故であります。

下水道管の直径は何と4.75m、緊急点検で3か所に異常が見つかっていて、今すぐ補修工事が必要で深刻な状況であると判定されており、工事や準備に取りかかっていた矢先の陥没事故だったようです。

このことから、国内で年間約9,000件も発生している道路陥没事故を未然に防

ぐためにも、陥没予防調査が必要となります。

なぜ陥没事故が起きるのか、その一つに、地中に埋められた配管の劣化があります。穴が空き隙間ができたところに周囲の土砂が吸い込まれてしまいます。その結果、地中の一部に空洞が少しずつ広がり、地盤が支え切れなくなって陥没事故が起こってしまいます。

インフラの劣化が叫ばれている今、このような事故が起こる可能性が年々高まっていると考えます。今ある社会インフラの長寿命化、強靱化に向けた取組が重要となってまいります。

さて、現在、策定中のあわら市地域防災計画改訂版に加える項目として、路面下調査と災害用井戸があるのではないかと考えます。

初めに、路面下空洞調査についてでございますが、市道での陥没は年にどれくらいあるのでしょうか。また、その原因は何か、伺います。

また、市道や下水道施設について、日頃どのような維持管理をしているのか。それから八潮市のような大口径の下水道管が埋設されているのか、お聞かせください。

ところで、車両を走らせながら、マイクロ波を使って、路面下の空洞調査を手がけているトップ企業があるのですが、八潮市の陥没事故以後、全国の各自治体から問合せや調査依頼が急増しているようであります。

私は、約10年前、平成26年11月下旬ですけれども、市道路線の一部ではありましたが、市の了承の下、路面下の空洞調査をこの専門業者に依頼して無料でサンプル調査を実施してもらいました。

結果、小規模ではありましたが、データどおりに、2か所発見され、うち1か所を補修工事いたしました。

1年後の27年12月議会において、路面下の空洞調査について一般質問を行いました。その当時、60kmで走行しながら、地中1.5mまで調査できる手法で、80%以上の確率で発見できるという制度の高い調査なのですが、現在はそれより精度が高くなっているものと思われます。

そこでお尋ねいたします。既に老朽インフラの更新時期にも入っている今だからこそ、路面下の空洞調査を実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、災害用井戸についてであります。災害用井戸の重要性を指摘する声が高まっています。

昨年元日の能登半島地震の際には、浄水場や水道管が破損し、最大でおよそ13万戸に及ぶ断水が起きて、生活用水などが著しく不足する深刻な事態に陥ったのです。断水は長期化し、復旧に半年近くかかった地域もありました。そうした中、井戸の水を活用して、何とかしのいでいた住民もおられました。

このことから、大規模災害の備えとして、災害用井戸を整備しておくことが重視されるようになったのです。

お聞きいたしますが、あわら市内に災害時に活用できる井戸は何か所あるのでしょうか。

政府は、昨年11月11日から12月20日にかけて、災害用井戸に関する実態調査を初めて行っています。自治体が管理する公共の井戸に加え、企業や個人などが所有する登録済みの民間の井戸についても調べるアンケートを実施したようです。

東京23区を含む1,741市区町村のうち、1,490の自治体からアンケートの回答が得られています。細かいデータは省きますが、実態は、全体の7割近くを占める1,017の市区町村には災害用井戸がなかったとのこと。

そこで、私は、あわら市の危機管理体制強化のためにも、災害用井戸の整備と登録の必要性はあると考えるのですが、当局の考えをお聞かせください。

この実態調査を踏まえ、政府は災害用井戸の整備を促進するための工事の流れや水質の目安などに関する指針を作成し、今年3月末までに自治体に周知する方針だそうです。

また、災害発生時に活用可能な井戸がある473の市区町村のうち水質調査をしているのは40%、井戸の使用訓練をしているのは僅か11.2%だったとのこと。そのため、政府が作成する指針では、井戸の定期的な水質検査の実施や地域防災計画に井戸の活用を含めるなども求めていくとしているのです。

ところで、あわら市地域防災計画改定案に対するパブリックコメントの締切りが、先月、2月の17日締めで既に終了しておと思いますが、次の質問は、あわら市が路面下空洞調査、災害用井戸の必要性があるとの前提でお伺いいたします。

あわら市地域防災計画改訂版策定に当たり、路面下空洞調査と災害用井戸の整備に関する内容を盛り込む考えはないでしょうか。1回目の質問といたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長（大味雅彦君） 1点目の市道での陥没は年にどれくらいあるのか、また、その原因は何かについてお答えいたします。

昨年の令和5年度に建設課に寄せられた道路情報は196件で、そのうち舗装の破損が76件と全体の約40%を占めております。その76件のうち路面陥没が3件で全体の1%となっております。

陥没の原因としましては、道路と並行または横断している水路や排水ますの継ぎ目から、周囲の土砂が管路内に流れ込むことで、路面の陥没が起きております。

2点目の市道や下水道施設について日頃どのような維持管理をしているか、また、八潮市のように、大口径の下水道管が埋設されているのかについてお答えいたします。

市では主要な幹線道路を中心に、定期的なパトロールにより、路面のたわみやひび割れなど路面の状況調査はもとより、マンホール蓋など、道路に占用されている物件についても異常がないか、確認を行っております。

また、令和4年度より、ドライバーの皆さんからアプリを利用し、直ちに道路情報の提供をいただけるシステムを導入し、異常箇所の早期発見にも努めているところでございます。

次に、下水道施設について、国では持続的な下水道機能の確保に向け、平成27年度に維持修繕基準を創設し、腐食のおそれの大きい箇所については、5年に1回以上の頻度で点検することが規定されております。

このことを受け、あわら市では、腐食のおそれがある管路や圧送管の吐き出し口など、優先順位の高いものから順次、調査、補修を行っております。

今年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没は、地下10mに埋設された直径4.75mの下水道管が腐食し、その穴に周囲の土砂が流れ込んだことが原因と考えられております。

あわら市内に埋設されております下水道管の直径は最大で1.35mであり、八潮市のような大口径の下水道管は埋設されておられません。

3点目の路面下空洞調査を実施すべきではないかについてお答えいたします。

令和6年1月に発生した能登半島地震の際は、揺れにより路面下が一気に緩み空洞化したおそれがあるため、翌月の2月中頃から被害が多かった地区周辺の幹線道路、約15kmにおいて路面下空洞調査を実施し、空洞となった箇所を特定し、早期に補修を行いました。

今後も、道路パトロールによる調査や基準に基づく施設の定期点検を行い、異常が確認された場合は、原因の究明と適切な補修を行うとともに、今回の地震のような大規模災害時には、必要に応じて路面下空洞調査を活用するなど、異常箇所の早期発見と迅速な補修を行い、安全かつ円滑な交通確保に努めてまいります。

4点目の質問につきましては、総務部長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 総務部長、江守耕一君。

○総務部長(江守耕一君) 次に、4点目の災害時に活用できる井戸は幾つあるかのご質問にお答えします。

あわら市水道事業では、県からの受水量に対して給水量が不足した場合の補填用として5か所の井戸を所有しています。この井戸は配水場に直接給水されるため、災害時には活用できません。

一方で、芦原温泉上水道財産区では6か所の井戸を所有しており、通常時から井戸水のみで給水を行っておりますので、災害時においても活用が可能です。

次に、5点目の災害用井戸の整備と登録をする考えはないかのご質問にお答えします。

令和6年能登半島地震では、水道施設の甚大な被災により断水の長期化が生じました。石川県内の被災地では、その間、地域にある家庭、工場、神社などの井戸を近隣住民に開放し、断水被害の軽減に活用されたと聞いております。

また、災害時の地下水利用は、地域を守る水として、地域住民等による自助、共助の面からも有効とされています。

このような状況を踏まえ、国においては、近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で、災害時における水源の確保を全国共通の課題とし、災害時における代替水源と

して地下水等の活用を推進するため、現在、仮称災害時の地下水等活用ガイドラインの策定を進めています。

このガイドラインでは、災害用井戸についての基礎知識や登録手順などが示されており、各自治体が地域の実情、実態に応じた取組を進めることが重要とされています。

市といたしましては、今後策定される国のガイドラインの内容を精査し、あわら市の地形、地質等を踏まえた上で、費用対効果に優れ、より実効性の高い対応策を考えてまいります。

次に、6点目のあわら市地域防災計画の改定に当たり、路面下空洞調査、災害用井戸の整備内容を盛り込む考えはないでしょうかとのご質問にお答えします。

市では今年度、あわら市地域防災計画の改定作業を進めておりますが、その中で、路面下空洞調査に関しましては、災害時における道路施設の機能を確保するため、道路の崩壊が予想される箇所について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進することとして、新たに追記をしております。

次に、災害用井戸に関しましても、断水によって生活用水等の供給が長期にわたって途絶する場合に備え、市民及び事業者等との連携により、市内各所にある井戸等を把握し、保全活用に努めることとして、新たに追記をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） ありがとうございます。

再質問させていただきます。

国が作成した災害用井戸の整備促進のための指針というのはあわら市に届いているのでしょうか。お聞きいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 総務部長、江守耕一君。

○総務部長（江守耕一君） ご質問の国の指針についてはまだ市には届いておりませんが、ちょうどこの3月の19日には、国が策定を進めている災害時地下水利用ガイドラインに関する自治体向けの説明会がオンラインで開催されるとの通知がございました。

市といたしましては本説明会に参加し、災害用井戸の概要や必要性、取組事例等について情報収集を行いまして、災害時における水源確保のための有効な対応策について検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 次に、昨日の新聞、福井新聞に、福井市のほうで下水道管の調査をした記事がちょっと大々的に載っておりました。

フロートカメラという初めて聞くカメラなんですけれども。先ほどの部長の答弁の中に、あわら市においては直径1 m 3 5の、最大下水道管が埋設されていると。

福井市は2 mなんですけども、あわら市のほうで、あれをやることができるかと先ほどお聞きしたら、やれそうな感じなんですけども、どういうものかというところを要するにカメラを浮きに浮かしてずっとロープで管内を検査するというものなんですけども、これ初めて福井市のほうでも導入して検査を行ったと。今回の大きな事故を踏まえて行ったということなんですけど。

あわら市は幸い1 m 3 5で細いんですけども、やろうと思えばできるということなんですけども、フロートカメラというのを研究というかちょっと調べていただいて、どれぐらい費用がかかるのかとか、また、福井市で実施した内容をちょっと研究というか、調査研究をちょっとお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 市のほうでは今現在、目視調査でマンホールの中から管口の調査を今しております。

その調査の中で、土砂とか、そういったものの異物が混入していれば、そういったところの調査も併せてしております。

もし、そういう土砂等の異物が入っているようでしたら、今度は管の中を調査するということになるんですけれども、そういった管路の中の調査については、今、自走式のカメラというのもあります。水が、水位がたまっているところにつきましましては、フロートということで、その都度、その調査のやり方、そういったものを変えていくというふうに聞いております。

このフロートというのも今最新で、今調査されている、ちょっと初め、最新のなものだと思いますので、そういった場所でフロートを使わなければならない場所があるのであれば、また、そういったところで使っていきたいと思っております。

また、費用のほうは幾らになるかはちょっと確認していませんので、また、そういったところも踏まえてやっていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。

○8番(平野時夫君) かなり更新時期に特に入っていると思っておりますので、将来的にそういう検査というか調査をしっかりと行って、未然に防止なり、また、そういう工事にかかれれば軽く済むということなので、将来的に導入のほうも考えていただきたいと思っております。一つ目の質問はこれで終了させていただきます。

次に、ランドセル症候群について、質問させていただきます。

体に合わないサイズの重いランドセルを長時間背負うことで現れる心身の不調、すなわちランドセル症候群になる確率は、小学生の3人に1人が発症しているようであり、具体的な症状には肩こりや腰痛、メンタルの不調などがあります。

ランドセル本体は、メーカーの企業努力もあって、かなり軽量化が進んでいますが、問題はランドセルの中身です。教科書がA4版と大型化し、ページ数の増量や

カラー化で、紙質が向上し、重量もかさんでいます。ワークブックなどの副教材の増加、また、道徳や英語などの教科も増え、ランドセルに入り切らない学習道具の体操服や、絵の具、習字道具を入れたサブバッグや水筒、また、近年はタブレットなど、雨の日にはもう一つの手に傘を差し通う姿は、まるで苦行に耐える修行僧であります。ランドセル自体は軽量化しても、荷物の総重量が増えているのが現実です。

そこで、ランドセル症候群の解決策としては、一つ、毎日持ち歩く使用しないものは学校に置いていく。

二つ目に軽いランドセルを選ぶ。

三つ目に肩ベルトがフィットしているか、確認する等があります。

また、置き勉が禁止されている学校の割合は31.5%だそうです。ランドセル本体の重さは1.1から1.4kg。教科書やノート、筆記用具等を含めると、約6kgから7kg程度の重さになります。

ところで、千葉工業大学工学部教育センター社会教室の福嶋准教授はランドセル文化が根強く残っているとして、次のように述べておられます。

ランドセルは祖父母がお祝いとして送るケースも多く、高額でも、お祝いだからとプレゼントするのは祖父母にとって喜ばしいことなのですが、ランドセルを買ってもらった家庭は、保護者自身がランドセルを購入した家庭とは、負担感を共有しにくいでしょうと言われています。

また、高額なランドセルを買うことが悪いわけではなく、小学生はランドセルを使って通わなければならないという同調圧力から、ランドセル文化が根強く残っているのが現状です。

残念ながら、高額なランドセルの購入費を誰かが負担しなければならない状態に陥っているのですとも。

また、ランドセル文化をつくり上げているのは子どもたちではありませんと。保護者をはじめ、子どもを取り巻く地域や社会の全員が自分自身を当事者だと捉える必要がありますと。

そして、自治体によっては、ランドセルとは見た目が異なる、明るくて使いやすい安価なかばんを普及しているケースもありますと。

子どもの成長や好みの変化に合わせて、その時々でベストなかばんを選んでいくのもよいでしょう。実際に多くの学校で、ランドセルが小さくなった児童に、ほかのかばんの使用を認めています。学校側もこうした対応を児童ごとに判断するのではなく、ホームページなどでランドセル以外での通学を認めていますと大々的に公言すれば、先生はもちろん、保護者も子どもも楽になるのではないのでしょうかと述べておられます。

小学生向けの高額なランドセルが人気を集めていますが、購入費用は年々上昇する中、家計への負担は重くのしかかってきます。一般社団法人日本かばん協会ランドセル工業会によりますと、今年の春に入学した新1年生のランドセル購入額は平均5万9,138円だったそうです。近年、物価高騰が続く中、このランドセル購入

による家計の負担は大変に重いとの声が相次いでいるのです。

そこでお尋ねいたします。これまでにランドセル症候群についての実態調査を実施したことはあるのでしょうか。また、結果、同症候群の子どもは存在したのかどうかもお伺いいたします。

次に、置き勉についてのご見解をお聞かせください。

家計が苦しいにもかかわらず、高額なランドセルを買わなくてはならない状態は考えものです。子どもの好みや体格とは関係なく、周りの目を気にしてのことであれば余計に問題です。せつかくの新しい学校生活を前に、親の財布にも子どもの心身の健康にも不安が残るようではいけません。ランドセル以外の選択肢はないのでしょうか。1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) まず1点目のランドセル症候群に関する実態調査についてお答えをいたします。

いわゆるランドセル症候群については、文部科学省から平成30年9月6日付で、児童生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡が発出されています。

この事務連絡を受け、県からも、授業で用いる教科書やその他の教材、体育用品などが過重になることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないことから、児童・生徒の携行品に配慮する必要がある旨の通知が各市町の教育委員会宛てに送付されています。

市教育委員会としましても、この国、県の方針に基づき、各小中学校に対して、子どもたちの負担軽減に配慮するよう指導しているところです。

なお、本市においては、ランドセル症候群について具体的な実態調査は実施していませんが、これまで児童や保護者から、荷物が重いといった声が寄せられたことはなく、肩凝りや腰痛などの症状が報告された事例も認識していません。

次に、2点目の置き勉についての見解をお答えいたします。

置き勉とは、置き勉強道具を省略したもので、その日の家庭学習に必要な教科書、ノート、プリント以外の教材を学校に置いて帰ることを意味していますが、教育委員会としましては、置き勉は子どもたちの負担軽減に有効な手段であると考えています。そのため、先ほど申し上げた国、県からの通知に基づき、宿題がない教科の教科書などは学校に置いておく、学期末に、習字道具や図工、美術セットなどを持ち帰る場合は一度に持ち帰らずに、計画的に持ち帰るといった対応策を各小中学校に指導しています。

次に、3点目のランドセル以外の選択肢についてお答えします。

本市の小学校では、通学用のかばんとして特定のものを指定していませんので、保護者や児童の判断で、布製の軽量ランドセルやリュックサックなど、ほかのかばんを選択することも可能です。

なお、複数の学校では、布製の軽量ランドセルを推奨しており、また、ほかのかばん

んを選択する場合には、登下校の安全確保の視点から、原則として両手が空くような背負うタイプのものを選択することを入学の手引などを通じて、保護者にお伝えしているところです。

なお、ランドセル症候群については、ランドセルの中の教材の重さが直接の要因ですので、置き勉と併せて、家庭学習でのタブレットの活用を推進しています。

タブレットを活用することにより、宿題に必要な紙ベースの問題集や資料集などの副教材を持ち帰る必要がなくなりますので、児童の通学時の負担はこれまで以上に軽減されるものと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） ありがとうございます。

先ほどの部長の答弁の中でランドセル症候群の実態調査は行っていないということでしたけれども、また、児童や保護者から荷物が重たいとかの声もないと、肩凝り、腰痛の健康被害の報告報告もないということでしたけれども、教育委員会としては、学校に対して子どもたちの負担軽減に配慮するよう指導しているとの答弁でありました。

まずは、通学時に、通学ブルーという言葉がありますけれども、学校に行きたくない、通学ブルー、また、身体の痛みを実感しているのかどうかの調査とともに、特に1、2年生、低学年ですね、ランドセルの荷重の計量もちょっと行っていただきたいと思っておりますけれども、せめて担任の先生というか、学校の教室の中でも、低学年に対してランドセルに関してちょっと聞き取りじゃないですけど、聞き取っていただきたいなど。どうですか。重くないか、また、結構、通学の距離も各地区によって遠いところと近いところがありますけれども、遠くから来られている、通われている子どもさんにとっては、結構、負担になる可能性も高いので、その辺のところをちょっと聞き取りをぜひ行っていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長（岡田晃昌君） 先ほどの答弁の繰り返しにはなりますが、各小学校では、革製のランドセルの指定はしていないこと、複数の学校では布製の軽量ランドセルを推奨していること、置き勉を推奨していること、そして、通学ブルーなどの精神的不調や体の痛みなどの身体的不調といったいわゆるランドセル症候群に関して、これまで児童や保護者から声が寄せられていないことから、今のところ調査をすることは考えていません。

しかしながら、教員は日頃から担任する児童の体調面を気にかけているところがございますが、児童が自分からランドセルが重くてつらいということを言い出しにくいということもあるかもしれませんので、教員のほうからの声かけや確認を徹底するよう各小学校に指導したいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。
- 8番(平野時夫君) ぜひよろしく願いいたします。

調査によると、小学校低学年でランドセルの重さの平均は約4kgだそうです。我慢できる程度の痛さや不快感から、気づかないうちに進行するため、できるだけ早い段階で気づき、対処することが重要だと言われております。

背中の痛みや肩凝りは学校生活を楽しめず、集中力の低下や学習へのモチベーションの低下を引き起こす可能性があります。ランドセル以外の選択肢があることを入学の手引書だけではなくて、ほかにも周知徹底する考えはないでしょうか。今、手引だけで、ランドセル以外オーケーと、選択肢があるということを、ほかにもちょっと、少し幅広く周知していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。
- 教育部長(岡田晃昌君) 入学の手引は、入学前年の秋頃に実施されます入学説明会におきまして、保護者に配布をしています。ただ、その時点で準備を既に進めているご家庭もあるかもしれませんので、これよりも早い時期に周知することについて、子育て支援課やこども園と連携して、その方法や手段など、それらについて検討したいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(毛利純雄君) 8番、平野時夫君。
- 8番(平野時夫君) 買ってしまってからでは遅いので、できるだけ早く皆さんに知っていただければ、選択肢が広がると思いますので、よろしく願いいたします。
小さい子どもさんが背負う、この重さの中身は膨らみ続ける親の期待、学校の期待、そして国の期待からくる重みではないでしょうか。ランドセルの中に詰めるものは心豊かな優しい人間をつくる中身であってほしいと願うものであります。
以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◇北島 登君

- 議長(毛利純雄君) 続きまして、通告順に従い、15番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。
- 15番(北島 登君) 15番、北島 登、通告順に従いまして、一般質問を行います。
一つ目の質問は、サードプレイスについてです。
家庭、ファーストプレイスでも、学校、職場、セカンドプレイスでもない、第3のインフォーマル公共生活の場、サードプレイス、第3の居場所についてです。
不登校の状態にある小中学生は、文部科学省の2024年10月31日の調査に

よりますと、昨年度、全国小中学校で30日以上欠席した不登校状態にある子どもは34万6,482人で、前年度と比べ、4万7,000人、率にして15%多く、11年連続で増加し、過去最多となっております。

このうち小学生が13万370人で、10年前の5倍に、中学生が21万6,112人で、10年前の2.2倍に、それぞれ増えています。

このほか、高校生が6万8,770人で3年連続増えています。

また、いじめの件数は、小学校が58万8,930件、中学校が12万2,703件、高校が1万7,611件、特別支援学校が3,324件の合わせて73万2,568件で、前年度よりも5万件増え、過去最多となりました。非常に多い数字だと思います。

昨年11月時点での福井県内小中学校の不登校は1,567人で、過去5年で最多。あわら市は多いほうではないとは思っていますが、仮に人口割合で計算してみますと51人となります。

問題を抱えてしまっている子どもたちは、環境の変化や適応が苦手だったり、人間関係の構築が苦手だったり、学習状況だったり、最悪の場合、格差やいじめに遭っていたり、家庭内の問題やネグレクト、またはDV、児童相談所案件もあるかもしれません。

子どもたちのSOSやちょっとした変化にいち早く気づいてサポートやケアするのがカウンセリング事業だと思います。

あわら市の登校拒否、不登校状況は、公表されていませんので分かりませんが、子どもたちの悩みの解決のため、カウンセリング事業が行われています。

状況は、スクールカウンセラーでの相談件数が982件、スクールソーシャルワーカーでの訪問活動件数は491件です。前々年度から心のパートナー派遣事業や不登校対策委員会など本格稼働しております。本当にありがたいことです。

しかしながら、全国的な不登校の復帰率は小学校で30%、中学校では21%です。そのことを踏まえますと、不登校の子どもさんの約7割は本当の解決を迎えてないということになります。

これまで、どうにかして学校に通えるようにする、そして、不登校状態から脱していくという不登校対策が行われたように思います。

ただ、文部科学省も方向転換をしています。2016年の教育機会確保法では、不登校の子どもが学校に戻ることが全てではないというふうに方針を変えました。様々な学びの場を確保するということが目標としております。

質問に入ります。

家庭でも学校でもない、第3のインフォーマル公共生活の場、サードプレイス、第3の居場所についてどのように捉え、どのような考えなのか。お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 家庭でも学校でも職場でもない第3のインフォーマルな公共生

活の場についてどのように捉え、どのような考えなのかにお答えいたします。

子どもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において成長する存在であります。

しかしながら、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子どもが地域コミュニティの中で育つことが困難になってきております。

また、心に問題を抱えたり、厳しい環境で育っている子どもは居場所を持ちにくく、失いやすいことから、多様な形態の居場所が求められるようになってきています。

多くの子どもにとっては、学校は学ぶだけではなく、安全に安心して過ごせる大切な居場所の一つであると認識しております。

しかし、学校に行けない子どもや様々な課題や事情を抱えた子どもは、学校以外に安心して過ごせる場所や相談先が必要であり、居場所としては、対面だけでなく、オンラインなどの手段もあると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。

それでは、捉えた感じでは前向きなんかなと思われるんで、前向きであるならば、どのような連携やそういった事業所ですね、どのような連携や支援が考えられるか、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 市における子どものサードプレイスとしては、図書館や公民館など公共施設や放課後子どもクラブ、学習支援教室などがあり、子どもの生活や学習の場となっております。

また、学校に行きづらくなった子どもたちの居場所として、適応指導教室、いきいき教室を設置し、本人の主体的な活動を尊重しながら、学校に戻るための自立支援を行っております。

さらに、令和6年度から市が民間業者に委託し、重層的支援体制整備事業として、アウトリーチ型の支援を2事業所で始めております。

この事業は、多世代が利用でき、困難を抱え、自ら支援を求めることができない子どもにとっても安心できる居場所となっております。

そのほか社会福祉法人などが実施する子ども食堂についても、社会資源の一つとして利用されている状況です。

一方で、これらは支援につながった場合の居場所であることから、子ども自らがいつでも相談できる情報提供も必要であると考えております。このため、国や県が作成した24時間利用できる電話相談窓口のカードやミニレターなどを児童・生徒全員に配布し、周知を図っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） ありがとうございます。

昨年から民間業者に委託している重層的支援体制整備事業で、福祉面、教育面を兼ね備えた第3の居場所が、選択肢の一つとしてつくられ稼働していることを聞いて、安心しましたし、市長がいつも言っているように、誰一人取り残さないあわら市が実践されているんだと感じました。

こうした場所があることは、子どもたち、そして親にとっても大きな支えになると思います。

過去には、親は学校以外に通える場所がないかと探すものの、なかなか情報もなく、たどり着けないということがあったと思いますし、僕自身に事業所もあることを知らなかったのもっと周知される必要があるのかなと感じています。

では、その2事業所は、週何日、何時から何時まで活動されているのか。また、事業所からのアプローチとして、訪問相談などをされているのか伺いたいです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長（山田佳子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

福祉まるごと相談室では、令和6年度から重層的支援体制整備事業におけるひきこもり支援として、民間事業者に委託し、アウトリーチ型の支援を始めております。

この事業の中では、居場所として市内にこの道グループのPLACEあわらとネクスタス株式会社のあわら交流センターの2事業所がございます。

これら2事業所では、多世代が利用でき、子どもにとっても親にとっても安心してできる相談場所、居場所として活用することができます。

PLACEあわらは、火、水、木曜日の午前11時から午後4時まで、あわら交流センターは、平日午前9時から正午までとなっています。

また、オンラインでの居場所づくりとして、PLACEあわらでは、ボイスチャットアプリを活用し、オンラインで集える場を創設し、月に1から2回、参加者みんなでオンラインゲーム、マイクラフトをプレーしながら交流しているところです。

このほか、事業所からのアプローチとしては、相談者に寄り添った支援として、訪問相談なども行っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 15番、北島 登君。

○15番（北島 登君） ありがとうございます。

訪問相談されているということなので、よかったなと心から実感しております。

所見なんですけど、スタートしたばかりなので仕方ないかもしれませんが、もう少し日数や時間を幅広くなっただくことを望みます。

子どもが自らがいつでも相談できる情報提供もされているということですが、さらなる周知をお願いしたいと思っています。

例えば、学校や公共施設だけではなく、自治会、スーパーやコンビニ、ドラッグストアなど、民間のトイレなどに、人権SOSから救うというステッカーなどを貼っていただいて、いつでも情報を手にとれるような環境づくりに努めていただきたいと思うのですが、その件につきましてどうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 健康福祉部長、山田佳子君。

○健康福祉部長(山田佳子君) ありがとうございます。

子どもがいつでも相談できる情報としましては、現在、福井県の24時間電話相談や全国共通の24時間子どもSOSダイヤルなどがあり、持ち運びできるよう、電話番号が記載されたカードになっております。

また、法務局人権擁護部宛てに投稿できる子ども人権SOSミニレターもございまして、子どもの人権SOSのメールやLINEで相談できるものがあり、これらは学校を通じて、毎年、個別に配布をされております。

これに加えまして、今年度は、今ほどお答えしました2事業所のアウトリーチ型支援の居場所について、福祉まるごと相談室の広報チラシに掲載し、各関係機関に配布しております。

また、広く知らしめるということで、市のホームページ上でも、ひきこもり支援について広報をしております。

今後は、子ども自らがいつでも相談できる情報の提供が重要であることから、議員がおっしゃるとおり、子どもたちがふだん利用するところに分かるように周知することはとても大切なことだと考えております。

駅やコンビニ等のトイレなどで、相談窓口のステッカーなどを目にすることもありますので、有効な周知手段として検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) よかったです。

仮に、そこら中に貼ってあると、あわら市全体でこのような環境づくりができて、それが進んでいただけたら、いじめやらハラスメントへの抑止力にもなると考え期待しております。できたら、本当に前向きにお願いします。

子ども・若者計画では、まだ案の段階ですけど、サードプレイスまでは考えていないようだが、そのことについての見解はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) お答えします。

国のこどもの居場所づくりに関する指針では、子どもの居場所とは物理的な場だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態があり、子どもや若者本人がそこを居場所と感じるかは本人が決めることとされております。

現在策定中のあわら市子ども・若者計画では、基本目標2の施策に、子ども・若者

の居場所づくりを掲げております。

主な取組として、遊びや交流の場づくり、不登校や悩みを抱える子どもや若者が社会とつながる場づくり、公共施設や様々な子ども関連の事業を活用した地域の場づくりとしています。

多様な困難を抱える子どものサードプレイスについては、これらの取組の中で、ニーズに合った事業を展開していくこととし、子どもや若者の視点に立ち、当事者の声を聞きながら進めてまいります。

さらに、基本目標3の施策として、障がいや生きづらさを抱える子ども・若者への支援を掲げ、困難を抱える子どもや若者への支援を引き続き取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。

本当にこれからのことなので、よい計画をつくっていただきたいと思ひますし、そういった方向でお願いしておきます。

教育部局での、例えば、オンライン授業を展開するですとか、スクールドッグを活用されるとか、今行われていない支援なども、今後検討していただきたいなと思ひております。

学校に復帰される、それはもちろんすばらしいことだと思ひますよ。ただ、学校へ行けなかった子も、その後も人生は続いていきます。なので、大人になったときに、過去にこういうこともあったけど、地域や第三の居場所などの支援によって、今、以前より楽しいし充実していると思ひると、人生の世界観を構築し、幸せになつてもらえたらいいなと私は考えています。

あわら市全体でよろしくお願ひいたします。

では、二つ目の質問に入ります。

あわら市学校給食の現状と小学校無償化に向けた取組についてです。

今日現在、給食無償化は急速に進んでいること、誰もが存じ上げていることだと思ひます。また、近年、食材費高騰が進む中、家庭での子どもが受ける食の格差が拡大していつています。この格差を小さくする役割も、学校給食にはあると思ひています。

給食費無償化には、全ての子どもが給食費を気にせず安心して給食を食べられるというメリットがあります。

各自治体が給食費無償化を始めた理由としましては、保護者の経済的負担軽減や子育て支援のほか、少子化対策や、定住、転入の促進、地域創生、人口増加への期待をした支援などがあります。

そのことを受け、給食費無償化の成果として、経済的負担軽減、安心して子育てができる環境が61%と、高い数値であると思ひています。

昨年10月1日より中学校の学校給食無償化を先行して進めました。今、あわら

市学校給食での現状と考え方はどのようなものか、お答えをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) あわら市の学校給食の現状及び考え方はどうかとのご質問にお答えいたします。

保護者が負担する学校給食費は、小学校低学年が4,500円、高学年が4,800円、中学生が5,100円ですが、子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年9月から学校給食費の半額支援を行っております。

さらに、昨年10月からは中学校の学校給食を全額無償化とし、子育て支援を強化したところでございます。

また、昨今の精米の仕入価格の高騰により、昨年12月の市議会において、精米値上がり分約290万円の歳出予算を補正しましたが、児童・生徒1人当たり換算して一月約230円となるこの額は、保護者負担とせず公費負担とし、引き続き保護者の負担軽減に努めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。

本当にいろいろなご努力されていると感じました。本当にありがたいなと思っております。

では、細かい内容で、小学校学校給食無償化へ向けた取組ですとか協議はどのようなことをされたのか、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 小学校無償化に向けた取組や協議ですけれども、昨年10月から中学校の学校給食無償化を実現する際、小学校の無償化も検討しましたが、市の財政状況を鑑み、教材費をはじめとする学校での保護者負担額が大きい中学生のみを先行して無償化することにいたしました。

また、令和7年度当初予算の編成においては、鎮静化しない物価高騰を背景に、学校給食の原材料費が増大し、小学校の学校給食無償化はこれまでの試算以上に財政支出を要することが見込まれてきました。

さらには、昨年秋の衆議院議員選挙後から、国では年収103万円の壁に関する議論が起こり、今後の地方自治体の税収への影響が予想され難しい時期であったため、本市の税収においても先が見通せないこともあり、関係部署と複数回の協議を経て、最終的に財政的な観点から、令和7年度当初からの小学校の学校給食無償化については見送ったところでございます。

しかしながら、学校給食の原材料費の高騰に伴い、令和7年度からは小学校低学年は500円、高学年は600円、中学生は700円、それぞれ原材料費が引き上

がる予定ですがけれども、中学生は無償化を継続し、小学生の保護者負担額は現在と同額に据え置くことにさせていただきます。

この原材料費高騰分1,130万円につきましては公費負担とし、小学生に係る保護者負担額は、実質的に45%程度に引き下がることとなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 本当に公費負担という部分も、何て言ったらいいですかね、物価高騰対策に対する部分は公費負担でということもされているということを知っていて、何よりだなと思ったのと、それから小学校の学校給食無償化の協議が複数回されているということも、本当にありがたいなと思って、本当に、中学校の給食無償化された後も、小学校給食無償化への奮励努力がうかがえて、また、小学校の給食無償化に向けて、市長も教育長も熟考されているんだなと感じ、個人的にも一日も早い実現を期待するものであります。

質問に入ります。

小学校給食を無償化するに当たり、市の財政負担は総額で幾ら必要なのか、教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 教育部長、岡田晃昌君。

○教育部長(岡田晃昌君) お答えをさせていただきます。

令和7年度の当初予算案ベースで申し上げますと、小学生の学校給食費の全額を無償化した場合の財政負担は約6,600万円でございます。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 意外と、という感じで、もっと高いのかなと思った部分もあって、うまくやればもう少しで何とかなるのかなと、個人的な見解で言わせてもらおうと、そんな気はちょっとしました。何とかなってほしいなと思っています。

ここまで聞いて酷な話なんですけど、今現在での小学校給食無償化への考えはどのようなものか、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 先般の新聞報道によりますと、先月25日に自民党、公明党、日本維新の会の3党間で交わされた合意文書の中に、給食無償化は小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、2026年度に実現する。中学校への拡大もできるだけ速やかに実現するとの記述が盛り込まれております。

これを受けて、国では今後、学校給食無償化の実現に向けた議論が深まっていくものと思われまます。

本市としましては、これまで同様に、国、県に対し、学校給食無償化を強く要望し

ていくとともに、国の動向を見極めながら、そして市の財政状況を総合的に勘案し、小学校の完全給食無償化の実現に向けた検討を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) ありがとうございます。

あわら市における給食費無償化における財源の原資はふるさと納税だと思っておりますが、過去からの担当職員さんの努力のおかげもあり、今年度は約12億とすこぶる好調のようであります。

でも、永遠に安定した財源でもないのかなとも思っています。

今のあわら市、私、個人的な見解を申し上げますと、いろいろな面で、ふるさと納税制度に救われているんだなとも思っております。

先ほど答弁にありました国103万円の壁が壊れ税収はマイナスに影響しますし、高齢化率の高いあわら市、今後の扶助費が日々増大していくのも理解しています。

また、上下水道の起債償還が令和8年度にピークを迎えるということも存じ上げております。

その中で、市民が望むまちづくりの期待に応えていく政策もしなければなりません。その折、過去の前佐々木市長の残務処理がありました。例えばaキューブの地面の60台分の売渡し契約問題、面積を半分にされ、駅西再開発においてもきついとしか言いようのない状態で、現在も担当課においても模索中であります。

そんないっぱいいっぱいの状況下においても、今日まで協議されてきた小学校給食無償化は諦めないでいただきたいと思っておりますし、仮に国の小学校給食無償化の制度が崩れたとしましても、実現するという強い思いであってほしいと思っています。

その点、どうでしょうか。市長に伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 市長、森 之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 私としましては、子育て世帯を支援するために何とか実現したいという強い思いを持っております。そういう思いから、市の財政状況を総合的に勘案して、繰り返しになりますけど、財政状況を本当にきっちり総合的に勘案しながら精いっぱい頑張りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 15番、北島 登君。

○15番(北島 登君) 期待しています。

以上、一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長(毛利純雄君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日から3月20日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査願います。

なお、本会議は3月21日に再開いたします。

本日はこれをもって散会します。大変お疲れさまでした。

(午後2時15分)

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第125回あわらし議会定例会議事日程

第 4 日

令和7年3月21日（金）

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 令和6年度あわらし一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 3 | 議案第 2号 令和6年度あわらし国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 4 | 議案第 3号 令和6年度あわらし後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 5 | 議案第 4号 令和6年度あわらし公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第 5号 令和6年度あわらし水道事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第 7 | 議案第 6号 令和6年度あわらし公共下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第 8 | 議案第 7号 令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第 8号 令和7年度あわらし一般会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 9号 令和7年度あわらし国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 10号 令和7年度あわらし後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 11号 令和7年度あわらし農業者労働災害共済特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 12号 令和7年度あわらし公共用地先行取得事業特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 13号 令和7年度あわらし水道事業会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 14号 令和7年度あわらし公共下水道事業会計予算 |
| 日程第 16 | 議案第 15号 令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算 |
| 日程第 17 | 議案第 16号 あわらし行政組織条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 17号 あわらし職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわらし市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 18号 あわらし一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 19号 あわらし一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 20号 あわらし行政手続における特定の個人を識別するための番 |

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 7 請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書
- 日程第 2 8 請願第 2 号 訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の請願
- 日程第 2 9 請願第 3 号 従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願
- 日程第 3 0 請願第 4 号 ノーベル平和賞を授賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第 3 1 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 3 2 陳情第 2 号 教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情
- 日程第 3 3 報告第 1 号 専決処分報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 3 4 発議第 1 号 あわら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 発議第 2 号 あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 6 議員派遣の件

1. 閉議の宣告

1. 市長閉会挨拶

1. 議長閉会挨拶

1. 閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	三上寛了	2番	青柳篤始
3番	島田俊哉	4番	木下勇二
5番	北浦博憲	6番	堀田あけみ
7番	室谷陽一郎	8番	平野時夫
9番	毛利純雄	10番	吉田太一
11番	山田重喜	12番	八木秀雄
13番	笹原幸信	14番	山川知一郎
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	江守耕一
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	山下綱章
健康福祉部長	山田佳子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
健康福祉部理事	宮川利秀	教育部長	岡田晃昌
会計管理者	出島瑞恵	監査委員事務局長	常廣由美
芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一		

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

◎開議の宣告

○議長（毛利純雄君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（毛利純雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（毛利純雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、山田重喜君、12番、八木秀雄君の両名を指名します。

◎議案第2号から議案第15号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第2から日程第16までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査願っておりますので、予算決算常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 8番、平野時夫君。

○8番（平野時夫君） 予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案15件について、二つの分科会を設置し、所管事項について慎重に審査、調査いたしました。

これを受け、委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査の結果、議案第8号と議案第9号は賛成多数、そのほかの議案13件につきましては賛成全員でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、この場では、審査の内容の主な質疑と意見を抜粋して申し上げます。

まず、議案第1号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第10号）について申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

集落活性化支援事業補助金について、委員から、補助金の減額理由について問いがあり、理事者からは、自治会からの要望が減ったことが主な要因である。以前は各区の設備調達に対する補助が多かったが、現在は各区のイベント開催に対する支援に変わってきており、事業が縮小している。今後も事業の周知を進めるとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

ふるさと納税の事業経費について、委員から、寄附者の分析はしているのかとの

問いがあり、理事者からは、関東圏からの寄附が全体の4割を超え、特に東京からの寄附が25%と大きな割合を占めている。返礼品の内容によって寄附者の属性は異なり、特に温泉旅館の宿泊返礼品を選ぶ寄附者は富裕層が多い。また、新幹線開業により、東京から温泉旅館の利用を目的に寄附する人が増加したと分析しているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

航路掘削工事について、委員から、浚渫工事はいつ実施されるのか。また、浚渫工事を実施することによって、どの程度の期間、航路が確保できるのかとの問いがあり、理事者からは、令和6年度予算で対応するため、3月中に浚渫工事を実施する予定だ。過去の浚渫工事を参考にすると、おおむね5年間は航路を維持できると想定しているとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第2号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第3号、令和6年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第4号、令和6年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第3号）、議案第5号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第6号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第5号）、議案第7号、令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第3号）については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算について、所管課ごとの主な質疑について申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

各種選挙の執行に要する経費について、委員から、投票率の低下が問題視される中、利便性の高い場所での臨時期日前投票所の設置は検討しているのかとの問いがあり、理事者からは、来年度実施される市議会議員選挙及び市長選挙は、選挙期間が短く、事務負担が多いため、臨時の期日前投票所の設置は見送る。しかし、7月予定の参議院選挙では、準備期間が確保できるため、アフレアに期日前投票所の設置を検討するとの答弁がありました。

次に、政策広報課所管について申し上げます。

地域おこし協力隊に係る経費について、委員から、前回は応募がなかったが、今回も同じ募集方法かとの問いがあり、理事者からは、地元と協議し、地域の課題や求める人物像を明確にすることで応募につなげる。従来の募集方法では応募がなかったため、具体的な課題や地域のニーズを踏まえた情報発信を強化し、より効果的な募集を行うとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。

移住・定住促進事業について、委員から、前年度から事業が減額されているが、移住・定住対策に問題はないのかとの問いがあり、理事者からは、今年度は100人の移住者を見込んでいる。本年4月1日から移住・定住特設サイトの運用を開始し、

移住者獲得を推進していくとの答弁がありました。

次に、生活環境課所管について申し上げます。

高齢者外出支援に要するタクシー利用料金助成費について、委員から、減額利用及び対象年齢の引下げとチケット枚数の検討の必要性について問いがあり、理事者からは、利用者は一定数いるものの、利用回数は限られており、総額が想定を超える状況ではないため、予算を減額した。また、次年度から対象年齢を75歳以上から70歳以上に引き下げる予定である。一方、チケット枚数は、福祉タクシーとの兼ね合いで、現在と同数で考えているとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

放課後子どもクラブの民間事業者への委託について、委員から、クラブの環境整備の必要性について問いがあり、理事者からは、県内での民間委託の先行事例がないため、あわら市が初の試みとなる。来年度委託を予定している子どもクラブについては、スペースを拡張し、環境を整備する予定である。今後、委託事業者の運営状況を確認しながら、必要に応じて環境改善を進めるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

農業のスマート支援について、委員から、近隣自治体では、農業のスマート支援に関する補助金を市単独で交付している事例があるが、あわら市では、令和7年度に、どのような機器導入を見込み、予算を計上しているのかとの問いがあり、理事者からは、主に自動操舵システムの導入を見込んでいる。近隣自治体の事例は把握しているが、あわら市では、県の補助事業に上乘せする形とする。今後、市単独による補助も検討していくとの答弁がありました。

次に、商工労働課所管について申し上げます。

スモール・ビジネス支援事業について、委員から、経営的に厳しい事業者がいるため、商工会などと連携し、新規のスモール・ビジネスが継続できるようサポートを強化すべきではないかとの意見があり、理事者からは、現時点でスモール・ビジネス支援事業を利用する事業者の廃業事例はない。3年間は事業継続を義務づけており、撤退した場合は補助金の返還を求めている。ご指摘のとおり経営が厳しいとの声もある。商工会と連携し、支援策を講じたいとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。

芦原温泉駅西口賑わい施設指定管理料について、委員から、令和6年度と比較して令和7年度の委託料が減額となった理由はとの問いがあり、理事者からは、外部委託で毎月1回開催していたイベントの企画運営を、今後は職員が担うため、予算を減額しているとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

竹田川周遊エリア整備事業について、委員から、駅前児童公園を含めたエリアの周遊機能を高めるため、看板設置や空き地活用を十分に検討し、多くの人が活用しやすい環境整備を進めてほしいとの意見がありました。また、ほかの委員から、公園に訪れるターゲットを設定し、来園者数などの想定まで行い、整備計画に明示す

べきだとの意見がありました。これに対し、理事者からは、事業が完了した後も、様々な意見を踏まえ、改善を継続し、地域住民や観光客にとって活用しやすい場所にしていくとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

小学校、中学校の校務用パソコン等更新事業について、委員から、教職員のパソコンをデスクトップ型からノート型に更新する際、パソコンの紛失や盗難、情報流出への対策を徹底してほしいとの意見があり、理事者からは、学校外への持ち出しは禁止とし、管理を徹底するとの答弁がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

中央公民館改修工事について、委員から、令和7年度で中央公民館全体のLED化は完了するのかなどの問いがあり、理事者からは、令和7年度に大ホールやステージ裏、ホール周囲の廊下のLED化を実施する。それ以外の箇所は令和8年度に実施する計画だとの答弁がありました。

最後に、スポーツ課所管について申し上げます。

市民スポーツ行事運営委託料について、委員から、市民体育祭に代わる新たなスポーツ行事を市民に浸透させるため、広報戦略を強化すべきではないかなどの問いがあり、理事者からは、幅広い年代が参加できるよう、協議内容を検討しており、早い段階から広報を進めていきたいとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第9号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計予算及び議案第10号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第11号、令和7年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

共済掛金について、委員から、現在は世帯単位で支払っている共済掛金を、個人単位で負担する方式に変更するなど、掛金の設定を見直す必要があるのではないかなどの問いがあり、理事者からは、労働災害共済事業は単年度では赤字となっており、今後は坂井市と連携しながら、制度改正に向けた検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第12号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算については、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第13号、令和7年度あわら市水道事業会計予算について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

稻荷山配水場更新事業について、委員から、遺跡発掘調査を終えてから工事着手となるが、工期はどの程度を見込んでいるのかなどの問いがあり、理事者からは、令和7年度上期に発掘調査を実施し、秋頃に設計を終え、年度末に工事を発注する予定だとの答弁がありました。

次に、議案第14号、令和7年度あわら市公共下水道事業会計予算について、調

査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

委員から、高資本対策や高料金対策として一般会計から支出されていたが、これらが減額されることで事業の経営に影響はないのかとの問いがあり、理事者からは、人口減少などにより収益は減少傾向にあるが、施設の維持や更新を考慮した経営戦略を立てており、当面の事業運営には支障はないとの答弁がありました。

最後に、議案第15号、令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

水質検査委託料について、委員から、PFASが検出されたことを受けて、水質検査を実施するのかとの問いがあり、理事者からは、通常の水質検査に加え、PFASをより詳しく監視する必要があると判断し、検査項目を増やしたとの答弁がありました。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（毛利純雄君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第2から日程第16までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第1号、令和6年度あわら市一般会計補正予算（第10号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第1号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第1号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第2号、令和6年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第2号を採決します。
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第3号、令和6年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第3号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第4号、令和6年度あわら市公共用地先行取得事業特別会
計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第4号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第5号、令和6年度あわら市水道事業会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第5号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第6号、令和6年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第6号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認めます。表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第7号、令和6年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第8号、令和7年度あわら市一般会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 一般会計予算について反対の討論をいたします。

細かいことはいろいろありますけれども、一番大きな問題は学校給食費についてでございます。

市長は、市長選挙のときに給食費を無償という公約を掲げられました。そして、一昨年の10月から小中とも半額公費負担、それから、昨年の10月からは中学校は無償ということで、無償化に向けて、いろいろ財政が厳しい中でも努力をしておられるということは評価をいたします。

また、学校給食は教育活動の一部だと。これは、国も教育委員会もみんなが認めているところでありまして、教育活動の一部であれば、憲法に従って義務教育は無償とするというこの憲法の規定からいえば、本来は国がやるべきことであるというふうに考えます。

しかし、現実はやや厳しい状況でありまして、しかしそれでも、県内でも永平寺町、高浜町、越前町、南越前町が無償化に踏み切っております。あわら市も小学校だけ半額ということで残っておりますが、ぜひこれは公約に従って無償にすべきであるというふうに考えます。そういう点で、この一般会計の補正予算には反対をするものでございます。

ぜひ議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（毛利純雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第9号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まずは、原案に反対者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 国民健康保険会計についての反対討論をさせていただきます。

この点については、私、一般質問でも申し上げましたが、国保会計についても、市としては、昨年からの資産割を廃止するとか、そういう点でそれなりに努力をしてきたということは評価をするところでもありますけれども、均等割は、一般質問でも申し上げましたが、家族の数が増えれば、それにしたがって保険料が増えるということで、少子化が進む中で、何とか少しでも子どもを増やしたいと願っているところがございますけれども、そういう中で、子どもを産んだら保険料が上がるということは、この子育て支援に逆行するものだと言わなければならないと思います。

国保制度もそもそもは国がつくった制度でありますから、本来は国が国保制度を全部、財政的にも責任を持つということであるべきだというふうに思っております。

そういう点では、市として、それなりにいろいろ改善をする、そういう努力をしていることは評価するところがございますけれども、ぜひ、この子育て支援に逆行する均等割はなくすべきだと。

5年後に国保制度は県下全部統一されるということで、全国的にもこの均等割の問題、平等割もちょっと問題ですが、均等割については子育て支援に逆行するというので、いろいろ見直しの動きもあるようでございます。

ぜひ、5年後の県内の統一に向けての議論の中でも、この統一された基準からは均等割を廃止するという方向で努力をしていただきたいなというふうに思っておりますが、そういうことも含めて、この均等割が残っている国保会計には反対をするものでございます。

ぜひ議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（毛利純雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成多数です。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第10号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第10号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第11号、令和7年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第12号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第12号を採決します。
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第13号、令和7年度あわら市水道事業会計予算について、
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第14号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第15号、令和7年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計
予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第15号を採決します。
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。
（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第16号から陳情第2号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 次に、日程第17から日程第32までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（毛利純雄君） 初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 5番、北浦博憲君。

○5番（北浦博憲君） 総務厚生常任委員会の審査過程と結果の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月11日、12日、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、議案6件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書をはじめ、請願4件について、挙手採決の結果、全て不採択とすべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項を申し上げます。

まず、議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、機構改革に伴い、あわら市行政組織条例の一部を改正するもので、本案に対して、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第17号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業など、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務を免除する職員の範囲などについて、所要

の改正を行うもので、本案に対して、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和6年の人事院勧告に準じ、一般職の職員などの給与について、所要の改正を行うもので、本案に対して、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第19号、あわら市一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員などの旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応した旅費制度への見直しに係る所要の改正を行うもので、本案に対して、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第20号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の一部改正に伴い、引用している条文について所要の改正を行うもので、本案に対して、委員からの特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第21号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国が定める家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、施設の運営などに関する要件を改正するもので、本案に対して、委員からの特段の質疑はありませんでした。

次に、請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書、請願第2号、訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の請願、請願第3号、従来（紙）の健康保険証の発行、存続を求める意見書提出の請願、請願第4号、ノーベル平和賞を授賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書について、協議の中で出た主な意見のみ申し上げます。

請願第1号について、委員からは、選択的である以上、どちらかを強制されるべきではない。結婚によって姓が変わる制度は世界で日本だけであり、国際化が進む現代では、生まれたときの姓のままのほうが都合がよいと考える人も多い。夫の姓を選びたい人が選べばよく、そうでない人は自分の姓を保持できるようにすべきだ。この制度の採択を強く求めるとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（毛利純雄君） 続きまして、産業建設教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 2番、青柳篤始君。

○2番（青柳篤始君） 産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月13日、14日、17日に、理事者の出席を求め、当委員会に付託されました議案第22号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、議案第24号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、市道路線の認定についての議案4件について慎重に審査いたしました。

議案に対して、委員からは特段の質疑はなく、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

最後に、陳情第2号、教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情については、挙手採決の結果、趣旨採択すべきものと決しました。

以上、産業建設教育常任委員会に付託されました議案の審査の過程と結果とさせていただきます。

○議長（毛利純雄君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、日程第17から日程第32までの討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 議案第16号、あわら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第16号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第17号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びあわら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより、議案第17号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長(毛利純雄君) 賛成全員です。

したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長(毛利純雄君) 議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより、議案第18号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長(毛利純雄君) 賛成全員です。

したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長(毛利純雄君) 議案第19号、あわら市一般職の職員等の旅費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長(毛利純雄君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第20号、あわら市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第20号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第21号、あわら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第21号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○15番（北島 登君） 議長。携帯電話を持っている人がいるんでね、携帯だけ出してもらわんと。

○議長（毛利純雄君） 暫時休憩します。再開は30分とします。

（午前10時28分）

○議長（毛利純雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長（毛利純雄君） 議案第２２号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第２２号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第２２号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（毛利純雄君） 議案第２３号、あわら市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第２３号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、議案第２３号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 議案第２４号、あわら市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、議案第２４号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (毛利純雄君) 賛成全員です。

したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 (毛利純雄君) 議案第25号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (毛利純雄君) 討論なしと認めます。

○議長 (毛利純雄君) これより、議案第25号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (毛利純雄君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (毛利純雄君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (毛利純雄君) 賛成全員です。

したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 (毛利純雄君) 暫時休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時33分)

○議長 (毛利純雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 (毛利純雄君) 請願第1号、選択的夫婦別姓制度をただちに導入することを求めるよう国に意見書採択を求める請願書について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (毛利純雄君) まず、原案に反対の発言を許可します。

賛成ですか。

(「原案賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (毛利純雄君) 反対はないですか。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番 (山川知一郎君) 請願第1号について、賛成の討論をさせていただきます。

日本のように、結婚によって夫婦が同一の姓を名づけるということが法的に決められているというのは、全世界でも日本しかないということでもあります。

大体は結婚すると女性の姓が夫の姓に変わるということになると思いますが、女性にとっては、ずっと結婚するまで長い間使ってきた姓を変えなければならないというのは、社会生活上いろいろ不便が生じるということになると思います。

今回の請願は、夫婦別姓について選択できるようにと。どちらかに必ず統一しなければならないということではなくて、どちらか好きなほうを選べばいいというふうな制度にしてもらいたいということで、女性だけではないですけども、社会活動上、不利益を被るおそれのある、こういう夫婦同姓はやめるということで、ぜひ議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第1号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成少数です。

したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 請願第2号、訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まず、反対者の発言を……。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 請願第2号について賛成の討論をさせていただきます。

訪問介護報酬が、国によって基本報酬が引き下げられました。このことは、訪問介護事業者にとっては非常に大きな経済的な打撃になっております。

昨年2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業、解散が、過去最多の784社に達したということがございます。そのうち訪問介護は529社と、前年の427社から急増しております。

この坂井地区におきましても、訪問介護事業をやっておられる事業主の方からは、

こんなことをされたら非常に困ると、もう事業を継続することが難しくなるという声が上がっております。

今やるべきことは引下げではなくて、逆に引上げが必要だと。介護、医療関係の人不足っちゅうのが大きな問題になっている中で、報酬を引き下げるということは到底認められないというふうに思います。

ぜひ議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、請願第2号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第2号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成少数です。

したがって、請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 請願第3号、従来（紙）の健康保険証の発行存続を求める意見書提出の請願について、討論はありませんか。

○議長（毛利純雄君） まず、反対者の発言を求めます。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 請願第3号について、賛成の意見を申し上げます。

私、この問題は、一般質問でも取り上げましたが、従来の保険証をマイナンバーカードに切り替えると。これは、マイナンバーカードの発行そのものは任意だということになっておりますし、実際に、障がい者とか高齢者とか認知症とか、そういう方々は、マイナンバーを使いたくても使えないという方もおられます。

現に、マイナンバーカードを持っておられる方は大体市民の8割程度ということでございますし、それから、マイナンバーカードを持っておられても、医療機関で保険証として使っておられる方は25%程度だと。全体からすれば非常に少ない。

しかも、医療機関の窓口では、マイナンバーカードを使うことで非常にいろいろとトラブルが発生をしているということでありまして、こういう、マイナンバーカードは任意だと言いながら、実際には強制するようなやり方は認められない。

今までどおり紙の保険証を使いたいという方には保険証を認めるべきだというふ

うに思います。

ぜひ、そういう点で、この請願に賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、請願第3号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第3号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成少数です。

したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 請願第4号、ノーベル平和賞を授賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める請願書について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まず、反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 今回の請願について、賛成の討論をさせていただきます。

今まで、何回かこの問題は取り上げられてまいりましたが、残念ながらいずれも不採択となってまいりましたが、皆さんご承知のように、昨年12月10日に、戦後、広島、長崎から80年になりますけれども、この間一貫して核兵器廃絶を訴え続けてきた日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）がノーベル平和賞を受賞いたしました。

このことは、世界中が核兵器をなくすということについて、非常に強い声を上げているということの表れだというふうに思いますし、そういう中で、2021年の1月に、国連で、123か国が賛成をして核兵器禁止条約が採択をされました。今現在、世界で94か国がこの禁止条約に調印をし、73か国が批准をしております。

今、ウクライナやガザなどで紛争がというか戦争が起こっておりますけれども、いつ核兵器が使われるかも分からない。非常に核兵器使用の危機が高まっていると言わなければならないというふうに思います。

それに加えて、我があわら市議会も、平成23年6月30日に非核平和都市宣言というのをしております。この宣言では、核兵器をなくすことを世界にずっと訴え

続けるということが述べられております。県内のほとんどの自治体でも、この非核平和都市宣言はされております。

こういう経緯から見ても、核兵器禁止条約に日本が参加するということはもう世界から求められていると。残念ながら、核兵器保有国は今のところ、この禁止条約には参加しておりませんが、そのほかの国々からは、世界で唯一の戦争被爆国である日本がなぜこの条約に参加しないのか。特に、この3月初めに開かれた禁止条約の締約国会議にせめてオブザーバーで参加をすべきではないかと。それにも参加しないという日本政府の態度は全く理解できないという批判の声が強く上がっている。

ぜひ、日本政府が、一日も早くこの核兵器禁止条約に参加することを求める意見書を採用していただきたいというふうに思います。

議員各位の強い賛同を心からお願いして討論といたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、請願第4号を採決します。

この請願に対する総務厚生常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

請願第4号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成少数です。

したがって、請願第4号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 陳情について、賛成の討論をしたいと思っております。

今、春闘の真っ最中で、大手企業はかなり大幅な賃上げ、大幅とは言っても今の物価高騰には追いつかない、実質賃金は引き続き下がっているという状況ですけれども、今までに比べれば、大手の企業はかなりの賃上げを認めております。

しかし、中小企業は、実際には、今のこの物価高騰の中で、資材等がどんどんどんどん高騰する、仕入価格も上がっている、こういう中で、とてもじゃないが、営業そ

のものがもう続けられないというような状況にあると思います。

今、最低賃金は、最高の東京都は時給1,163円ですが、福井県は934円と。ものすごく低い部類にあります。これで計算をいたしますと、4人家族で1か月だけでも18万円かかると言われておりますが、この最低賃金984円で月20日働いても16万円に届かないという賃金でございまして、これではとてもじゃないが暮らしていけないということになると思いますし、中小企業の営業も非常に厳しくなっているという状況で、ぜひ中小企業に対する支援と、時給少なくとも1,500円以上という賃上げを実現すべきだというふうに思います。

ぜひ議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する産業建設教育常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第1号を採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 陳情第2号、教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 原案に反対者発言を許可します。

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

14番、山川知一郎君。

○14番（山川知一郎君） 陳情第2号について、賛成の討論をいたします。

皆さんもご承知だと思いますが、現在、公立学校の教員には、時間外労働に対する手当というものが一切ございません。ですから、多くの教員は、特に中学校などはクラブ活動とかそういうことで、遅いと6時、7時まで、ずっと学校に残って仕事をしていても時間外手当は一切支給されないということでありまして、これが、時間外労働をもうやらせ放題といえますか、そういう状況を生み出しているというふうに思います。

それから、教員は、本来の授業以外に、いろんな業務を分担してやっております、それをこなすのも非常に大変だと。

ぜひ、教員の定数をもっと増やすべきだというふうに思います。教員の定数を増やして、本当に子どもの教育そのことに専念できる、そして、時間外手当はきちっと支給するというふうにしなければ、本当に、だんだんだんだん、今、学校の教員の成り手も少なくなりつつあるという状況でございますから、本当に教育をよくするためには、この定数を増やす、そして時間外手当も支給するというふうにするべきであるというふうに思います。ぜひ皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（毛利純雄君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） これで討論を終わります。

○議長（毛利純雄君） これより、陳情第2号を採決します。

この陳情に対する産業建設教育常任委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れをなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、陳情第2号は、趣旨採択とすることに決定しました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 山川議員。

○14番（山川知一郎君） 全員賛成なんで、採択でないんですか。

○議長（毛利純雄君） いや、委員長報告は趣旨採択ですから。それについて今……。

○15番（北島 登君） 趣旨採択についての表決。

○議長（毛利純雄君） 表決ですから。前段が趣旨採択ですから、そういうことでご理解いただきます。

○14番（山川知一郎君） はい。

◎報告第1号の上程・提案理由説明

○議長（毛利純雄君） 日程第33、報告第1号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

○議長（毛利純雄君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました報告第1号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、本年1月14日に、学校給食センターの給食配送車で市道104号線を走行中、対向車が歩行者を避けるために道路中央に寄ったこと

から、衝突を避けるため、道路左端に寄せ停車した際に、配送車の左側上部が民家屋根に接触し、瓦を破損させたため、修繕に係る損害賠償の額について、3月10日付で専決処分を行ったものであります。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項に基づく議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

○議長（毛利純雄君） 報告第1号は、これをもって終結します。

◎発議第1号及び発議第2号の一括上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

○議長（毛利純雄君） 日程第34、発議第1号、あわら市議会の個人情報に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第35、発議第2号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の2件を一括議題とします。

○議長（毛利純雄君） 本2議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 11番、山田重喜君。

○11番（山田重喜君） 議長の指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第2号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提出に係る趣旨説明を申し上げます。

発議第1号につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用部分に条項ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

また、発議第2号につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、今日の経済社会情勢の変化に対応するため、費用弁償に関して所要の改正を行うものであります。

以上、2案につきまして、所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配付のとおりであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（毛利純雄君） これより、本2案に対する質疑を許可します。

○議長（毛利純雄君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 質疑なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、討論、採決に入ります。

○議長（毛利純雄君） 発議第1号、あわら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（毛利純雄君） 発議第2号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 討論なしと認めます。

○議長（毛利純雄君） これより、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（毛利純雄君） 賛成全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（毛利純雄君） 日程第36、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（毛利純雄君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

なお、諸般の事情により派遣事項に変更が生じた場合は、議長に一任願います。

◎閉議の宣告

- 議長（毛利純雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、会議を閉じます。
-

◎市長閉会挨拶

- 議長（毛利純雄君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（毛利純雄君） 市長、森 之嗣君。
○市長（森 之嗣君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、2月25日の開会以来、25日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただきました。また、全ての議案について妥当なご決議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私が市政を担わせていただくことになってから3年が経過いたしました。就任以来、私は、市民の皆様が何を思い、何を求めているか、皆様の声に耳を傾け、力を合わせながら、市民が安心して暮らせる住みよいまちづくり、未来に向けたまちづくりの実現に全力で取り組んでまいりました。

就任当初に掲げた施策につきましては、アフレアを核としたにぎわい創出イベントの実施、竹田川周遊エリア整備事業、福祉まるごと相談室の設置、持続可能な財政運営に向けたふるさと納税寄附額の増加など、一定の成果を上げたものもあれば、給食費負担軽減事業など、依然として道半ばの事業もあります。

また、北陸新幹線開業効果の市内全域への波及や、激甚化、頻発化する災害への対応、DX、ゼロカーボン事業の推進など、新たな課題にも積極的に取り組んでいるところでございます。

現在本市が直面している様々な課題は、行政だけではなく、まちづくりの主役である市民の皆様と共に考え、協力し、取り組んでいかなければ解決できないものばかりと考えております。

令和7年度も、引き続き市民の皆様が何を思い何を求めているか、市民の皆様の声に耳を傾け、その声に応えながら明るい未来をつくっていくという考えの下、市民や職員と意思を一つに、これからも市政を前に進めてまいります。

市議会の皆様と真摯に議論を重ね、共に明るい未来を切り開いていきたいと思っておりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

◎議長閉会挨拶

- 議長（毛利純雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

2月25日より25日間にわたりまして、各議案等慎重にご審議いただき、妥当なご決議をいただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。

今年度もあと10日余りとなり、いよいよ令和7年度がスタートするわけでございます。

理事者の皆様方には、新幹線開業2年目に入り、交流人口、移住・定住のさらなる推進並びに少子高齢化が進む中、人口増に向けて、若者は子育てしやすく、高齢者が住みやすいまちづくりに重点を置いた行政推進をお願いしたいと思っております。

「暑さ寒さも彼岸まで」と言われておりますが、本日から暖かい日が続くと予想されております。議員の皆様には健康に十二分にご留意いただきまして、市民の皆様のため、ご活躍されますことをお願いしてまいりたいと思っております。

◎閉会の宣告

○議長（毛利純雄君） これをもちまして、第125回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時25分）

地方自治法第123条の規定により署名する

令和7年 月 日

議 長

署名議員

署名議員